

# 地域研究

## 論文

- |  |       |    |
|--|-------|----|
| 米国新聞における在沖海兵隊普天間基地<br>移設問題報道のメディア・フレーム (2009-2010) | 前泊 清美 | 1  |
| 成年後見の社会化における法人後見の意義<br>ー沖縄県内の市町村社会福祉協議会の取り組みを通してー  | 西尾 敦史 | 13 |

## 研究ノート

- |  |       |    |
|--|-------|----|
| 保健医療領域における社会福祉実習の可能性                   | 村田 真弓 | 27 |
| 小説「テンペスト」の比喩と歴史像の検討<br>ー素材としての史実と創作の間ー | 後田多 敦 | 33 |
| 島嶼沖縄の水産業の産業連関分析                        | 友利 廣  | 41 |

## 調査報告

- |                               |       |    |
|-------------------------------|-------|----|
| うるま市におけるスクールソーシャルワーカー活用の実態と課題 | 名城 健二 | 53 |
| 沖縄の世界遺産を活用した地域振興              | 緒方 修  | 63 |

『地域研究』執筆要項



2012年3月

## Media Frames of the Futenma Issue in U.S. Newspapers (2009-2010)

MAEDOMARI Kiyomi\*

米国新聞における在沖海兵隊普天間基地移設問題報道のメディア・フレーム (2009-2010)

前泊 清美

## 要 旨

本稿は、米国主要新聞2紙（ワシントンポストとニューヨークタイムズ）による2009年から2010年の普天間基地移設問題報道をロバート・M・エントマンによる政治コミュニケーションのフレーミング理論を援用し、分析したものである。米国紙のメディア・フレームを抽出し、傾向を解明し、これらのフレームが鳩山政権の崩壊に大きな影響を与えたことを検証した。

## 要 約

本稿は、鳩山政権時の2009年9月から2010年6月のワシントンポストとニューヨークタイムズにおける在沖海兵隊普天間航空基地移設問題報道に関する66記事を分析し、両紙のメディア・フレームの酷似性を確認した。特に、日米同盟重視を強調するフレームの酷似性が高かった。記事の分析には、政治コミュニケーション研究者ロバート・M・エントマンのフレーミング理論を援用した。フレームの機能には、①結果や状況を問題点として定義する。②問題の原因を診断する。③それについての道徳的判断を示す。④問題の解決法、あるいは状況の改善法を推奨する（筆者訳）の4つがあり、両紙の記事はフレームが果たす機能すべてを満たしていることが確認された。多くの記事において、鳩山首相が中心的なアクターに据えられており、鳩山首相の政治的に「実現不可能な」公約、つまり普天間基地の沖縄県外および日本国外への移設が、ここでは長年の日米同盟を揺るがす上記①にあたる「問題」としてフレーミングされている。上記②問題の原因は、「経験のない、未熟な」鳩山新政権の発足であろう。鳩山政権は、2006年に日米で「合意」決定された普天間飛行場の辺野古移設を「破棄する」意思を米政府に伝え、米国政府、メディアの強い反発に遭う。米主要メディアは、こぞって、上記の③にあたる「道徳的な判断」を打ち出した。それは、沖縄の人々の負担を軽減するために、普天間基地は「できるだけ早く、人口がより少ない場所へ移設するべきだ」という判断である。移設地候補の決定を先送りにする鳩山首相に怒りをあらわにする沖縄の人々の様子を、米新聞が1、2行で端的に報道することにより、上述の「道徳的判断」は強化され、同時に、鳩山首相の「優柔不断さ」と「無能さ」を強調することにも成功し、移設地が決定されない責任を首相個人の「優柔不断さ」や「無能さ」に帰結する傾向が見られた。沖縄内外からの日米安保の見直しを求める声や、基地を全国の都道府県で平等に負担すべきだという議論はほとんど報道されず、普天間基地の移設が進まないのは、鳩山首相個人あるいは民主党政権の責任だという一貫した論調が押し通されていた。そして、その論調が示唆することは、首相が辺野古移設に同意し、早急に計画を進めない限り、普天間基地周辺の人々の生命が脅かされ続け、鳩山首相および民主党はその責任を取らなければいけないということであった。

さらに、この問題への解決策として提示されていたのは、普天間飛行場の「沖縄県内の人口がより少ない土地への移設」、つまり、沖縄県北部名護市の辺野古地区への移設であった。そうすれば、「核武装された北朝鮮」の脅威に対抗す

る「抑止力」として辺野古に建設予定の新基地が機能するという論理である。もう一つの解決策として米国新聞が挙げているのは、「鳩山首相の辞任」であった。また、地位協定や米軍基地から派生する環境汚染、「思いやり予算」に関する言及が皆無に近い点を指摘した。

ワシントンポストとニューヨークタイムスの記事では、日米同盟重視、普天間基地の辺野古移設ありきのメディア・フレームが顕著であり、普天間基地移設問題は、鳩山由紀夫首相の政治的手腕と関連して報道された。それらの報道は、日本のジャーナリストやメディア、政治エリートたちに影響を与え、鳩山政権崩壊の重要な要因の一つと考えられる。

キーワード：米国主要新聞、普天間基地移設問題、鳩山首相辞任、メディア・フレーム、フレーミングの機能

### Summary

This paper examines 66 articles on the Futenma issue that appeared in two major U. S. newspapers, *The Washington Post* and *The New York Times*, in 2009-10 and finds the media frames of both papers to be nearly identical, especially in highlighting the importance of the Japan-U.S. security alliance. Robert M. Entman's theory of framing in political communication is employed in analysis of the articles concerning Prime Minister Yukio Hatoyama's handling of the relocation of the Futenma U.S. air base. The newspaper articles successfully implemented all four functions of news framing and may have had influence on the resignation of Japan's Prime Minister in mid-2010.

**Key words** : MCAS Futenma relocation issue, U.S. newspapers, Media frame, Functions of Framing, The Hatoyama Administration

### I. Introduction

This paper presents an analysis of 66 English language newspaper articles related to the issue of the proposed relocation of the Marine Corps Air Station (MCAS-Futenma) in Okinawa, Japan. The articles appeared during the period of September 2009 through June 2010, the ten months during which Yukio Hatoyama served as Prime Minister of Japan. Two U.S. newspapers were targeted for investigation of coverage of the MCAS-Futenma relocation, *The Washington Post* (WP) and *The New York Times* (NYT), with NYT publishing nearly twice as many relevant articles as the number published by WP during

that period. Investigation of the structure and content of the articles reveals general uniformity in the presentation of information and views that could be interpreted as supportive of U.S. interests and the maintenance of the Japan-U.S. Security Treaty signed in 1960; however, there are also notable gaps in the presentation of relevant information. The absence of information along with the presentation of interpretive views is such as to suggest a uniformity of journalistic treatment detrimental to the expressed concerns of the inhabitants of the island wherein the Futenma Marine Corps Air Station is situated.

The analysis presented here employs the

identification of media frames, in particular with reference to Robert M. Entman's theory of framing in political communication. Investigation of the 66 articles reveals that journalistic presentation of the issues surrounding the relocation of MCAS-Futenma, and the involvement of Prime Minister Yukio Hatoyama in those decisions, fulfilled all four functions of the framing process of news: defining effects/conditions as problematic, identifying causes, conveying a moral judgment, and endorsing remedies/improvements (underline provided here for ease of reference). As mentioned, the period of investigation of news articles related to the MCAS-Futenma relocation problem coincides with Hatoyama's tenure of the office of Prime Minister of Japan, from 16 September 2009 to 2 June 2010, the date of his resignation. Scrutiny of the articles opens the question of direction of influence: does the news determine the reporting or does the reporting determine the news (and influence outcomes)?

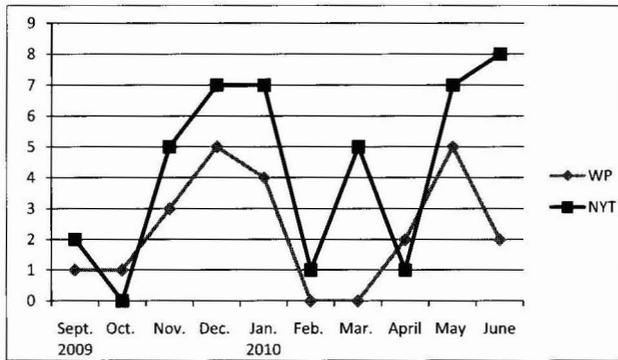
## II. The Data: procedure of collection and criteria for inclusion

Using the key terms Okinawa, Futenma, and military to search within the database Lexis/Nexis, I was able to retrieve a large number of newspaper articles. After a preliminary analysis, I narrowed the collection to those U.S. newspaper articles relevant to the issue of the relocation of MCAS-Futenma which were published in either *The Washington Post* (WP) or *The New York Times* (NYT) during the ten-month period from September 2009 until the end of June the following year. I retrieved 25 articles from WP and 49 from NYT, but then further restricted the collection by excluding from analysis all editorials,

letters to the editor, and commentary columns, resulting in a data corpus of 23 articles from WP and 43 from NYT.

The selection of those two newspapers was motivated by (1) recognition of their being generally considered as politically influential in the United States, especially in Washington, DC, the seat of government of the United States, and (2) the fact that those newspapers have correspondents in Japan. Although the key terms also enabled retrieval of articles from other newspapers, investigation of those retrieved from *The Los Angeles Times* (LAT), indicated that they were not relevant to the issue of the MCAS-Futenma relocation. The exclusion of commentary and interpretive articles was done during the writing of this paper, and was undertaken for the following reasons: (1) those newspaper entries are few in number and are structurally different from those in the larger group of news-reporting articles, (2) the style of language use is intentionally less "objective" in those entries, and (3) though the use of frame analysis is inapplicable to those entries, the results of such analysis are not appropriately presented within statistical comparison of the body of retrieved newspaper articles. Nonetheless, in the analysis section of this paper, there will be occasional reference to some of those non-reportive articles.

The following graph presents the number of relevant articles appearing in the two newspapers, and is enumerated for each of the months in the designated ten-month period.



Graph 1. Number of relevant articles appearing in The Washington Post (WP) and in The New York Times (NYT) per month for a ten-month period. Key words: Okinawa, military, Futenma Database: Lexis /Nexis

### III. The Analytical Framework: media frames and news framing

Journalists frame news in order to simplify complex issues. Gamson and Modigliani, defined a media frame as "a central organizing idea or story line that provides meaning to an unfolding strip of events" (Gamson & Modigliani 143). However, because issues surrounding the relocation of MCAS-Futenma are interwoven with the process of diplomatic policy making, I prefer to utilize Robert M. Entman's concept of framing in political communication. According to Entman, the verb "to frame" or "framing" refers to the process of selecting and highlighting one or more aspects of a perceived reality, and enhancing the salience of an interpretation and evaluation of that reality (Entman 26). Basic functions of framing are identified as follows: "defining effects or conditions as problematic, identifying cause, conveying a moral judgment, and endorsing remedies or improvements" (underlining added here for ease of reference). Entman considered frames which perform at least two of these four functions to be substantive frames (Entman 5).

Investigation of the coverage of the MCAS-

Futenma issue in both U.S. papers indicates that all four functions of framing are present: identification of the issue as problematic, identification of cause, provision of moral judgment, and provision/endorsement of remedy. In both NYT and WP, Prime Minister Yukio Hatoyama is presented as the central actor. The campaign promise Hatoyama had made for relocating the Marine Corps Air Station in Futenma to mainland Japan or overseas was identified as a politically "unrealizable" promise, and the planned relocation was framed as problematic: the major U.S. and Japanese newspapers claimed that such a relocation, or attempt at a relocation different from the one agreed upon in 2006, would threaten the Japan-U.S. alliance. However, the cause of the problem was identified not as the existence of the MCAS-Futenma base or as the existence of the Japan-U.S. Security Treaty (1960), but was identified as the consequence of the Hatoyama administration's being new and "inexperienced" and Hatoyama's "misguided" attempt to renege on the 2006 agreement between Japan and the United States regarding the relocation of MCAS-Futenma. The third function of framing, the conveyance of a moral judgment, could be found in newspapers in both Japan and the U.S.; the position taken was that the U.S. military air station should be moved to a less populated area as soon as possible, which implied the only possible location is Henoko in Okinawa for no other prefectures in Japan except that Osaka claimed to take the U.S. base in their backyard. That is, there was unanimity in the recognition of inappropriateness or injustice in allowing MCAS-Futenma to remain in its present location and circumstances, and that unanimity itself precluded investigatory discus-

ssion of the reasons for relocation. In reporting on Okinawans who were infuriated by Hatoyama's "indecisiveness" and "inability" to find a relocation site, it was therefore implied that Hatoyama was the primary cause for delaying the process of relocating MCAS-Futenma. The implication of such framing suggested that unless Hatoyama agreed to the earlier (2006) relocation plan, he would be held responsible for endangering the lives of those presently living near MCAS-Futenma. The fourth function of framing, the introduction of a remedy, was suggested in the U.S. and Japanese media: initially it was to relocate Marine Corps Air Station Futenma to a "less-populated area of Okinawa," but ultimately the media in Japan and the U.S. suggested another remedy: Hatoyama's resignation. It was suggested that the resignation would expedite the remedy initially offered: to expedite the relocation of MCAS-Futenma.

To reiterate, the Futenma issue is framed as problematic and the script is dominated by criticism against the Hatoyama Administration's mis-handling of the relocation. There was, however, only one story each from NYT and WP that would be categorized as scripts presenting the interests of residents in Futenma, reported as interviews with anti-U.S. base activists and educators. Okinawans' vocalized distrust of Hatoyama was then effectively used to support the newspapers' having framed the Hatoyama administration as one of the causes of the problem and his resignation as an expedient solution: "The United States doesn't know if it can trust Hatoyama or not," said Hiroshi Ashitomi, one of the protesters staging the sit-in in Henoko, "and neither do we Okinawans" (1/23/10 NYT). That quotation was strategically placed at the very end of the article.

The next section of this paper presents in more detail the framing used for reporting on the

Figure 1. Function of Frames in WP and NYT for the Futenma issue (2009-2010) created by the author

Function of Frames	Focus of Frames	
	WP	NYT
Defining Problematic effects/conditions	<ul style="list-style-type: none"> <li>• relocation of MCAS Futenma</li> <li>• Hatoyama's proposal: politically untenable and operationally unworkable</li> <li>• strained the Japan-U.S. security alliance</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• relocation of MCAS Futenma</li> <li>• disrupts U.S.-Japan ties</li> <li>• damaging dispute to U.S.-Japan relations</li> <li>• Hatoyama angered the U.S.</li> </ul>
Identifying cause/agent	<ul style="list-style-type: none"> <li>• "inexperienced" Hatoyama's politically "unrealizable" promise to move MCAS Futenma off Okinawa</li> <li>• Hatoyama reneged on the \$26 billion agreement in 2006 between Japan and U.S. to relocate MCAS Futenma within Okinawa, moving 8,000 marines to Guam</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• politically toxic issue</li> <li>• politically "unrealizable" promise to move MCAS Futenma off Okinawa</li> <li>• Hatoyama reneged on the 2006 agreement between Japan and U.S. to relocate MCAS Futenma within Okinawa</li> </ul>
Conveying moral judgment	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MCAS Futenma should be moved to a less crowded area in Okinawa</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MCAS Futenma should be moved to a less populated area in Okinawa</li> </ul>
Endorsing remedy	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MCAS Futenma's relocation to a less crowded area in Okinawa;</li> <li>• Hatoyama's resignation</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MCAS Futenma's relocation to a less populated area in Okinawa;</li> <li>• Hatoyama's resignation</li> </ul>

MCAS-Futenma issue and Hatoyama's inappropriate handling of the matter.

#### IV. Analysis

This section provides evidence that NYT and WP are indeed quite similar in their handling of information and in their framing for presentation of that information. This section begins with a chart of the topics that are covered, organized according to the media frames that are used for the presentation of those topics. Following that is a more detailed account of the information presented, with quotations from the newspapers. This section ends with focus on the information that is not presented. Figure 1 provides an easily understood organization of the information presented by the two newspapers and the functions of the frames employed for the presentation of that information. (See page 5)

##### IV.1. The objective, factual presentation of news and the illusion of completeness

Though newspapers carry a wide variety of type of articles, articles which are recognized as standard newspaper "news" articles are usually presented as if they were factual reports and contained all of the important or relevant information.

Both NYT and WP are nearly identical in their handling of this issue of the MCAS-Futenma relocation, but their articles appear to be predicated on the accepted importance of the Japan-U.S. alliance. They present this information, which is modified for value (as in the use of superlative forms), as if the information itself were uncontested fact.

Thus, in both U.S. papers, the United States

is repeatedly described as "Japan's biggest ally" (9/4/09 NYT), "Japan's closest ally" (12/16/09 NYT), "long time protector" (4/26/10 NYT), "military protector" (9/7/09 WP), and so on. As for Japan, it is described as "America's most important Asian ally" (1/12/10 NYT), and "America's closest ally" (12/11/09 WP). A quarter of the selected articles appearing in WP is from wire services such as Reuters and the Associated Press. Of the remaining 17 articles, written by WP reporters or staff, half clearly stressed the importance of the Japan-U.S. alliance by positioning the two nations as "the most important allies." About one third of the NYT articles used the same or similar expressions.

In an effort to emphasize the significance of the alliance, Japan is framed as being protected under the U.S. nuclear umbrella, and therefore defended from a nuclear-armed North Korea and a fast-rising China. Three times WP inserted the line "The U.S. is treaty-bound to defend Japan in case of attack," first in an article on September 17 (an article which introduced the new leaders of Japan), and again on November 17 (the only article that reflected Okinawan voices), and again on January 24 (which appeared the day after a candidate opposing the presence of U.S. bases won the mayoral election in Nago, the city within which lies Henoko, the site identified in the earlier, 2006 agreement). Repeatedly, the newspaper articles reminded the U.S. citizens and Japan of the agreed-upon "nuclear-armed protection." Both newspaper simplified that if the Japan-U.S. security alliance were not maintained as it had been for the preceding 50 years, "nuclear-armed North Korea" would become an imminent threat to Japan. Positioning Japan's neighbors as a threat

to peace was openly posed by the declaration: "Both Washington and Tokyo want to relocate Futenma to a northern part of Okinawa prefecture, calling it an essential deterrent to an ascendant China and a nuclear-armed North Korea" (11/21/10 WP underline added here).

By highlighting the importance of the Japan-U.S. alliance, both NYT and WP assume a political stance that supports the national interests of the United States. Reflecting the U.S. administration's stance, NYT and WP display Hatoyama's campaign to move MCAS-Futenma away from the island of Okinawa as an effort to disrupt US-Japan relationships. Repeatedly, NYT depicted Japan as having "frustrated and angered the Obama administration" (1/12/10 NYT) and Hatoyama's reneging on the 2006 agreement as "raising the ire" of the Obama administration (1/24/10 NYT) for having "sown confusion and mistrust between the long time allies" (5/21/10 NYT). Almost half of NYT articles (21 of 43) depicted the U.S. administration as being annoyed with the Hatoyama administration, an important assertion in view of the fact that eighty percent of NYT articles (35 of 43) stressed the importance of the Japan-U.S. ties.

As already mentioned, half of 19 WP's own articles also clearly positioned Japan and the U.S. as closest allies or the U.S. as Japan's protector, and nearly as many articles had either the frame presenting China and/or North Korea as a threat or the frame presenting the solution that MCAS-Futenma should be relocated to Nago. Neither NYT nor WP attempted to question the very presence of the U.S. Marine Corps on Okinawa, but instead persisted in emphasizing the significance of the Japan-U.S. alliance, as follows:

The U.S. alliance with Japan is the centerpiece of American policy in Asia and has been a foundation of security in the region for decades. As the alliance has wavered, concern has spread across the region, with officials from South Korea to Australia expressing worries about the future of the U.S. security role (4/24/2010 WP underline added here).

After Hatoyama decided to give up his own Futenma relocation plan, NYT described the decision as Japan's having "dropped its resistance" to a previously negotiated arrangement to relocate MCAS-Futenma to another part of the island of Okinawa, the decision having been "driven in part by fears of hostility in [Japan's] neighborhood" (5/27/10 NYT). This positioning stresses the view of Okinawa's U.S. military installations as a deterrent to threats from China and North Korea.

However, throughout the ten-month period of newspaper coverage of the MCAS-Futenma issue, focus was not put on the plight of those adversely affected by the presence of MCAS-Futenma U.S. military base occupying a large and central portion of the town of Ginowan on the small island of Okinawa. Amid all the lines of criticism against the Hatoyama administration or against Hatoyama himself, only one or two sentences might be squeezed in to describe Futenma and its problems. This can be seen in the following media frame of the Futenma issue, with reference to Hatoyama's political performance: "For voters across Japan, the Okinawa issue is emblematic of Hatoyama's seeming inability to make up his mind in a timely way on a broad range of issues and campaign promises" (5/31/10 WP underline added here).

#### IV. 2. The illusion of neutrality and the use of experts

To emphasize the importance of the U.S.-Japan alliance, NYT often quotes remarks from "political analysts," "experts," and "senior government officials," and sometimes refers to anonymous sources. The selection of "political analysts" appears to be neutral at first glance, yet upon closer examination, NYT has effectively employed quotations from professors and researchers who are supportive of the Japan-U.S. alliance. The support of positions favorable to the U.S. is not balanced out by quotations from professors and researchers who articulate the plight of Okinawa.

In the article reporting Hatoyama's resignation, some "analysts" said that "[Japan] still views Washington as a largely benign protector" (6/3/2010 NYT). The inclusion of the adverb "largely" hints at the existence of views that the "protector" is not always benign, but those views are not presented, neither by the reporters nor by experts and analysts who, presumably on the basis of their professional expertise, are acquainted with those negative views. An editorial in NYT, appearing on Jan. 28, 2010, is an example revealing that even in the context of interpretive, in-depth coverage, this failure or refusal to present a fuller picture of the situation underlies the reporting of the newspapers. The editorial appeared after Susumu Inamine, an opponent to U.S. bases, won mayoral election in Nago. Before the election, the paper had reported that "this seemingly minor election could, in an indirect way, have major consequences for the United States' ties with Japan, Washington's most important ally" (1/23/10). It is apparent that NYT highlighted the view that there is no other option

for resolving the Futenma issue other than to move MCAS-Futenma to Henoko (in Nago) and that failure to accomplish that relocation will have adverse effect on U.S. relations with Japan.

It took the United States and Japan a decade to negotiate a deal that would reduce the number of American troops on Okinawa and reposition those that remain. Japan's new prime minister, Yukio Hatoyama, is refusing, so far, to commit to the agreement, and the Obama administration is being less than patient. Before any serious damage is done to this important alliance, both countries must work harder to find a compromise. The 2006 agreement was designed to lessen tensions between Okinawans and the more than 20,000 American troops they host. The deal includes moving 2,000 Marines from the Futenma United States Marine air station in the city of Ginowan to the less populated Nago on Okinawa's northern coast, and relocating 8,000 other Marines to Guam . . . . We hope the Obama administration shows flexibility and patience when two senior officials visit Japan for security talks this week. They should encourage Mr. Hatoyama to prove his commitment to being an "equal partner" by offering solutions. And the United States must make a more compelling case for stationing troops in Japan. (There are another 20,000 American troops stationed elsewhere in Japan or just off the coast.) The alliance is more important than the basing agreement. But the longer the agreement is in limbo, the more it stirs questions about the future of the alliance. There are worrying signs that

many of Japan's new leaders and its postwar generation don't understand the full value of the security partnership. A half-century of American protection remains a bargain for the Japanese. In much of Asia, it's seen as an essential balance against a rising China and a defense, if needed, against North Korea. The United States must respect Mr. Hatoyama's desire to strike a more independent course, including by seeking improved ties with China. A strong and equal partnership between Tokyo and Washington is in both countries' overwhelming interest. (1/28/10 NYT Editorial, underline added here)

The position of the people of Okinawa was not expressed as newsworthy and was generally not even alluded to in the articles. Instead, it was presented by an authority whose opinion had not been solicited by NYT reporters. On February 8, 2010, Sarah Kovner, assistant professor of history and Asian studies at the University of Florida, wrote a letter that was published on the editorial page of NYT under the heading "U.S. Bases in Japan," a title which obscures and removes Okinawa. In the letter, Kovner responds to the editorial quoted above and poignantly criticizes that editorial for its lack of account of the sufferings of the Okinawans.

A half-century of protection may seem like a "bargain," but for the men and women who live near the bases that are concentrated in Okinawa, they have been a tremendous burden. Your editorial should have noted why citizens in base communities have opposed the stationing of United States forces in Japan

for more than 50 years. Women have endured sexual violence from American servicemen. Homeowners worry about toxic waste left behind at abandoned bases. And everyone must endure the screams of jet engines and inebriated servicemen. All along, the United States military has resisted demands to turn over servicemen accused of major crimes to Japanese custody. Any assessment of the United States-Japan alliance must take into account the safety and welfare of the men, women and children who live with American bases, and not just the strategic interests of the two governments. (Sarah Kovner, 2/8/2010 NYT, underline added here)

The inclusion of this letter on the editorial page serves to present NYT as even-handed and neutral in their position of covering a problematic issue such as that of MCAS-Futenma. Nevertheless, the reader has no assurance that the letter of Kovner's appears unedited. For that matter, it is well possible that even by-lined news articles have been trimmed of the kind of reporting that Kovner complains is absent in NYT's accounts of the situation in Okinawa.

## V. Information gaps as a consequence of framing

Here, I would like to raise three major points that received little or no coverage as a result of news framing. The lack of coverage of the following three issues may have influenced readers' perceptions and judgments concerning U.S. military-related issues in Okinawa, especially the Futenma issue and the role of the Hatoyama administration.

### V. 1. Almost no report in NYT on SOFA and military-related crimes and accidents

Among the New York Times articles on Okinawa related issues, there are few that mention the crimes committed by the U.S. military personnel and dependents on Okinawa, and there is no commentary on the Status of Forces Agreement, which has been used to enable U.S. military personnel to evade Japanese legal prosecution for crimes committed against Japanese and Okinawan people.

I found only one out of 43 NYT articles concerning the Futenma issues which mentions the unfair "agreements" in SOFA (11/12/09), though the focus of the article was neither on the unfair treaty itself nor on the injustices done to the residents of Okinawa. The lack of reporting on the consequences of this unfair agreement quite likely has contributed to misunderstandings of Okinawan's protest against the U.S. military presence.

### V. 2. Almost no report in the U.S. media on the "sympathy budget" (host nation support)

As NYT states in the 1/28/10 editorial, "A half-century of American protection remains a bargain for the Japanese," the idea of Japan's taking a "free-ride" on U.S.-Japan Security Treaty (1960) (1/30/10) is prevalent among the journalists and the readers of NYT. However, except for one case in NYT, in which Joseph Nye, a Harvard professor, briefly referred to it as Japan's "generous host nation support" and nothing further, neither NYT nor WP mention the presence of "host nation support," which was formerly termed "sympathy budget" by the Japanese.

According to *The Okinawa Times* (OT), "host nation support" pays for 70 percent of the expenses of the U.S. military in Japan. Japan pays three times more host nation support than does Germany. Japan pays the highest cost of host nation support for the U.S. military presence. It could be said that if the U.S. military installations in Japan are moved to mainland U.S., it will cost much more to maintain them. (5/7/11 OT translation mine)

### V. 3. Inadequate coverage of environmental contamination caused by U.S. military

The perilous environment in Futenma was only briefly touched upon by NYT and WP (five articles in WP including two from AP, and two from the NYT). However, it is common knowledge among the Japanese bureaucrats that there is heavy environmental contamination on Okinawa.

## VI. Conclusion

Through examining major U.S. newspapers, I have found that media frames of the Futenma issue in both newspapers are almost identical. Their media frames revolve around the importance of the Japan-U.S. security alliance. They framed the Futenma issue in connection with the new, "inexperienced" Hatoyama administration's "inability" to find a relocation site within Japan, thus, infuriating the Okinawans who have long protested against the U.S. military presence on their land.

Significant absence of reports on the Status of Forces Agreement, crimes committed by U.S. military personnel and their dependents, and environmental contamination derived from the U.S. bases may well have primed the readers' subtly

biased stereotypes of Okinawans and the plight of Okinawa. As Entman explicates in *Projections of Power*, this is the consequence of framing: "the coverage might neglect to provide explicit evaluations of the related event or issue. *The news frequently exhibits such voids in framing, gaps that audiences may fill by using tacit understandings, (that is, their existing schemas) or that they may simply ignore*" (Entman 23, italics mine). I would argue, therefore, that what assisted the media's neglect to provide Okinawan people's accounts of the Futenma issue can be equated to "willful blindness" reflecting the media's political stance to maintain the tight relationship between the two nations. In order not to have the U.S. bases removed from Okinawa or from Japan, resulting in the loss of host nation support (no mention in the article), the U.S. government and media insist, as they have always maintained, that "Okinawa and the Futenma issue" are Japan's domestic problem.

One could say that the media frames of the Futenma issue by these two major U.S. newspapers indirectly motivated the Japanese public to demand a new prime minister. Japanese reporters tend to be immensely influenced by powerful U.S. newspapers such as NYT and WP. Kensei Yoshida calls such journalists "brainwashed" propagandists of the Japan Handlers (Yoshida 91). When a WP columnist, Al Kamen, identified Hatoyama by the expressions "a big loser" and "loopy," Japanese newspapers reported on his comment: some Japanese reporters believed that his remarks invited a big plunge in opinion polls on Hatoyama and eventually led to his resignation (6/5/10 WP). Such reporters wrote articles in favor of U.S. national interests, which could

well have influenced the Japanese public to accept those views without critical thinking. Iyenger and McGrady found that after September 11, 2001, U.S. President George W. "Bush's popularity was closely tied to assessments of his performance on terrorism" (Iyengar 3884). Similarly in Japan, it could be said that Hatoyama's popularity was tied to his handling of the Futenma issue. Repetitive U.S. newspaper descriptions and media frames of negative images of Hatoyama's being an "indecisive" and "inexperienced" leader was what resonated in Japanese media accounts of Hatoyama. NYT claims that Hatoyama resigned "largely for his failure to move an American air base off Okinawa" (6/3/10) and calls the Futenma issue a "politically toxic issue that drove Mr. Hatoyama to resign" (6/7/10). That assessment was identical with the reportage of Japanese major newspapers at that time. In a future paper, I plan to look further into the priming effects that occur between U.S. and Japanese media.

This paper has examined two major U.S. newspapers' biased framing of the Futenma issue. To conclude, the coverage of the Futenma issues by *The New York Times* and by *The Washington Post* in articles appearing in late 2009 through mid 2010 emphasized the necessity of the Japan-U.S. security alliance and appear to have contributed to the collapse of the Hatoyama administration, with the result being a reversion to the decision made by the U.S. and Japanese government in 2006 to relocate the Futenma Marine Corps Air Station to a site within Okinawa.

### Bibliography

Arasaki, Moriteru ed. *Profile of Okinawa*. Tokyo: Techno Publishing, 2000.

- Donsbach, Wolfgang, ed. *The International Encyclopedia of Communication*. Vol. IX. Oxford: Blackwell Publishing. 2008.
- Entman, Robert, M. *Projections of Power, Framing News, Public Opinion, and U.S. Foreign Policy*: Chicago. University of Chicago Press. 2004.
- Gamson, W. A., & Modigliani, A. "The Changing Culture of Affirmative Action." In R. G. Braungart & M. M. Braungart, eds. *Research in Political Sociology*, vol.3, Greenwich, CT: JAI Press, pp.137-77.
- Iyengar, Shanto. "Priming Theory" in Donsbach. pp. 3883-3886.
- Jennings, Bryant, and Mary Beth Oliver eds. *Media Effects: Advances in Theory and Research*. New York: Routledge. 2009.
- Kabashima Ikuo, Takeshita Toshiro, Serikawa Yoichi. *Media and Seiji*. Tokyo: Yuuhikaku 2007.
- Maeda Tetsuo. *Zainichibeigunkichi no shuushikessan*. Tokyo: Chikumashinsho, 2000.
- Maedomari Hiromori. *Motto shiritai! Honto no Okinawa*. Iwanami booklet No. 723. Tokyo: Iwanamishoten, 2008.
- Suda, Shintaro. *Hondo no ningenwa shiranaiga, Okinawa no hitowa minna shitteirukoto* Tokyo: Shosekijyohosha, 2011.
- The New York Times* Lexis/Nexis. September 1, 2009 to June 2010.
- The Okinawa Times* May 7, 2011.
- The Washington Post* Lexis/Nexis. September 1, 2009 to June 2010.
- Yoshida Kensei. *Senso izonsho kokka America to Nippon*. Tokyo: Kobunken, 2010.

## Acknowledgement

A portion of this paper was originally presented at the international conference, Dialogue under Occupation V, held at Okinawa Christian University on August 8, 2011. I would like to thank Dr. Nozomi Irei, assistant professor at Southern Utah University and Dr. Karen Luperdus, professor at Okinawa International University, for their sincere comments and useful suggestions.

成年後見の社会化における法人後見の意義  
— 沖縄県内の市町村社会福祉協議会の取り組みを通して —

西尾 敦史\*

A Juridical Person as a Guardian in Adult Guardianship System:  
Focusing on the Efforts of Municipal Social Welfare Councils in Okinawa Prefecture

NISHIO Atsushi

要 旨

成年後見制度の社会化において重要な役割を果たす法人後見の取り組みが全国的に広がってきている。沖縄における権利擁護・成年後見ニーズの拡大を踏まえ、総合的な権利擁護システム構築の視点に立ち、県内の市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）が法人成年後見に取り組む意義と課題について、県内外の先行事例から検討する。

要 約

介護保険制度と車の両輪としてはじまった成年後見制度は、民法の家族法部分を改正する形で行われた。家族法の枠組みを超えて、家族だけでなく第三者の後見人が選任されるが、「介護の社会化」と同様、成年後見を社会全体で支える「成年後見の社会化」が重要となる。成年後見の社会化において、重要な役割を果たすと思われる新たな制度に「市民後見」「複数後見」などと並んで「法人後見」があり、全国的にも社会福祉協議会などの社会福祉法人やNPOを中心に、法人が後見人として受任する事例が徐々に広がっている。

本論においては、沖縄県内において高まる成年後見ニーズの状況を踏まえ、成年後見の社会化の重要な指標として法人後見に焦点をあて、先行事例として、広島県呉市、福岡県北九州市、沖縄県沖縄市の各社会福祉協議会の取り組みの調査結果から、介護と同様、家族の負担感を軽減し、第三者を含めたゆるやかなネットワークによる総合的な権利擁護システムの構築を構想する。

その上で、県下の市町村社会福祉協議会が担い手となる場合の、法人後見を推進する「社会化」の意義を考察し、その実務上の課題として、利益相反とならないこと、適切な事務推進および監査体制と財政基盤が重要であることを見出した。

キーワード：地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、市民後見人、社会福祉法人、家庭裁判所

Abstract

In 2000, the adult guardianship system was established in Japan to ensure support for the elderly and the disabled who have diminished mental capacities and protect them from fraud and other foul play. The number of people requiring guardians will snowball. In fact, there are already 130,000 people around the nation receiving support under the adult guardianship system.

Clearly, the current trend is to appoint as guardians lawyers, judicial scriveners, welfare workers and

\* 沖縄大学人文学部福祉文化学科 nishio@okinawa-u.ac.jp

other specialists. By appointing such third-party professionals trouble can be avoided and the rights of the incapacitated elderly or disabled ward be protected.

For socializing the adult guardianship system, some new systems such as "citizen guardians", "plural guardians" and "juridical person as guardians" were introduced. Some public service corporations related to welfare and other non-profit corporations have been chosen as guardians recently in Japan.

The purpose of this study is to clarify the function of "juridical person as guardians" as a key for socializing the adult guardianship system. We examined case studies for some precedent "juridical person as guardians" practices in other regions in Japan and analyzed the family structure and current situation of right protection and social support policies in municipalities in Okinawa prefecture. Each region must build a lasting, reliable system.

We suggest that municipal social welfare council should tackle "juridical person as guardians" system in which experts be entrusted with difficult cases, while citizen guardians may suffice in simpler cases. And the system should be flexible, making it possible to change guardians when a person's circumstances change. The loss of strong community ties is felt ever more acutely these days. We propose the function of "juridical person as guardians" system for develop new kinds of relationships in communities.

**Key words :** municipal social welfare council, civil guardian, social welfare corporation, family court

## はじめに

長く、介護は家族が担うものという意識がわが国では一般的だったが、その介護を社会全体で支えること（介護の社会化）を目的として介護保険制度が作られた。従来の社会福祉制度における措置（行政処分）ではなく、利用者がサービスを選択できる利用制度となったが、成年後見制度は、その利用契約をサポートする役割をもつ。

この成年後見制度は、民法の家族法の部分を改正する形で2000年にスタートしたが、改正された内容は、第三者の専門職が後見人に選任されるなど、家族だけが後見を担う形にはなっていない。制度は、「介護の社会化」と同じように、成年後見を「社会化」することが志向され、従来の家族法の枠組みを大きく変えることとなった。この「社会化」は、成年後見による支援を国や地方自治体が中心になって広く市民に保障するシステムを構築することであり、単に民法上の財産管理システムであることにとどまらず、判断能力が不十分な人びとの福祉の増進をめざす総合的な社会福祉システム（権利擁護システム）として運用される必要

があることを意味している（上山2008：8-16）。

新たな制度は、複数成年後見人と法人後見人という2つの仕組みを導入し、配偶者法定後見制度を廃したが、これは成年後見制度の画期的な変化であり、「社会化」の上で、非常に重要な役割を果たすことになる（上山2008：19-23）。

本論において着目するのは、法人後見制度である。総合的な権利擁護を推進する社会福祉システムにおいて、また成年後見の社会化の推進の上で、法人後見がどのような役割を果たしうるかという問題意識から、その意義と課題を明らかにすることを目的としている。

研究方法としては、2008年前後から沖縄県内外の市町村社会福祉協議会において、高まる権利擁護ニーズ、成年後見ニーズに応えようとする体制のあり方として、法人後見が検討され、また、先行実施されてきたことから、それらの調査を通して、取り組みの経緯と背景、実践内容とその現状を把握し、法人後見を担うことがふさわしい法人の要件および体制のあり方を検討していきたい。

## 1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の経緯

### (1) 成年後見制度

2000年の民法改正以前は、判断能力が不十分な成年人を保護する制度として禁治産・準禁治産制度があった。その名称も「治産を禁じる」というものであり、戸籍に記載されるので差別的なイメージが付随する、さらに旧制度の後見人には強力な権限があるため、相続財産争いに利用されるといった問題があることが指摘されていた。

そのため、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの新しい理念に基づき、判断能力や意思能力が不十分な状態にある人を支援し、その権利擁護を図るための新しい成年後見制度が、2000（平成12）年4月、介護保険制度の導入と同時に施行された。介護保険制度においては、利用者がサービスを選択し、提供者と契約することが必要となる。したがって判断能力が不十分で契約の内容の理解が困難な人の権利擁護が必要になり、制度化されたという背景がある。

したがって、成年後見制度と介護保険制度は車の両輪であり、成年後見制度による権利擁護が適切に行われてはじめて、利用制度としての介護保険制度が機能する。しかしながら、制度創設10年以上を経た現在においても、高齢化のさらなる進展、虐待や悪質商法への対応などのニーズの高まりに対して、制度の活用が十分に行われているとは言い難い状況がある。

その背景には、成年後見制度が十分に知られていない、どこに相談したらいいかわからない、多様なニーズに対応できる後見人が不足している、申立てに関する手続きが煩雑で期間も長く、申立ての費用、後見人への報酬等経済的な負担も大きい、中心的な推進機関やネットワークが確立されていないなど、さまざまな問題が指摘されている。

### (2) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業、

2008（平成20）年4月名称変更）は、福祉サービスの利用が措置から契約（利用）へと移行する中、判断能力の不十分な人の適切な福祉サービス利用を支援し、権利擁護を図ることを目的とした事業で、成年後見制度に半年先がけ、1999（平成11）年10月に厚生省社会・援護局長通知により、都道府県社会福祉協議会を実施主体として開始された。本人との契約に基づき、定期的な訪問を行い、福祉サービス利用の支援や、日常的な金銭管理の支援を行う。本人が契約能力を有していることが前提となっており、判断能力の低下や困難性に対して、本人や周囲の気づきから早期の対応が可能であり、より抵抗感が少なく利用できる初期段階における支援制度といえる。したがって、この制度での援助が困難になった場合は、市町村への連絡等、適切な対応を行うよう努めることとされており、利用者の判断能力の低下に伴って成年後見制度の利用につなげていくことが重要になる。

### (3) 成年後見制度の現況

2008（平成20）年1年間の、成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で26,459件（前年は24,727件）であり、対前年比約7.0%の増加となっている。内訳は、後見が26,459件（85.2%）、保佐が2,539件（9.6%）、補助が947件（3.6%）となっている（裁判所事務総局家庭局2008年）。

国際的にみると、ドイツでは8,100万の人口に対して約100万人が利用しており、成年後見制度の利用率は総人口の約1%に相当するといわれる。日本は世界一の高齢社会であり、成年後見制度の潜在的利用者は、仮に総人口の1%とすれば、127万人となる。具体的な制度の利用者として想定される知的障がい者（18歳以上）は約30万人、精神障がい者約217万人、認知症高齢者は2012年には約225万人と推計されていることから見ても、制度が十分に活用されているとはいえない状況にあるといえる。

#### (4) 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業の利用状況は、制度創設2年目の2000（平成12）年度の全国の契約件数は、1,687件であったが、2007（平成19）年度には、8,580件と5倍以上に増加しており、2009（平成20）年3月末の実利用者数は25,522人となっている（平成20年厚生労働白書2008）。この数字は、成年後見制度の1年間の申立て件数とほぼ同じである。利用者の増加はあるものの、ニーズが高まる中で、ニーズに対して十分に答え切れているとは言い難い状況があるとして、積極的な活用への制度改善の提言も行われている（日本弁護士連合会2005）。

2007（平成19）年度の全国の契約者の対象者別内訳は、認知症高齢者等が64.0%、知的障がい者等14.1%、精神障がい者等16.2%であり、うち生活保護受給者が35.6%となっている。

沖縄県内の状況では、2011（平成23）年10月現在の実利用者数は464人で、利用希望があるが契約に至っていない待機者は286人を数える。待機者が多い市町村は、那覇市（61人）、沖縄市（59人）、うるま市（47人）などが目立って高くなっており、市町村による利用者数、待機者数の違いが大きい。待機者が多い背景として、以下の節でふれるように、判断能力の低下によって成年後見につなぐ必要のあるケースの移行がスムーズに行われていないことも一つの要因となっている。

## 2 法人後見の必要性和現状

### (1) 法人後見を必要とする背景

沖縄県社会福祉協議会が、日常生活自立支援事業（当時、地域福祉権利擁護事業、以下、「権利擁護事業」と略することがある）の利用者について2007年3月に行った調査によれば、判断能力が「後見」レベル程度と見られる利用者が5.9%あり、また「成年後見制度につなぐ必要がある」ケースが9.0%存在した（沖縄県社会福祉協議会2008）。

また、山口県社会福祉協議会が2004年度に市町村社

会福祉協議会を対象とした調査によれば、法人として成年後見人等を受任する必要性を感じている理由は、「地域福祉権利擁護事業の利用者への継続的な支援を行う必要があるため」という回答が65.0%で最も多く、ついで、「成年後見人等の候補者がいないため」が28.0%であった（山口県社会福祉協議会2005）。

この調査結果は、権利擁護事業の利用者の判断能力が低下し、本人の意思を確認しながら金銭管理を行うことが困難になった場合、成年後見制度の利用移行が不可欠であることを明らかにしている。専門員が成年後見制度に向けて関係者の調整を行いながらも、市町村長申立が行われなかったり、後見人の担い手が見つからないなどの理由で移行が適切に行われていない実態がある。また、第三者後見人を必要とする利用者が生活保護を受給していたり、低所得であったり、資力に余裕がなく、後見人報酬が期待できない場合は、受任者がみつかりにくく、後見人の選任に長い時間を要しているという状況もある。

成年後見制度の担い手についての全国的な概況を見ると、2009（平成21）年、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたのは、全体の約31.5%で、その内訳は、弁護士が2,265件（9.1%）、司法書士が2,837件（11.4%）、社会福祉士が1,639件（6.6%）となっている。また、法人が成年後見人等に選任されたものは487件で、全体の2.0%となっている（裁判所事務総局家庭局2008）。

制度が始まった2000（平成12）年度の統計では、本人の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の90%以上を占め、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の10%弱程度であったことを考えると、親族以外の第三者が成年後見人等に選任される割合も年々増加してきていることは確かである。

第三者の成年後見人等の候補者については、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体が家庭裁判所（以下、「家裁」と表記することがある）に対して候補者を推薦し、家庭裁判所では申立人が後見人等の候補者を推薦していない場合や申立人の推薦す

る候補者がふさわしくないときに、これらの団体の推薦に基づいて後見人等を選任している。日本成年後見法学会によれば、2006年現在、第三者後見人等の候補者として全国の弁護士会に登録されている弁護士は約3,000名、「成年後見センター・リーガルサポート」に登録されている司法書士は約4,000名、「ばあとなあ」に登録されている社会福祉士は約1,700名で、3団体合計で約8,700名いるものの、この中で実際に受任している実働者は、約3割下回った6,000名程度とみられている（日本成年後見法学会2007）。

第三者による成年後見の必要性が高まってきているにもかかわらず、担い手が見出しにくく選任につながらない状況となっているのである。

## (2) 法人後見の意義と特徴

成年後見の社会化の仕組みとしての「法人後見」の理解については、学説の中にも若干の違いがみられる。

田山（輝明）説によれば、営利法人は好ましくなく、社会福祉法人であれば問題はないが、入所施設の場合、本人との利害関係（利益相反）を考慮し、避けるべきであり、社会福祉協議会（以下、「社協」と表記する場合がある）については、本人に十分な財産がある場合は、社協以外が望ましいとしている。社会福祉協議会の問題点は、利益相反の可能性であり、具体的には、それを避ける方法として、杉並区（東京都）成年後見センターのように、社協と区とが構成員（社員）となる別法人を設立する方式が考えられるとしている。田山説には、世話人は原則として自然人であり、法人がなるのは例外であるというドイツ世話法の考え方がある。

これに対して、上山（泰）説は、法人後見を成年後見の「社会化」のバロメーターととらえる。法人後見が必要な状況として、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者らのニーズが多様化したことで、福祉関係の事業を行う法人が、その人的・物的な態勢を組織的に活用し、利用者の財産管理や身上監護を行うことが必要かつ適切な場合、また、本人に身寄りがなく、成年後見人の適任な候補者を見つけるのが難しい場合

などの受け皿として必要であるとしている（新井2009：7-8）。

上山説は、また法人後見のメリットとして、①長期継続可能性、②広範な対象地への対応、③事務担当者の交代可能性、④心理的負担感の軽減等、⑤集団申立てへの対応可能性を挙げ、また、離島のような専門職の人数がゼロかそれに近い地域での事案についても、法人後見による対応が期待されるとしている（上山2008：54-55）。

一方、法人後見が陥りやすいデメリットも指摘されている。ひとつには後見は田山説が指摘するように、本来顔の見える後見でなければならず、法人後見とはいえ、実際の担当者が短期間で変わってしまう状況では本人との信頼関係が構築できないという問題がある。また、日本型組織の一般的な悪弊として、個人が組織に埋没してしまうことで、責任の所在が不明確になってしまう危険性も指摘されている。

## (3) 市町村申立の福祉機能と法人後見

行政による協力体制の整備と充実は、成年後見の「社会化」においては欠かすことができない条件であり、市町村長申立てはその重要な指標となる。市町村長申立ては親族による申立てが現実には期待できないケース（たとえば、民法上の申立権者である4親等内の親族がいない場合、いても音信不通の状態だったり、非協力的だったりする場合）を中心に運用されており、厚生労働省の通達では、「市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること」とされている。申立てを担ってくれる家族がいない状況にある場合、より負担の重い成年後見人の適任者を家族の中から探すのは困難であり、市町村長申立事案では必然的に第三者後見人が選任される割合が高くなる。市町村申立てを行う必要のある利用者は「社会化」に対して最も強いニーズをもっており、その意味では法人後見の必要性も自ずと高くなる。

したがって市町村長申立て事案は、行政をはじめ、福祉関係者等（地域包括支援センター、関連専門職、

ケアマネジャー、ホームヘルパー、施設関係者、民生委員等)の連携・協力が求められることになる。

全国の市町村長申立ての状況を見ると、その件数は制度導入以降、順調に件数を増やしており、2006(平成18)年度には1000件を超えている。申立て全体に占める割合も、2000年度に0.5%であったものが、2008年には7.0%に増えている。とくに2007年度からの伸びが顕著で、高齢者虐待防止法の施行や地域包括支援センターの創設により、権利擁護相談の対応が行われ、取り組みが拡大したことが、市町村長申立ての増加につながったものとみられる(裁判所事務総局家庭局2008)。

また、2005(平成17)年の日本成年後見法学会の調査によると、市区町村自治体の55.3%が、市区町村長申立てに関する要綱を作成済みであり、14.7%が作成検討中としている。また、2004(平成16)年度中に市町村長申立てを検討した市区町村は245団体(回答団体の40.3%)に上っており、市区町村長申立ての実施に向けた体制が整いつつある(日本成年後見法学会2008)。老人福祉法第32条、精神保健福祉法第51条の11の2、知的障害者福祉法第27条の3は、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」に成年後見制度利用の申立権を市区町村長に与えているが、これは、成年後見制度が福祉の一翼を担う制度であることを示している。

#### (4) 法人後見の現状と拡がり

さて、成年後見の社会化において重要な法人後見の拡がりはまだ全体の後見人等の担い手の2.0%に過ぎない。年々増加傾向にあるものの、全国的にばらつきがあり、いまだ少ない現状にある。

そこで、比較的詳細な報告のある岡山家庭裁判所の状況を見ることにする。

岡山県内において2005(平成17)年4月から2008(平成20)年12月までに終局した事件のうち、法人後見事案は120件あり、その中の72%は専門家のネットワーク型の特定非営利活動法人が選任されている。

申立者の内訳は、本人申立てが16.7%(全体7.5%)、

市町村長申立てが13.3%(全体4.0%)であり、施設入所者が約71%、独居生活者が約13%となっている。親族間に紛争のあるものが約28%(うち財産管理の紛争のあるもの約88%、身上監護の必要性があるもの約30%)となっており、経済的虐待を受けているものが約21%(うち約25%は身体的虐待も)見られた。

つぎに、岡山家庭裁判所は、法人後見を選択する視点として、以下の3点を挙げている。

- ① 第三者後見人の選任が必要な事案
- ② 資産が少なく、報酬を支払う能力に乏しく、第三者後見人が困難
- ③ 親族間に紛争があったり、虐待がある、対応困難

①の類型では、成年後見人等を受任する親族がいない場合、法人はその組織力により個人に比べて多数の案件を受任することが可能であることが挙げられている。②の類型では、法人が多数の案件を受任することでコストの分散が可能になること、③の類型では、多数の専門家が所属する法人であればチームを組むなどして複雑困難な事案にも対応が可能であるなどの点が、法人後見を活用する利点として挙げられている(岡山家庭裁判所成年後見小委員会2010:18-22)。

つぎに専門職団体の状況を見てみると、司法書士会では、全国の司法書士4,700人が社員となっている社団法人成年後見センター・リーガルサポートを2000(平成12)年に設立している。

リーガルサポートでは、本部・支部(50支部)体制をとっており本部の法人後見部門と支部の管理指導のもと、事務執行機関である担当者が実際の後見事務を行っている。組織的な専門性が求められる事案に限定して(受託の際の基準を設けている)法人後見を選択している。

設立から2008(平成20)年3月までに、法人として成年後見人の選任を受けた件数は新規48件、終了13件、継続71件、同様に保佐人は、新規14件、終了3件、継

続22件、補助人は新規1件、終了1件、継続0件となっている。この他、成年後見監督人（新規87件、終了50件、継続73件）、任意後見監督人（新規46件、終了18件、継続52件）などとなっている（杉山2010：27-31）。

社会福祉士会では、社団法人日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあが、支部ばあとなあの体制整備の方法として法人後見に取り組んでいる。社会福祉士会では、基本的には個人後見が望ましいと考えているが、法人後見は、同一家族に複数の成年後見人が必要な場合などの困難事例で、個人では限界があり、個人の過重な負担の軽減、成年被後見人の利益、権利擁護につながる場合に検討され実施されている。

「東京ばあとなあ」では、法人のバックアップを得て、個人後見に近い形で対応できることから、主担当・副担当の2名体制で後見を行っている。組織的に、担当者レベルで決定すること（日常的な手続きや金銭管理など）と、運営委員会で決定すること（後見方針の検討や決定など）、さらに東京会の理事会で決定すること（不動産処分など大きな財産を動かす場合、長期的施設入所契約、辞任に関することなど）を分担整理し、監督機関として、外部委員3名、内部委員4名からなる業務監督委員会を設置している（星野2010：38-41）。

#### (5) 市民後見人の取り組み

成年後見の社会化の取り組みに、複数後見、法人後見に加えて第三者による後見の類型として、市民後見（あるいは社会貢献型後見）の取り組みが各地で試みられている。

具体的には、第三者後見人等が必要とされている事案の中には、たとえば日常的な金銭管理が中心の事案など、後見人等に特別な専門性が必ずしも要求されないケースも存在する。そこで、弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者を募集し、養成する取り組みである。専門職の後見人等を「専門職後見人」というのに対して「市民後見人」

と呼ばれる。

施設入所者の場合には、基本的な日常生活上の支援は施設が行っており、金銭管理も後見人等から施設に委任することも可能であり、通常の後見人等の職務としては、定期的な訪問による見守り、施設ケアのチェック等が中心になる。このような場合、市民後見人で後見業務を担うことは可能であり、時間に余裕があり、必要に応じて頻回の訪問も可能である市民後見人のほうが、本業をもつ専門職よりふさわしいという考え方もできる。

また、市民後見人の養成・確保には、第三者後見人等の候補者不足を補うだけではなく、一般市民が成年後見制度の担い手として活動することで、認知症高齢者や障がいのある人等への地域における理解や権利擁護への意識が高まり、市民が社会全体で支えることにつながる意義を見出すことができる。

### 3 社会福祉協議会の法人後見の状況と先行事例

#### (1) 社会福祉協議会が取り組む法人後見の状況

全国社会福祉協議会が行った「法人後見受任社協アンケート」の調査結果がある。

これは、「社会福祉協議会における法人後見の実態および具体的支援課題を明らかにし、今後の社会福祉協議会における成年後見制度に関する取り組みを検討するための基礎データを集積することを目的」に実施されたもので、2009（平成21）年8月時点で都道府県・指定都市社協が把握し、法人後見および後見監督人を受任している89市区町村社協を対象として行われた。

法人後見実施社協77か所の回答を集計した結果、法人後見受任数については、後見377件、保佐58件、補助26件、任意後見23件で合計484件となっている。1社協あたりの受任件数は、6.3件、生活保護受給世帯は63件（13.0%）、住民税非課税世帯203件（41.9%）となっている。また、首長申立が305件（63.0%）、成年後見利用支援事業の適用（申請経費の助成）が82件（16.9%）、施設入所者が305件（63.0%）となっている（全

国社会福祉協議会2009)。

2005(平成17)年4月末の調査では、全国の市区町村社協34か所で実施されていたので、4年間の間に法人後見に取り組む市区町村社協が2倍以上に増えたことが分かる。

## (2) 法人後見の先行事例

社協が法人として後見人の選任を受け、活動を行っている2か所の市町村社会福祉協議会の調査結果(2009年11月)を報告する。

### ① 呉市社会福祉協議会(広島県)

#### イ 経過・背景

法人後見は、2004(平成16)年5月に受任開始している。呉市社協では、介護保険施行後、基幹型在宅介護支援センターを受託し、地域福祉権利擁護事業(かけはし)を実施していた。相談活動の中で福祉サービスの利用困難者(公共料金の支払いやサービス利用料金の支払いの問題)があり、権利擁護事業の対応が増えてきた。その中で成年後見制度への移行が必要なケースが見えてきた。

当初は、個別に弁護士や司法書士に相談してきたが、成年後見制度の相談会(月1回、予約制)を開始し、社協としても来談者の相談対応、書類の書き方を含めた申立て支援も行ってきた。その中で弁護士、司法書士、税理士などの専門職との関係が構築されており、社協として法人後見に取り組む必要性が高いと判断し、事業を開始した。

#### ロ 現状

##### a. 法人後見の対象・受任数

対象者要件は、要綱に次のとおり規定している。

- 1) 福祉サービス利用援助事業の利用者
  - 2) 療養看護に福祉的配慮が特に必要な者
  - 3) 著しい権利侵害を受けており、保護の必要性、緊急性が高い者
  - 4) 他に適切な法定後見人を得られない者
- 受任件数は14件(任意3件、補助1件、保佐1件、後

見9件)で、うち生活保護ケース2件、複数後見3件(身上監護を社協で財産管理を司法書士と分担等)。市長申立て5件、親族申立て5件、成年後見利用支援事業の適用は1件(申請経費助成、報酬助成)となっている。

市長申立ての場合、やはり社協の法人後見になる場合が多い。受任件数の制限は設けていないが、内容を見て判断しており、社協以外での対応が可能な場合は他を紹介する場合もある。家庭裁判所も社協の法人後見の役割をよく理解しており、司法書士・弁護士・社会福祉士・NPOなどへの振り分けのなかで、特に社協がふさわしいというケースを依頼されるようになってきている。権利擁護事業から法人後見に移行した利用者は、5名で、権利擁護から移行した場合には、専門員・支援員の担当者も変わり、法人後見の担当が引き継ぐことになっている。引継ぎにあたっては、前後の担当者が同行訪問をするようにし、時間をかけて移行させているため、大きな混乱はない。

##### b. 事務の流れ

法人後見に伴う要綱・様式類(パンフレット、法人後見事業実施要綱、法人後見事業利用申込書等)を整備している。

成年後見人候補者とする申し出をする際、および家庭裁判所による成年後見人としての選任の際の承諾に関して、法人としての意思決定を会長決裁で行っている。

運営監視委員会等は設置しておらず、事務局内で運営委員会を設置している。家庭裁判所が後見監督を行っており、年1回、家裁に報告書を提出している。

被後見人が死亡した場合、親族がいた場合には財産を返還して、親族で対応していただく。親族がいない場合には、財産処理(遺産分割等)や通帳印鑑などの処理は司法書士会などに対応を依頼している。

##### c. 財源・予算

後見報酬については、報酬付与の申立てを行うようにしている。これまで、資力がまったくない方は1名のみで、その他は関係専門機関に相談し検討した結果、少なくともある程度の報酬は必要との結論となり、報酬は頂くようにしている。財源については、市からの

委託費（介護保険・地域支援事業）で、相談会・啓発費に充てられている。

#### d. 事務局体制

法人後見担当職員は兼任（1名）で、民生委員児童委員事務局業務と兼務（地域福祉課所管）している。担当者は社会福祉士を取得している。

当初は兼務で開始したが、兼務体制では業務推進が厳しい（業務量の増加）ので、専任職員の配置を市にも要請している。書類の書き方などの申立て支援も必要であり、後見業務そのものよりも、相談対応に相当の時間がとられている。

担当者配置替えは行っていない。個人としての経験や力量が重要であり、顔の見える担当者がいて、個人としてのネットワークを作り上げてきたことが信頼や実績の基礎となっている。

#### e. 関係機関等との連携・ネットワーク

月1回の相談会（事前予約制）には月に24件ほどの相談件数があり、増加傾向にある。弁護士会・司法書士会・社会福祉会とNPO・社協の5者が毎回2団体を当番として対応している。市内には権利擁護の窓口機能をもつ地域包括支援センターが8か所あり、連携して相談対応を行っている。

### ハ 課題・展望

支援員の養成（市民後見人養成講座）を行う必要があると認識している。

法人後見のメリットは、法人内で相談し合えることと、関係機関との相談も可能で安心感があることである。法人後見は、市民にとって社協への信頼にもつながっている。社協では介護保険サービスも提供しており、利益相反の恐れもあるが、家裁からの信頼を得て受任をしている。最近では将来の身を案じ、任意後見を社協に依頼したいという相談が増えてきている。

## ② 北九州市社会福祉協議会（福岡県）

### イ 経過・背景

1999年10月から権利擁護事業を実施してきたが、利用者の判断能力の低下から、対応できない場面が増え、

北九州成年後見センター「みると」（2006年4月設立）へつないできたが、「みると」での法人後見が100件を超え、それ以上対応できない状況にあった。「みると」とは、成年後見制度の受け皿不足、法人後見の必要性から、弁護士の呼びかけにより、志のある専門職が中心となって立ち上げた「有限責任中間法人北九州サポートネット」と、「北九州市社会福祉協議会」が社員となって2006（平成18）年4月に設立した「有限責任中間法人北九州成年後見センター」で、現在は「一般社団法人」となっている。

2007（平成19）年度より、行政からの委託による社会貢献型市民後見人の養成研修を受託し、養成を行っている。社会福祉協議会としては、法人後見事業を担い、その担い手として市民後見人の力を活かせないかと考え、2009（平成21）年4月に「権利擁護センター」を「権利擁護・市民後見センター『らいと』」と改称し、法人後見を開始した。研修修了生のうち、希望者に採用面接を実施し、支援員として雇用している。

### ロ 現状

#### a. 法人後見の対象・受任数

法人後見の受任件数は12件で、法定後見が6件（補助1件、後見5件）、任意後見が6件である。首長申立てはなく、成年後見利用支援事業の適用も0件となっている。

権利擁護事業から法人後見に移行する利用者が多く、受任件数6件中、3件が移行した事案である。権利擁護事業の利用者数（全市）は、281件（2009年9月末）となっている。

受任の要件は、親族間に紛争性がない方としている。北九州成年後見センター「みると」と事務所を同じくしており、専門職中心の法人と役割分担を行い対応している。

#### b. 事務の流れ

権利擁護事業については、利用料は金銭管理サービス1回1,000円（月4回まで）、財産保管サービス年間3,000円となっている。法人後見事業は、年に1回報酬請求を行い、家庭裁判所が報酬額を決定している。支

援員については、時間あたり賃金680円（最低賃金を保証）とし、対象時間（出勤から日誌を提出するまで）に対して支給している（「権利擁護事業」も「法人後見事業」も同額）。

金銭管理等の流れについては、後見人等に就任した段階で、通帳の名義を会長名に、届出印を会長印に変更している。押印には、担当専門員の確認を経て、所属長の決裁が必要となる。また活動終了後は通帳を返却するとともに、活動記録を提出し専門員の確認を受けることとしている。

訪問などの実際の後見活動は後見支援員が行い、後見担当専門員が書類の作成や日々の業務における相談に対応している。被後見人が死亡した場合、残った財産処理、書類等（通帳印鑑）の手続きについては、推定相続人を召集し代表者へ引き渡すという。

#### c. 財源・予算

財源は、市の補助金・委託費と後見報酬となっている。

#### d. 事務局体制

職員体制は、所長1（非常勤嘱託 [弁護士]）、次長1（プロパー [社会福祉士]）、統括専門員1（プロパー [社会福祉士]）、企画調整主任1（特任 [金融機関OB]）、事務員1（嘱託）、法人後見事業担当専門員1（嘱託 [精神保健福祉士]）、権利擁護事業担当専門員4（嘱託 [社会福祉士2、ケアマネジャー兼看護師2]）、支援員20（日々雇用パート [銀行OB、行政OB等]）となっている。

北九州市には、7区の区社協があるが、職員配置が十分ではなく、権利擁護、法人後見については、市社協で一括して行っている。

受任件数の制限を行うことは当面考えておらず、市民後見人は一人1件を予定しており、全体としては50人程度が限度と考えている。バックアップ体制として、運営委員会において、受任に関する審議や後見事務を行う際の困難ケースの審議、助言を得ている。実務的な援助や助言は、アドバイザー契約をしている司法書士と税理士に依頼している。

#### e. 関係機関等との連携・ネットワーク

北九州成年後見センター「みと」と事務所（ウェルとばた内）を共有しており、日常的で緊密な連携と役割分担が行われている。権利擁護に関わる問題は、包括・統括支援センター（行政・7区役所内）とともに「みと」と「らいと」を中心として、どの窓口にも相談しても適切な支援ができるような体制になっており、申立て支援を含む相談対応は、ほとんど「みと」の専門職によって対応されている。

「らいと」の事業の監視・サポートの仕組みとして、「権利擁護・市民後見センター監視委員会」（12名）、「権利擁護・市民後見センター運営委員会」（5名）、アドバイザー（司法書士、税理士各1名）をおき、専門職団体との連携を図っている。監査等については、監視委員の中から、司法書士と社会福祉士に業務監査を、金融機関関係者に会計監査を依頼している。

#### f. 市民後見人養成

北九州市が市民後見人養成の必要性を認識していたことから市民後見人養成講座を、市からの委託により、社協が実施主体となって実施している。市が年1回一般公募し、作文試験や面接試験を行い、受講者を決定している。

基礎研修、実務研修あわせて100時間の講座内容となっており、受講生は1期生31名が修了、2期生16名が受講中となっている。

ただ、家庭裁判所の考え方としては、調査時点では市民後見人個人を選任する考えはないため、現状では、市民後見人が活動するためには、市社協「らいと」の法人後見の支援員として登録することが必要になる。

#### ハ 課題・展望

北九州市社協「らいと」の法人後見事業のパンフレットには、その特色（メリット）として以下の8点が記されている。

- 1) 公的団体としての専門機関とのネットワーク
- 2) 地域福祉権利擁護事業の支援のノウハウ
- 3) 継続的な支援が可能
- 4) 「支援員」は研修を受けており、家族的できめこ

まやかな支援が可能

- 5) 「専門員」は有資格者
- 6) 専門家・第三者による「監視委員会」
- 7) 必要性を「運営委員会」が検討
- 8) 所長が弁護士であるなど、専門的相談対応

法人後見の課題としては、1) 見込みの難しい後見報酬、2) 専門的知識が少ない支援員で後見業務を行うリスク、3) 市民後見人が個人で選任されるしくみづくり、などである。2) については、精神障がい者で対応の難しい被後見人の後見業務を行うのに際し、専門的知識が少ない市民後見人で不都合がないか懸念している。また、支援員は権利擁護事業と法人後見事業の両方の支援活動を行っているが、活動範囲が異なるため支援員が混乱したり、各事業の枠を崩してしまわないかという懸念もある。これらの役割分担の整理を行い、将来的には市民後見人が単独で受任される仕組み作りの検討が必要と考えている。

### (3) 山口県社会福祉協議会の調査の概要

先行事例からは、社協が法人後見に取り組む動機として、権利擁護事業の利用者の継続的な支援の必要性があったが、こうした利用者の判断能力の変化に伴う環境の変化、支援の必要性について、山口県社会福祉協議会・山口県法人成年後見支援センターが行った「成年後見制度利用に関する地域福祉権利擁護事業利用者と親族との関係調査」(平成18年7月末)の概要を紹介しておきたい。

地域福祉権利擁護事業利用者674件中、成年後見制度への移行が必要となった際、親族申立てが期待できないケース478件(71%)、また、第三者後見人が必要となるケース606件(90%)があるが、移行が円滑に進むケースは68件(10%)にとどまる。また、成年後見制度への移行が必要と思われる利用者は、233名(34%)となっている。また、要移行者233名のうち、移行が順調に進んでいないケースが、190件(81%)となっている。

移行が必要な理由(複数回答)は、「判断能力が低下したため」168件(72%)、「法的な取消権が必要なため」65件(28%)、「入所契約、財産の処分等が必要となったため」127件(55%)、「法的なバックアップ体制が必要なため」45件(19%)などで、要移行ケース1件につき、2つ以上の理由があるケースも多く、複合的なニーズを抱えるケースが増加している。

移行が進まない理由(複数回答)としては、「本人申立が進まない又はできない」125件(66%)、「親族申立が進まない又はできない」111件(58%)「市町村長申立が進まない又は断られた」11件(6%)、「申立費用・後見報酬等の支払が難しい」93件(49%)、「後見人候補者が見つからない」41件(22%)、「その他」33件(17%)となっており、申立てに関する問題と金銭的な問題が特に多くなっている。

つぎに、親族との関係では、「親族がいて申立・受任が期待できる」26件(11%)、「親族がいて申立は可能だが、受任は期待できない」45件(19%)、「親族はいるが申立・受任は期待できない」139件(60%)、「身寄りが全くいない」23件(10%)となっている。親族による申立・受任が期待できるケースは全体の1割程度となっており、申立・受任において、要移行者の大半に親族からの協力が得にくい状況があることがわかる。

後見人受任の状況では、「親族による後見人の受任が期待できる」26件(11%)、「第三者後見人が必要」207件(89%)と、約9割のケースが親族からの協力が期待できず、第三者の後見人が必要となっている実態がある(山口県社会福祉協議会2008)。

山口県社協の調査結果は、改めて法人後見の必要性の高さを浮かび上がらせているといえる。

## 4 沖縄県内の市町村社会福祉協議会における法人後見の取り組みと課題

沖縄県内の市町村社会福祉協議会で、法人後見を行っているのは、沖縄市社会福祉協議会、豊見城市社会福

祉協議会の2つの社会福祉法人である。

ここでは、後見受任件数、その実施体制の点からも充実した体制を作りあげている沖縄市社会福祉協議会の取り組みを取り上げる。

#### (1) 沖縄市社会福祉協議会の取り組み

沖縄市社会福祉協議会は、権利擁護事業の基幹的社協として事業を展開してきたが、その中で、1) 契約者の判断能力の低下があり、継続した支援が難しいこと、2) 後見人等への引き継ぎ・選任までに時間がかかってしまうこと、などの問題があった。また、権利擁護事業の限界として、3) 契約の取り消し権を持たないために、悪質な宅老所・有料老人ホーム等への介入が難しい、4) 安易な借入、通信販売、年金担保借入など法的サポートの必要性を痛感したところにある。

先進地視察も行い、行政との連携、財政基盤の確立、職員複数配置、法的な専門性のバックアップ等の課題の検討を行った。

沖縄市における権利擁護の状況からは、2001年度に県内で初めて市長申立要綱を整備し、その後、2006年度から地域包括支援センターが設置され、虐待相談の対応窓口が開かれたこともあり、身上監護ニーズが増加（年5件程度）したことが背景にある。

一方で、第三者（専門職）後見人の受け皿は、沖縄市内、中部地区には少なく、確保が困難な状況にあった。そこで、沖縄市福祉部各課、市社協職員による「自立支援課題検討会」を2008年度に設置、後見人の受け皿、その体制整備を検討する中で、社会福祉協議会が法人後見に取り組む方向性を確認した。

2009年度から、沖縄市が国庫補助金「ふるさと雇用再生特別交付金事業」を活用した「法人後見受任事業」（平成21年度～23年度）を開始した。

この事業は、社協が法人組織として、身寄りのない認知症高齢者や障がい者の後見人等になるもので、後見業務の実施、成年後見制度等の相談、広報啓発、がその事業内容である。事業効果としては、法的サポートの強化、後見人等受け皿の確保が挙げられる。全額

国庫補助で、市の負担がないことから、沖縄市も実施に踏み切った。

2010年2月現在、受任8件（高齢者6件、精神2件）生活保護6件となっている。

事業の運営体制として、沖縄市（行政）に「法人後見受任事業委託運営委員会」を置き、実務的には、福祉事務所各課長等で構成する「後見等受任判定会議」を設置、法人後見を受任する沖縄市社会福祉協議会には、「後見支援専門員」1人を配置している。1人の専門員で、20人の後見対応が可能になると考えている。

この事業に取り組んだところ、1) 地域に密着した後見活動の実施が可能になること、2) 費用対効果、3) 組織対応による継続的な支援（担当者が変わっても切れ目のない支援が可能）の実施、4) 住民の理解と参加の促進、といった目に見える効果が上がっている。

2) の費用対効果については、市行政は、1件あたり20～30万円（年間）の報酬を助成する必要があり、また、複数の後見人と調整することで、業務量が増加している現状があるが、社協の法人後見により報酬助成は発生しないため、コストの削減にもつながり、費用を「分散」から「集約」したことで、業務の効率化＝行政・社協二者で調整が可能となっている。

実施の効果としては、1) 審判までの期間が短縮（申立から1週間程度で審判が下りることもある～通常は1か月～3か月）されること、2) 複数の利用者に対応するメリット（複数の利用者を担当することで対応の比較検証が可能になる）があり、3) 金融機関等関係機関とのやり取りもスムーズになったことなどが挙げられる。

残された課題としては、1) 死亡時等の緊急対応、2) 「市民後見」への取り組み、3) 「緊急あずかり体制」の検討、4) 行政の課題意識が希薄になったこと、等が挙げられている。

沖縄市社協では、地域福祉権利擁護事業・成年後見・緊急預かりの総合的体制＝「権利擁護支援システム」として、トータルに考えることが重要であり、「福祉

成年後見センター」としての機能拡充を検討している（沖縄市社会福祉協議会2010）。

## （2）法人後見の今後の課題

沖縄においては、少子高齢化の進展、生活保護率の増加、施設入所待機者が増加する中で、ケア実態の把握の難しい宅老所、有料老人ホーム等の介護資源が増加するなど、第三者による成年後見の充実が喫緊の課題となっている。一方で、第三者による成年後見を推進するには、担い手である専門職団体との連携が欠かすことができないが、弁護士、司法書士などの専門職団体の取り組みも積極的であり、専門職との連携・ネットワークをつくりやすい環境にある。

県内の複数の市町村社協での法人後見の先行実践があり、家庭裁判所の理解があり、社協における経験が少しずつ蓄積されてきていることから、市町村社協が法人後見に取り組む必要性は高まっている。

法人を成年後見人等として選任する際の基準について、岡山家庭裁判所は、報告の中で、適格性の審査の基準として、以下の4点を挙げている（岡山家庭裁判所成年後見小委員会2009）。

- 1) 法人の種類、目的、事業内容
- 2) 適切な後見事務を処理する態勢（理事・監事、顧問に弁護士、司法書士などの法律専門家、会計専門家が就任し、法人運営に関与しているか、専門家の成年後見制度への理解、意欲、経験、後見事務の複数担当、担当者が経験者か、専門家か、担当者の研修制度の整備など）
- 3) 後見事務担当者に対する監査の態勢（監査の頻度・方法、会計専門家の監査の頻度、方法、担当者のチェック態勢等）
- 4) 財政基盤が安定している

仮に法人が、法人として成年後見人の職務を担いたいという意欲を持っていたとしても、家庭裁判所から、その法人が後見人として適格であると判断され、選任されない限り、法人後見を担うことはできない。少なくとも上記の基準をクリアできる実務的な体制づくり

を行う必要がある。

このほか、本人との信頼関係、法人としての意思決定が迅速になされるルールづくり、利益相反にならない工夫、個人情報保護の体制整備も実務的な課題として認識しておく必要がある。

また、事務局体制においては、複数の担当者を置き、スーパーバイザーや、運営審査委員会の設置により専門職からの相談助言を得られるようにすること、経理担当との分離など内部牽制体制をつくることは最低限の要件となる。

その上で、社会福祉協議会としては、日常生活自立支援事業の充実と法人としての成年後見の推進のステップ（段階）を、社協の地域福祉活動計画や、市町村地域福祉計画の中に位置づけ、権利擁護ニーズに対応するための、人的配置および必要な予算措置を市行政に要請していく必要がある。

社協が法人後見ニーズに対応するには、行政の予算措置や市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の確実な実施が不可欠であることは、先行し法人後見に取り組む社会福祉協議会が繰り返し指摘している点でもある。市町村行政においては、首長申立ての推進体制づくり、総合的な権利擁護体制の確立と推進を、地域福祉計画等の計画の中に位置づけ、推進していく体制が重要となる。

社会福祉協議会は、福祉推進機関・施設・団体、行政と地域住民が構成している公私協働のネットワーク組織である。職員による専門機能の発揮のみならず、地域住民と一体となって、判断能力に不安が生じた場合も安心して自分らしく尊厳ある生活が継続できるために、地域社会全体で総合的な権利擁護の体制をつくっていく必要がある。

また、権利擁護、成年後見への理解を地域住民に広げつつ、新たな市民後見の担い手として、シニア層等への働きかけを行い、ボランティア精神をもつ市民の発掘・養成を行うことも重要である。たとえば障がいのある人の親なき後の権利擁護を考え、障がい当事者の会や親の会と協働で研究会を開き、必要なサービス

資源を創り出す検討を行っていく必要もある。さらには、地域包括支援センターとの連携や、高齢者虐待防止法の活用により、地域での困難事例の掘り起こしにも取り組んでいくことも課題となると考えられる。

### ＜参考文献＞

- 上山 泰, 2008, 「専門職後見人と身上監護」 民事法研究会
- 沖縄県社会福祉協議会, 2007, 「平成19年度社協における権利擁護システムに関する調査研究事業最終報告書～沖縄県内の権利擁護の取り組みのグランドデザイン～」
- 沖縄市社会福祉協議会, 2010, 「法人成年後見について」
- 裁判所事務総局家庭局, 2011, 「成年後見関係事件の概況」 <http://www.courts.go.jp/about/siryoo/pdf/seinen09.pdf> (2011年1月15日)
- 厚生労働省, 2008, 「平成20年厚生労働白書」
- 日本弁護士連合会, 2005, 「地域福祉権利擁護事業に関する改善提言」 [http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005\\_32.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005_32.pdf) (2011年1月15日)
- 那覇市2008「第4次高齢者プラン」 [http://www.com-net.city.naha.okinawa.jp/wel/service/silver/plan4\\_hyousi.pdf](http://www.com-net.city.naha.okinawa.jp/wel/service/silver/plan4_hyousi.pdf) (2011年1月15日)
- 山口県社会福祉協議会・山口県法人成年後見支援センター, 2008, 「成年後見制度に関する実態把握調査」
- 日本成年後見法学会, 2007, 「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成18年度報告書
- 上山 泰, 2000, 「成年後見と身上配慮」 (日本社会福祉士会成年後見シリーズ(3) 筒井書房)
- 大阪市後見的支援研究会, 2007, 「大阪市後見的支援研究会報告書～成年後見制度を有効に活用するしくみづくりに向けた提言～」
- 坂野 征四郎, 2005, 「法人後見に関する東京家裁後見センターの現状と見通し」 ([日本成年後見法学会] 第1回学術大会) 成年後見法研究(2), pp.53-58
- 全国社会福祉協議会, 2009, 「法人後見受任社協アンケート」
- 新井 誠, 2009, 「法人後見の意義と役割」, 民事法研究会, 2009, 「実践成年後見No.29特集法人後見の現状と課題」, pp.4-17
- 杉山 春雄, 2009, 「リーガルサポートにおける法人後見」, 2009, 「実践成年後見No.29特集法人後見の現状と課題」, pp.32-36
- 星野 美子, 2009, 「社会福祉士会における法人後見の取り組み」, pp.38-44
- 田邊 仁重, 2009, 「世田谷区社会福祉協議会の法人後見への取り組み」, 「実践成年後見No.29特集法人後見の現状と課題」, pp.4-17
- 若穂井 透, 2007, 「法定後見制度に関する考察－川崎市における市長申立制度と法人後見業務を中心に」 ([日本社会事業大学社会福祉学会] 第45回社会福祉研究大会報告) 社会事業研究, (46) pp.49-53
- 岡山家庭裁判所成年後見小委員会, 2009, 「岡山家庭裁判所における法人後見の実際」 民事法研究会, 2009, 「実践成年後見No.29特集法人後見の現状と課題」, pp.18-2

## 保健医療領域における社会福祉実習の可能性

村田 真弓\*

A Study of Social Work Practicum in Health Care Services

MURATA Mayumi

## 要 旨

2007（平成19）年12月に交付された「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に基づき、社会福祉士養成課程における教育内容の大幅な見直しが行われ、「高い実践力」をキーワードとして、実習教育の枠組みが大きく改訂されることとなった。今回の新カリキュラムにおける実習では、教育現場および実習先の指導者に対して明確な資格要件が課せられた。これを受けて、これまで実習施設として学生の指導をお願いしてきた施設の中には、残念ながら新カリキュラムにおける指導者要件に該当する実習指導者が存在せず、委託の継続が困難となる状況に至ることが少なからず見込まれている。そのような場合、次に考えられるのは、新たな実習指導者の発掘である。保健医療分野には、実習指導者要件を満たしうるソーシャルワーカーが多く潜在していると考えられるため、これまで沖縄大学において社会福祉士養成課程における現場実習の状況について調査した結果をふまえ、沖縄県における今後の実習教育の方向性について分析し、今後も増加が見込まれる保健医療領域における社会福祉実習の潜在的な可能性について考察した。

キーワード：社会福祉士実習 新カリキュラム 保健医療領域 実習内容

## はじめに

少子高齢社会への急速な移行や先の見えない経済不安、多様化する福祉ニーズなど、近年の社会状況の変化によって人々の暮らしにソーシャルワークの介入が必要とされる状況が拡大してきている。これらのことからソーシャルワーカーの任用・活用を求められる領域が広がりつつあると同時に、ますますソーシャルワーカーの実践的力が問われている。こうした状況を踏まえて、社会福祉士の養成カリキュラムについても「高い実践力」をキーワードとして、養成教育のあり方が見直されることとなった。2007（平成19）年12月に交付された「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に基づき、社会福祉士養成課程における教育内容の大幅な見直しが行われたが、この改正

にあたっては、とりわけ実習教育のあり方が重要なポイントとなっている。

本稿では、今回の法改正を受けて、社会福祉士養成課程における現場実習の状況について調査した結果を基に、今後の実習教育の方向性について分析し、今後も増加が見込まれる保健医療領域における社会福祉実習の潜在的な可能性について考察することとする。

## 1. 新たに示された実習指導者資格要件

今回の法改正では、「より実践力の高い社会福祉士の養成」をキーワードとして、相談援助実習・演習の指導者について、資格要件が明確に示された。まず、社会福祉士養成にかかる教育現場において、相談援助実習・演習を担当する教員は、社会福祉士資格取得後

5年以上相談援助業務に従事した経験を持つ者、もしくはこれに代わる厚生労働大臣が指定する講習会を修了した者でなければこれらの科目を担当することができなくなった<sup>1)</sup>。

また同時に、現場実習において学生を直接指導していただくことになる施設や機関の現場実習指導者については、社会福祉士資格取得後3年以上の相談援助業務経験を有し、同じく厚生労働大臣が指定する実習指導者講習会の受講<sup>2)</sup>が義務付けられた。

このように、教育現場および施設・機関双方にとって、明確な資格要件が課せられることとなった。

## 2. 医療ソーシャルワーカーと社会福祉士養成課程

周知のように、保健医療現場で働くソーシャルワーカーの歴史は、社会福祉士国家資格誕生の歴史よりもはるかに長い。しかし、社会福祉士受験資格取得のための実習先として医療機関が追加されたのは、ごく最近2006年からである。それまでは、医療機関での現場実習は、将来医療ソーシャルワーカーになりたいと希望する学生に対して、後進の育成に理解のある現任ソーシャルワーカーによって任意で行われてきた時代が長かった。

2006年以降は、養成校の判断によって社会福祉士受験資格取得のための実習先として医療機関への配属が可能となったことにより、保健医療分野での現場実習を希望する学生は、必ずしも将来医療ソーシャルワーカーになることを目指している場合だけではなく、つつある現状が生まれている。それは保健医療分野での現場実習は他の施設・機関に比べて個別の相談援助場面に触れられる機会が多いという特徴があるからと考えられる。このため、特に個別援助の技術を学びたい、身に付けたいと考える学生がこの分野での現場実習を希望するようになってきている。そして、このような学生は年々増加してきている印象をもつ。

また、今回のカリキュラム改定では、社会福祉士の試験科目についても大幅に見直されたが、新たな科目として「保健医療サービス」が追加されたことで、保

健医療領域が社会福祉士の活躍するフィールドとして広く認知されるようになったこともひとつの理由と考えられる。

## 3. 社会福祉士資格取得者の就労状況

現在、法的には医療ソーシャルワーカーとして働くために特別な資格は必要なく、必ずしも社会福祉士有資格者でなくとも高い実践力と指導力を持ち、現場で活躍している医療ソーシャルワーカーは少なくない。しかしながら、現在では多くの医療機関で新たな求人を出す際に「社会福祉士有資格者であること」、または「社会福祉士有資格者が望ましい」と明記されることが目立つようになってきている。

そこで、まずは現在全国の社会福祉士有資格者がどのような現場に就労しているかについて、把握してみたい。厚生労働省から委託を受けて社会福祉振興・試験センターが平成20年に実施した、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得者の就労状況等に関する調査結果によれば、社会福祉士有資格者が就労している法人種別は「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」が最も高く、次いで「医療法人」が高いことがわかる(表1)。

表1 社会福祉士が就労している法人種別の状況

	社会福祉士 (n=19,100)
民間企業	8.4%
社会福祉協議会	10.7%
社会福祉協議会以外の社会福祉法人	41.5%
医療法人	14.3%
特定非営利活動法人	2.4%
社団法人・財団法人	3.0%
協働組合	1.0%
地方自治体(市区町村)	12.6%
その他	4.9%
不明	1.2%

出所：試験センター「介護福祉士等現況把握調査の結果」より一部抜粋

これまでの社会福祉実習は、厚生労働省が指定する実習施設において、社会福祉を学ぶ学生が実践の現場

に赴いて一定時間を過ごしながら様々な実習体験を通して、社会福祉の現場に対する理解を深めることや、支援を必要とする対象者を全人的に理解することから、ソーシャルワークの価値・知識・技術の総体について体験的に理解することが目標となっていた。しかし、これからの社会福祉実習は、「社会福祉士の現場実習は社会福祉士のもとで」という、いわば施設種別に対する縛りから実習指導者に対する縛りが明確化され、実習のねらいや目的についても、これまで以上にソーシャルワークに重きを置いた内容が示されている。

#### 4. 沖縄大学における実習状況

次に、社会福祉士を養成する大学の一例として、どのような分野に実習を委託しているかについて、筆者らが当時の勤務校である沖縄大学において行なった2007年度から2009年度までの3年間の実習施設・機関と現在の社会福祉士有資格者の状況についての調査結果を示す。

沖縄大学では、この3年間に社会福祉士養成のための現場実習を、計107の施設・機関に委託してきた。それらの施設・機関を6つの分野に分けて実習指導を行なっている。その割合は以下に示すとおりである(図1)。

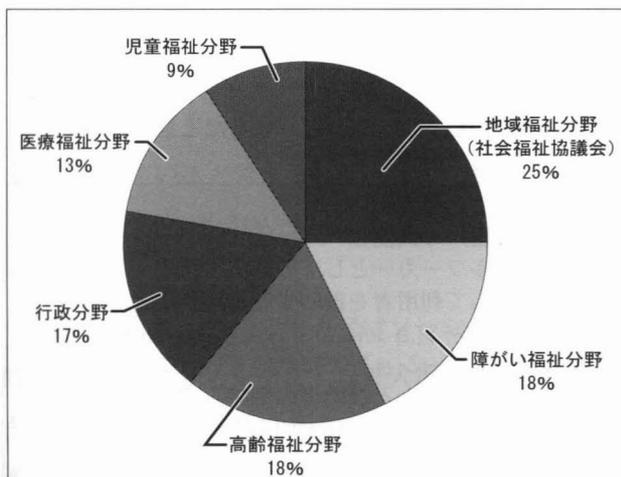


図1 沖縄大学における実習委託施設の分野別割合  
出所：村田真弓・工藤歩・高木博史「相談援助実習指導者の資格要件に関する調査研究」『地域研究』2010.3

さらに、今回の調査に対する回答が寄せられた施設・機関において、社会福祉士有資格者がどの分野にどれ

くらい存在しているかについては、以下のような結果となった(図2)。

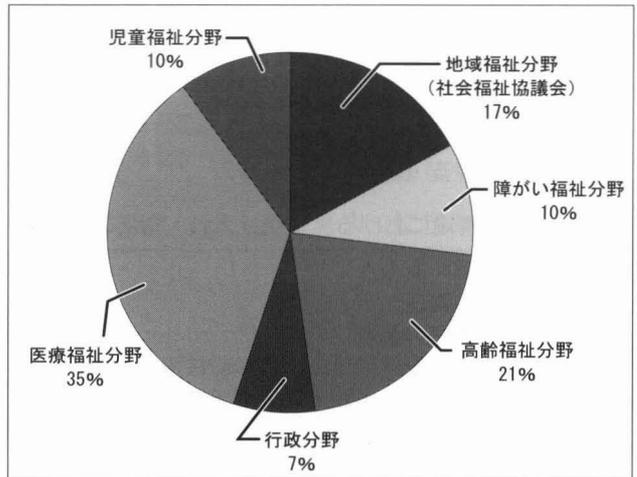


図2 分野別社会福祉士有資格者の割合 (n=29)  
出所：村田真弓・工藤歩・高木博史「相談援助実習指導者の資格要件に関する調査研究」『地域研究』2010.3

最後に、新カリキュラムに完全移行した場合に現場実習指導者の必須要件となっている実習指導者講習会の受講状況から、沖縄県における現状を示しておきたい。日本社会福祉士会は社会福祉士養成にかかる実習施設の選定を目的として、全国の社会福祉士養成校に対して指導者講習会を受講した実習指導者のいる施設の一覧を配布した。これによると2010年度の講習会終了時で沖縄県内においては講習会受講者のいる施設のうち、保健医療分野の占める割合は全体の24.2%という結果となっている<sup>3)</sup>。

この調査結果の照合では、沖縄大学における実習指導者と指導者講習会修了者がイコールであるかは特定できない。しかし、この結果から保健医療領域における社会福祉士有資格者は講習会の受講に対して一定程度の積極性を持っていると読み取ることが可能である。以上のことから、沖縄県における社会福祉士養成について今後の方向性を考える場合、保健医療分野には、指導者要件を満たし得るソーシャルワーカーが多く潜在していると考えられる。

#### 5. 実践現場において実習を受け入れることの意義

新カリキュラムにおける実習の目的を達成するためには、実習前・中・後にわたり、これまで以上に実践

現場と教育現場との綿密な連携が必要といわれている。このため、日本社会福祉士会が実習指導者向けに編集したテキストでは、社会福祉の実践現場において実習生を受け入れ、指導することの意義を以下のようにまとめ、実践現場と教育現場でこれらについて共有することを求めている（表2）。

表2 実践現場における実習受け入れ・指導の意義

(ア) 施設・機関の使命として
(イ) 利用者への責任
(ウ) 社会福祉実践の整理
(エ) 実習生指導の新任職員の研修への援用
(オ) 実習指導の組織と実践チームの組織

出所：社団法人日本社会福祉士会編集『社会福祉士実習指導者テキスト』p35-37

しかし、実践の現場では日々の多忙を極める業務に追われ、後進の育成に時間を割くのは現実問題として不可能と感じている現任者は少なくないかもしれない。あるいは目の前で支援を必要としているクライアントのことが頭の中を占め、学生の指導よりも自らの専門性を高める努力のほうに時間を使いたいという声を耳にすることもある。つまり、後進の育成に関しては、現在の業務に余裕があるなら協力したいという考えを持っていても、実際には目の前の優先すべきことがあまりにも多忙であり、それに加えて学生の現場実習を引き受けることは実態として業務の増加に繋がり、ひいては本来業務に支障をきたす恐れがあるために受け入れを戸惑ってしまう、というのが実情ではないかと考えられる。

では、そのようななかでも実習生の指導を引き受けてくださっている現場ソーシャルワーカーの動機となっているものは何だろうか。現場指導者から聞かれるのは、「実習生とのかかわりを通して、自分の出発点を再確認できる」や、「実習生への指導を通して、自分の勉強にもなっている」「日々の実践を振り返ったり、客観視する機会となる」などである。ここからは、実習生とのスーパーバイズ関係を、本来業務に還元できるものとして捉え、活用されていることがうかがえる。あるいは「院内の他職種に対して、医療ソーシャルワーカーの専門性をアピールする機会になっている」など

が動機になっている場合もある。

こうした現場指導者のご意見を聞くと、実習を依頼する学校側も将来のソーシャルワーカー養成という観点からだけではなく、実習の機会を通して何らかの形で現場指導者の本務にも貢献できるような効果を考えたいと感じる。学生の指導をお願いする・お願いされる関係から、双方向で高め合える関係を目指したい。そのことが、実習内容を充実させ、ひいては実習3者（現場・学生・養成校）の益につながるものと考えられる。

## 6. 現場実習を通して学生がもっとも学んだこととは

学生は実習終了後、大学等に戻って自らの体験を客観化するための事後学習に取り組むことになる。では、学生は現場での体験を通してどのようなことを考え、何についてもっとも学んだと感じているか。現場指導者にとって、実習終了後の学生の成果を知る機会として実習報告会や実習報告書があるが、そこに至るまでの学生の率直な思いを知る機会はそれほど多くはないのではないだろうか。ここでは、筆者らが一連の事後学習を終えた段階にある実習生を対象として行なったアンケート調査のなかから、「実習を通してもっとも学んだと思えることは何か」という問いに対し、自由記述で回答を求めた結果から一部を抜粋して紹介したい（表3）。

表3 「実習を通してもっとも学んだと思えることは何ですか」（自由記述）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携することの大切さ</li> <li>・社会（現場）の大変さ</li> <li>・ソーシャルワーカーとしてのあるべき姿</li> <li>・専門職として利用者を援助すること</li> <li>・コミュニケーションはとても大切で、話すことだけがコミュニケーションではないということ</li> <li>・利用者理解、個人と援助者の気持ちのバランス</li> <li>・利用者を理解することの大切さと大変さ</li> <li>・価値と倫理</li> <li>・人間として利用者を尊敬すること</li> <li>・もっと学ぼうとする姿勢</li> </ul>	等
--	---

出所：村田真弓・久貝興徳・高木博史「沖縄大学における社会福祉実習教育の現状と課題」『地域研究』2009.3 p86 より一部抜粋

このように、学生は実践現場に学ぶという貴重な体験を通してそれまでに大学の講義で学んできた知識や技術について統合化したり、現場でしか学ぶことのできないリアリティを体感することになる。実践活動の場における課題発見と解決を通して、必要とされる専門知識および技術の統合化を図ることができるようになる。このように実践現場の持つ教育効果は、ソーシャルワーカーの育成にとってなくてはならないものであるのは疑いの余地がないことである。

## 7. 考察

保健医療機関における実習に特化してみると、前述のように2006年以前までは医療ソーシャルワーカーの実習は独自に行なわれ積み重ねられてきた歴史がある。また、これらの機関の存在意義として、福祉サービスの提供を第一義的な目的とはしていないこともあり、現場での実習指導に関しては「社会福祉士養成のため」というよりも、「将来の医療ソーシャルワーカーを育てるため」という視点で行なわれる傾向がある。

しかし、改めて今回の法改訂によって示されている、社会福祉士養成における「相談援助実習」がねらいとしている点と保健医療機関において実践されているソーシャルワークの内容とを照らし合わせてみると、医療ソーシャルワーカーのもとで行われる実習では、その内容として、個別援助や、相談援助の基盤となるソーシャルワークの価値と倫理を体験的に学ぶ機会が多く存在していると考えられる。このことは、前述の「実習を通して学生がもっとも学んだこと」にもよく現れている。

学生にとって、現場の指導者はソーシャルワーク実践家としての最初のモデルとなる人物であると言っても過言ではない。保健医療領域にかかわらず、実習を進んで引き受けていただけるソーシャルワーカーが少ないことは確かではあるが、しかし、だからといって、引き受けていただけるなら、有資格者なら、誰でもいいというわけにはいかない。理想をいえば、現場での指導と大学等養成校における一連の教育課程との一貫

性を図るため、協働関係を築けるソーシャルワーカーに学生の指導に当たってほしいと考えている。実習教育は、実習施設と教育機関との協働関係づくりから始まる。より関係性が強く、指導力も高い現場ソーシャルワーカーに学生の指導を依頼したいというのが本音である。そこで、これまでのかかわりや関係性などから思い当たるソーシャルワーカーに学生の指導を依頼することになる。引き受けていただける場合もあれば、残念ながらそうならない場合もある。仕方のないことかもしれないが、高い実践力や指導力を見込んでの依頼であるだけに残念でならない。

保健医療領域における社会福祉士の実習は5年前からスタートしたばかりである。しかし今後は、幅広く相談援助技術や個別援助に関心の高い学生が医療機関での実習を希望してくると予測されるため、実習をひとつの機会として実践現場と教育現場との協働関係の構築が早急に求められている。

## おわりに

今回の法改正にあたっては5年間の経過措置期間が設けられており、完全移行は2012（平成24）年となっている。それまでの間に各養成校では学生数に合わせた実習指導者を確保することが喫緊の課題となっている。これまで実習施設として学生の指導をお願いしてきた施設の中には、残念ながら指導者要件に該当する実習指導者が存在せず、委託の継続が困難となる状況に至ることが少なからず見込まれている。そのような場合、次に考えられるのは、新たな実習指導者の発掘である。前述のように、保健医療分野には、こうした実習指導者要件を満たしうるソーシャルワーカーが多く潜在していることがわかった。また、保健医療分野の実践現場には「相談援助実習」という科目がねらいとする実習内容が数多く存在し、学生の学びに直結するような充実した場の提供ができ得ることも大きな利点であるといえる。

かつて筆者自身も医療機関のソーシャルワーカーという立場で働いており、社会福祉実習の現場実習指導

者の立場であった経験がある。今回、社会福祉実習に関して実践現場と教育現場の双方を体験することで見てきたことを整理してみた。

保健医療領域における現場実習は、将来医療ソーシャルワーカーになりたいと考えている学生を対象とするだけでなく、相談援助の実習現場として、保健医療現場と教育現場とで強く連携を図りながら、「高い実践力を備えた社会福祉士」の育成という目標を共有していきたい。それによってソーシャルワーク実践の質の向上につながっていくことを切に願うものである。

#### （付記）

本研究は沖縄大学地域研究所の「2008年度社会福祉実習教育班」および同研究所から研究助成を受けて実施した「2009年度相談援助実習班」の成果報告をもとに、今回筆者独自の視点から再考を加えたものである。

#### ＜注＞

- 1) この教員要件に関しては、他に学校教育法に基づく大学又はこれらに準ずる教育施設において社会福祉士の養成に係る実習・演習の指導に関し、教歴5年以上の経験を有する者も含まれている。
- 2) 現在、厚生労働大臣が指定する実習指導者講習会には、日本社会福祉士会主催によるもの、全国社会福祉協議会が主催するものに加えて、日本医療社会事業協会が主催している実習指導者養成認定研修会が含まれている。
- 3) 「社会福祉士実習指導者所在施設等一覧」は（社）日本社会福祉士会が養成校に対して実習施設選定に使用すること目的として作成し提供した資料であるため、本来の趣旨に反しないよう配慮し、詳細には触れずに本稿を展開する上で必要となる全体の割合から現状を把握するのみに留めた。

#### ＜引用文献＞

- 社団法人日本社会福祉士会編集2008『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規、p35-37
- 村田真弓 工藤歩 高木博史、2010「相談援助実習指導者の資格要件に関する調査研究」『地域研究』(7) p115-123
- 村田真弓 久貝興徳 高木博史、2009「沖縄大学における社会福祉実習教育の現状と課題」『地域研究』(5) p115-131

## 小説「テンペスト」の比喩と歴史像の検討

— 素材としての史実と創作の間 —

後田多 敦\*

Examination of Metaphors in *the Tempest* and its Historical Image

— Between a Fiction and Historical Facts as its Source Material —

SHIITADA Atsushi

## 要 旨

沖縄出身の作家・池上永一が琉球史に題材を求めた小説「テンペスト」を取りあげ、小説が描き出した歴史像や比喩から作品を論じた。作品がフィクションであることを踏まえて、史実の素材としての活用や史実を離れた創作の度合いを検討しながら、作者の意図や歴史観などを分析している。そして、作品の社会的な意味を考えた。

キーワード：冊封体制、両属、聞得大君、琉球の国家祭祀、琉球処分

## はじめに

沖縄出身の作家・池上永一の小説「テンペスト」を原作とした時代劇「テンペスト」(10回)が、2011年7月から9月にかけてNHKBSで放映された。この小説はもともと雑誌連載だったが、その後単行本になり舞台化され、さらに沖縄出身者らの俳優が出演するNHKBSのテレビドラマとなった。主役には仲間由紀恵さんが起用され、NHKも積極的にPRしたので小説やドラマはマスコミをにぎわせていた。

ところが、ドラマが放映されると、作曲家の高江洲義寛が新聞の読者欄に「間違いだらけの『テンペスト』／歴史ドラマに必要な見識」と題する一文を寄稿して石を投じた<sup>(1)</sup>。以来、新聞の読者欄には読者からの投稿が多く寄せられ、さながら「文学・ドラマ論争」の様相を呈した。しかし、沖縄で文学に関わる人々からは、テレビドラマの論争に応答する声はでていない。単行本になった際、作家の大城立裕が、小説の琉歌について批判的に論じていたくらいで、原作の方は全体として好評だった<sup>(2)</sup>。原作の小説についての批評は、

ほかに平敷武蕉の批評(「沖縄タイムス」の「文芸時評」<sup>(3)</sup>)、本浜秀彦の論考などがある<sup>(4)</sup>。

そこにテレビドラマに関しての高江洲義寛の問題提起である。同じ時期に歴史家の西里喜行は、小説について史実に軸足を置きながらフィクションとしての小説の素材となっている事実や、小説に登場する候文などを詳細にチェックして出典などを探し対照し、その史実と小説との「差」からその意味を検討している<sup>(5)</sup>。

テレビドラマに関して評価が極端に分かれたのは、小説が映像となることでイメージが具体化されたため、個々人がもっている歴史像との関係が明確になり、作品に言及する契機となったからだろう。テレビドラマと原作とは、当然別の「作品」なのだが、テレビドラマに対する批判を読むと、小説に対して違和感を持っていた読者も多かった可能性も否定できない。文芸作品に対する違和を言語化するのには、文芸批評などを行っている者でなければ、なかなか難しい。そのため、テレビドラマへの反応として現われたのだと考えられる。新聞投稿の問題提起の根底には、「テンペスト」の

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 shiitada@ryukyufuuumi.com

創作と史実の間で見えてくる歴史像に対する違和が読みとれる。作品が描き出した歴史像と、一般的に共有されている歴史像との差異が、「歴史像の修正」と感じられたのだろう。NHKドラマをめぐって展開している議論を契機に、原作の小説を考えてみたい。

## 二つの投稿群

NHKBSドラマ「テンペスト」について新聞によせられた投稿は、「史実をゆがめ、琉球をおとしめている」という論調と、「娯楽だから楽しめばいい。勉強になる」という趣旨に二分された。どちらかというところ、琉球の歴史にあまり詳しくない人の投稿は、琉球の歴史を舞台とするその新鮮さのなかに面白さを見だし、娯楽として楽しめばいいという主張になる傾向が多いようだ。逆に歴史に関心のある人は、歴史的事実や具体的な人物を思い浮かべるのか、史実とのギャップから作者の創作やその意図に激しい拒否反応を示すという構図になっていた。

高江洲義寛の投稿のあと、仲松庸次（学習塾主宰）が2011年9月8日の論壇に『「テンペスト」は『時代小説』／娯楽性の追求は許される』という文章を投稿した<sup>(6)</sup>。数日前には「歴史小説としては駄作だ」というような投稿もあったので、仲松は「歴史小説」と「時代小説」の違いを取り上げて説明しながら、「娯楽の時代劇だと気持ちを切り替え、楽しく見ていいのではないのでしょうか」とまとめている。つまり、「テンペスト」は史実を踏まえた「歴史小説」ではなく、歴史を題材にした時代小説であり娯楽なのだから、史実がどうというのではなく、楽しんで見たらいいのではないか、という主張だ。

仲松が琉球の歴史にどの程度関心をもっているのかは分からないが、高江洲とは対極にある「楽しめばいい」という投稿群の代表的な例だ。ほかにも、時代劇のテレビドラマ「水戸黄門」を例にして、史実とかけ離れていても許されるという投稿もあった。

仲松は「歴史小説としては駄作だ」というような投稿に対する反論として、「歴史小説」ではなく「時代

小説」なのだという指摘をした形だ。しかし、高江洲の提起は小説の形式的な分類からの議論ではなく、作品の意図、ドラマの創作姿勢や社会的影響、王権と天皇制なども含めた本質的な問いかけであった。

ちなみに、作曲家でもある高江洲は沖縄のわらべ歌などを採集したりしているほか、琉球の祭祀歌謡の研究者で実演家でもあった山内盛彬から、直接教えを受けていて音楽を通して琉球の歴史や文化にも造詣が深い。というよりも、音楽から沖縄の文化にアプローチしている研究者といった方が適切だろう。

高江洲は「このドラマの原作はシェークスピアの後期の戯曲『テンペスト』。これを題材に琉球史劇風に味付けして書き替えた完全なフィクションである。まずこのことを、番組の冒頭で断るべきである。しかし、フィクションとは言え、あまりにも荒唐無稽で、史実をねじ曲げた物語になっている。琉球王朝に関する知識が乏しい方に、とんでもない誤解を植え付けかねない」と指摘し、国王の扱いなど幾つかの例を挙げている。

また、「NHKは天皇家の歴史に関して、天皇の権威を汚すいい加減な作り話をでっち上げたテレビドラマを果たして全国放送できるだろうか。沖縄の人にとって琉球王家は昔より尊崇の対象である。テレビドラマとはいえ、琉球王朝を汚らしく下品な内容に描くこと自体、不謹慎であり、琉球の心を踏みにじるものだ。NHKに放送の即時打ち切りを求める」とまとめている。

高江洲義寛は9月11日、再度「テンペストを再度問う／歴史の偽造、看過できない」と新聞で問題提起をした<sup>(7)</sup>。先の高江洲の問題提起にNHKからの返答があり、それを受けての再度の投稿だ。「この作品はフィクションです」という一文を入れたなら、高江洲は不満を抱えながらも、折り合いをつけたかもしれない。しかし、NHKはそれも「フィクション」という一文を入れることはしなかった。

そこには「フィクション」を利用しながら「史実を踏まえた」ドラマと印象づけることで、小説が描き出

した「新しい歴史像」をテレビで具体化するとの意図があるといわれても仕方ないかもしれない。テレビドラマ制作側には「フィクション」であることを強調したくない、という意味が働いていたのだろうか。もしそうだとするなら、高江洲の問題提起は核心をとらえていることになる。

### 人格化された「両属」という関係性

それでは、小説『テンペスト』が「時代小説」の娯楽だとして、それをどう読むか。作者の意図は何なのか。フィクションであることを踏まえつつ、歴史の側から小説『テンペスト』の比喩を読み解いてみたい<sup>(8)</sup>。直接的な文芸評というよりも、小説の史実の描き方、描かれた歴史像の意味するところを、歴史的な背景を踏まえながら考えていきたい。史実を素材として新たな世界を創出しているフィクションであるからこそ、史実と対比することで、作者の意図や思想が浮き彫りになる。作品がフィクションであることを前提とした上で、その作品に描かれた歴史観や思想を読む試みである。

小説の時代設定は、琉球国末期から首里城明け渡し、沖縄県設置のころまでとなっている。英仏艦船やペリーの来琉、最後の冊封使節の来琉など、興味を引く歴史的事実や人物を自在に利用しているが、人間の人生の一般的な長さを考えると、取り上げている時間の幅は長い。いろいろな事件を素材として利用することで、物語の展開を容易にするためだろう。それは材料を多く活用するための方法でもある。この時間軸をめぐる題材は、ここでは取り上げない。

中心的な登場人物のほとんどは架空のもので、作者が新しい歴史像を描くためにさまざまなものを人格化したものだ。その架空の人物に加えて、周囲には尚育王、尚泰王、聞得大君、ベッテルハイムなど、実在した人物や実在の人物を浮かべることができるポストなどがちりばめられた。ただ、実在した人物が登場するからといって、必ずしもその人物を史実に則して描いているわけではない。

主人公の真鶴は、女性だが男性（寧温）に姿を変えて首里王府の幹部になるという設定だ。真鶴という名前は琉球の伝統的で一般的なものが使われている。真鶴が男性になった際の寧温という唐名（中国名）からは琉球国が島津に侵略された時の国王尚寧と、琉球を代表する政治家・蔡温の名前が浮かぶ。寧温は官吏登用試験に合格し、評定所筆者主取となり、さらには「表十五人衆」と呼ばれた首里王府の幹部にまで出世する。一方、女性としての真鶴は最後の国王尚泰の後宮に入り、尚泰の子・明（めい）を産むことになる。

主人公が真鶴と寧温という「二つの性」を往来するという設定には、小説全体を通していろいろな意味が付与されている。その一つが、清と薩摩（ヤマト）の両方と関係し、「両属」していたとされた琉球国そのものやその関係性の人格化である。女性と男性の往来を通して真鶴と寧温の姿を通して、清と薩摩（ヤマト）の間で揺れていた前近代の琉球国を描いている。「二つの性」を往来する設定だが、それは一方が「真」で他方は「偽」である。本来の性としての女性・真鶴と、偽装された男性・寧温という構図が前提となっている。「本来的なもの（真）」は真鶴（女性）であり、そして真鶴の「思いや行動」が琉球の「本来・本音」のイメージとして描かれることになる。しかし、小説が描いたこの「本来（真）」は、史実に則しているのではない。それは作者が創作した世界であり、史実との関係でいえば「偽」であり、それは作者の思想や志向である。作者が描いた「本来」的なものそのものが虚構なのだ。作者はまず自身が創作した像を「本来の姿」と位置づけ、そしてそれを人格化して、主人公の人物設定や描写を行っている。

この二段階の創作のため、史実に対する知識を一定程度前提にして、フィクションであることを意識しなければ、比喩のなかでイメージされる虚構と史実とのギャップに気づきにくい。史実に対する知識がないと、作者が描く比喩を通して創作された「本来性」を「史実」であるかのように受取ることになる。その意味で、小説としては成功しているといっていいたいだろう。

真鶴・寧温をめぐる議論を考える上でも、歴史的な事実としての「両属」に対する知識が前提となるので、ポイントをおさえている宮城栄昌の「両属」についての説明を紹介しておこう。

〈薩摩や明治政府の一部はしばしば「両属」を口にしたが、中国と沖縄はそれを言わなかった。たとえ沖縄側が両属の語を使用したにしても、それは日本側の意をくんでやむなく使用したか、琉球人の言として日本側が記録したかの場合である。中国では琉球は冊封国であってもそれはあくまで形式的なもので、実質的には琉球の独立をみとめているのであり、沖縄側も同じ受け取り方をしていた。中国の言う冊封はそんな意味のものであった。ところが沖縄側からみた薩摩との関係は、これと全く異なっていた。形式的には独立は認められても、実質的に完全なる植民地であった。すべては薩摩の一方的な侵略から始まったことであったが、明治政府も植民地化を歴史的な事実とし、それによって自己の行動を妥当付けるとともに、「両属」の不可を論じ、「携弑の罪」を責めて中国との関係の断絶を強要した。<sup>(9)</sup>〉

「両属」していたとされる琉球国やその関係性を人格化したのが真鶴・寧温だと理解すると、その周囲に配置された人物の意味が明確になる。真鶴が惚れた男性が薩摩の雅博。その名前の「雅博」という文字は「雅」と「博」ともプラスイメージで、人物も好青年として登場する。これに対し、清国からやって来た徐丁垓は、宦官ながら舌で女性を犯す妖怪のような巨悪を体現した人物として描かれる。さらに、徐丁垓は琉球国の幹部である寧温を犯すという設定にもなっている。

薩摩（ヤマト）が雅博に人格化されていると考えてみる。雅博は好青年であり、真鶴（女性、本来の姿の琉球）の憧れであり、真鶴との精神的な結びつきは強い。そして、小説の最後では一緒になることが、予想

されて描かれている。

清国が人格化されたのは徐丁垓だ。徐丁垓は人工的に不完全な姿にされた宦官であり、寧温（偽装された男性で表象される琉球）を無理矢理犯し、精神的な結びつきのない一方的な関係を持つ。琉球史に登場する「徐」の名を持つ人物では、冊封副使だった徐葆光がよく知られている。実在の徐葆光は優れた文人で「中山伝信録」や「奉使琉球詩」を残すなど、琉球に大きな文化的な影響を残している。

徐丁垓は発達した舌で、北京でも琉球でも後宮の女性たちを犯していく。偽装された「男」として琉球国王府の幹部である寧温は、職場であり国家のシンボルでもある首里城の池のほとりで、徐丁垓に無理矢理服を脱がされて、女に戻されて犯される。犯される寧温は、本来の姿・真鶴が憧れている雅博の名を叫びながら助けを求めるが助けは来ない。

この小説のなかで、徐丁垓の描写はとても優れており、その怪しさとしたたかさは迫力がある。結局、寧温は徐丁垓（清国）を崖から突き落として、殺すことで、その強要された関係を終わらせる。徐丁垓が宦官だという意味は、妖怪のように強くても子孫の繁栄（その未来）はないということだろうか。男性を偽装している寧温も「宦官」だと称している。

小説の最後で、琉球が日本に併合された後、真鶴は内務官僚をやめて琉球に移り住むことになる雅博（ヤマト）と結ばれる。雅博は真鶴にいう。「日本は琉球を解体した以上、幸福にする義務がある。そう信じてください。<sup>(10)</sup>」

小説で描かれている真鶴・寧温と雅博、徐丁垓の関係は、琉球国と清国、薩摩（ヤマト）との関係の比喩である。真鶴と雅博を通して、琉球と薩摩（ヤマト）との結びつきの「良好さ」や「本来性」を描き出している。また、寧温・真鶴と徐丁垓を通して、琉球の清国との関係が強制されたもので、「本来的」でないことがイメージ化される。

真鶴と寧温という「2人の人物」が一つの肉体を共有していたのは、まさに「両属」といわれた琉球国そ

のものでもある。主人公自身の真鶴と寧温という一つの肉体をめぐる葛藤は、雅博に憧れた「本来の真鶴」に戻ることで決着する。作者は琉球国のなかでの「清国か、ヤマトか」という葛藤を、ヤマトへ憧れと結びつくことで解決させた。そして、主人公・真鶴の本来の性は「女」であった。そのような結末を通して、小説はヤマトへの憧れやその関係こそが、琉球の「本来的な姿」として位置づけていく。

小説の人物設定の背後にあるものは、あこがれの対象であり、精神的にも結びついた薩摩（ヤマト）、それに対して妖怪のように下劣で、強引に関係を結ばされた清国というイメージだ。しかし、史実はその逆だった。島津氏は1609年、大軍を率いて沖縄島に上陸し、首里城下を焼き払いながら財宝なども略奪した。そして、降伏した琉球国王（尚寧）らを連行し、さらに降伏文書への署名を拒否し抵抗する最高幹部の三司官・謝名親方利山を殺害している。

琉球国が明清の冊封体制に参加したのは、琉球国の意思でもあり、それは前近代の東アジアにおける合法的な国際関係である。これに対し、島津の琉球国占領は、島津が武力で侵略して支配したことに起因する。島津（ヤマト）は琉球国を実力支配してきたが、それは侵略に起源を持つ非合法的なものだった。琉球国にとって中国の明・清との冊封関係は合意にもとづくものだが、ヤマトとの関係は「無理矢理」の関係だったのである。

そのような歴的事実から、歴史に則したもう一つの小説の筋を考えると、「テンペスト」の創作の志向がさらに明らかになるだろう。

例えば、雅博と徐丁垓でいえば、雅博は真鶴ののど元に刃物をつきつけながら、琉球国の国家祭祀にとって重要な場所である弁が嶽で強引に犯す。助けを求め真鶴の声は、冊封使節の一員として来琉し、弁が嶽の近くをたまたま通った文化人・徐丁垓の耳元をかすめる。すると、雅博の取り巻きの御用商人が、真鶴の口を塞ぐ。声は途切れ、徐丁垓には届かない。そして、真鶴は雅博を崖から突き落として殺そうとするが、殺

すこともできないだけでなく、さらに、新たにヤマトからやってきた雅博の上役にも、関係を強要されていく。

へたな筋書きだが、史実に即して「テンペスト」との対比のなかで描くとこのような展開になる。前提となるそれぞれの事象に対する沖縄社会の一般的な歴史像も、これに近いのだと思う。史実との関係を踏まえて筋を考えると「テンペスト」で人格化される前の「虚構の歴史像」がはっきりする。そこには作者の意図が強く表れている。

「テンペスト」が、史実にしばられない手法をとっているということは、逆に言えば人物設定やその動きは、全て作者の意図したものだ。作者は、歴史的事実や人物の要素を使い、ベースとなる歴史事実やその意味を理解しながら、時には敢えて逆の関係や意味を持たせて描写する。しかも、その意図を覆い隠すように、歴史的事実の幾つかの要素を使い、史料に手を加えながら描く。それはフィクションであり、すべて作者の意図に基づくものだ。

琉球国にとって明・清を中心とした冊封体制への参加は王権の正当性の根拠であった。琉球国は冊封体制に参加することで、琉球国は東アジアのなかで国際的承認を得ていた。明治政府による琉球国併合の際、「両属」は琉球・清国・ヤマト（島津、日本）の関係を表現するキーワードだった。琉球国併合の際に明治政府によって行われた作業の一つが、「両属」という言葉をテコにした琉球・清国・薩摩（ヤマト）の歴史的關係を「修正」することであり、そして日本と琉球の関係を正当なものとして再編することだった。

「テンペスト」が描いた真鶴・寧温の波乱に満ちた半生は、琉球・清国・ヤマトの関係が人格化されたものである。そして、そこでは史実とは真逆の「侵略と友好関係」が描かれた。小説は、真鶴（琉球・女）、寧温（琉球・男）、雅博（ヤマト）、徐丁垓（清国）の3（4）人の人間関係を通して、琉球・清国・日本の関係を歴史的事実とは違った姿で描き、読者へ「修正」した歴史像を提示した。

その意図するところは、「合法・非合法」「表・裏」など、関係性の読み替えである。言い換えれば、琉球王権の正当性を支えた一つである琉球と清国の関係の意味をつくりかえるものだったと考えられる。琉球と清国（中国）、日本との関係に対する伝統的意識、記憶の作り替えへの試みだといっていだろう。それは現実の政治史の上では、明治政府が琉球国を併合した際に利用した方法でもあった。

### 真牛が表象するもの

もうひとり、小説のなかで重要な存在がある。尚育王の姉で最後の国王尚泰の伯母という設定の聞得大君（真牛）だ。真牛は聞得大君のポストにいたが、主人公・寧温の陰謀によってその地位を追放される。

聞得大君というのは、実際に存在した琉球国の国家祭祀を司る最高神官の名称である。現実の歴史で琉球国最後となった聞得大君は大宜味御殿で、小説のなかで真牛が設定されている出自（尚育王の姉で最後の国王尚泰の伯母）と同じような関係にあった。真牛（聞得大君）については、実在した最後の聞得大君・大宜味御殿と重ねながら、そのほとんどを創作・脚色するという手法がとられている。真牛は、初めから架空の人物として登場する真鶴・寧温などの中心的な人物たちとは異なった仕掛けがなされている。

話を進める前に、聞得大君に代表される国家祭祀が琉球国にとってどのような意味をもっていたのかについて触れておきたい。

明・清との朝貢冊封関係が、琉球国の王権の正当性の国際的な裏付けだとすれば、琉球の国家祭祀は内側から王権の正当性を担保する役割を担った。琉球国の王権は、神から授けられたことをその正当性の根拠の一つとしていた。「王」となった人物が「王」であるその根拠は、「琉球の神」から付託され、承認されていることであった。そして、聞得大君を頂点とする祭祀制度は、琉球国の王権が神から神授されたことを可視化したものといえる。史料上で確認できる最初の聞得大君は尚真王の妹であり、国家制度とし

て長い歴史を持っていた。

琉球国では、聞得大君を頂点に全国に300人を超える女性の宗教公務員（ノロクモイなど）である女神官が配置されていた。彼女たちは国から給与や領地を受け、琉球国の官吏として祭祀を司った。彼女たちが担った祭祀の空間や内容、祝詞なども決まっており、琉球国の国家の安泰と国王の長寿、五穀豊穰、航海安全などを祈願していた。数多くいる女神官の社会的地位はとて高かった。形式化していたとはいえ聞得大君は琉球国末期でも、聞得大君御殿を拠点として全国の女神官の頂点にいた<sup>(11)</sup>。

小説のなかで、聞得大君（真牛）はキリスト教に改宗したと誣告されてその地位を追われる。聞得大君の地位を奪われた真牛は、ユタ（いわば民間の巫女）となり、ジュリ（遊女）となり、琉球を訪れたペリー一行の兵士たちに強姦され、そして「マブイ」を落とした。その後真牛は正気を取り戻すが、ニンブチャーとなり、下層民の葬儀などを担うことになる。つまり、琉球国の祭祀を司る最高神官から、いわば「落ちるところまで落ちた」という設定である。それでも、真牛は聞得大君に復活することを夢見し、聞得大君としての誇りを持ち続けた。

小説の最後で、真牛は真鶴と最後の国王尚泰の子・明（めい）を、国王に就任させる儀式を置県後の首里城で行う。琉球の神・キンマモンが真牛（聞得大君）に下りて明を国王として承認する。その後、真牛は自殺する。

実在の聞得大君とダブらせながら真牛は何を象徴させられ、どのような役を与えられたのか。結論から先に書けば、真牛は、琉球の王権（独立）の根拠や琉球の信仰・祭祀世界を通して琉球の精神性や尊厳を象徴している。さらに付け加えれば、現在の沖縄の象徴でもあった。真鶴・寧温が清国や薩摩（ヤマト）との関係性を擬人化したものだとすれば、琉球・沖縄社会のアイデンティティを人格化したものが、真牛（聞得大君）だといえるだろう。

真牛は、聞得大君の地位を失い貧しい民となっても、

かつての最高神官としての誇りを忘れられず、その地位に戻ることを夢想する。しかし、日々の暮らしで真牛は、ユタ（精神性・文化を切り売りすることで日銭を稼ぐ）や、ジュリ（薩摩人にも金で体を弄ばれる）であり、米兵に強姦され精神を病み（意に反することも拒むことができず、尊厳も維持できない存在）、それでもよみがえり、貧しく最下層のニンブチャーとして下層民の葬儀を担いつつ生きている。

小説のなかで貶められている真牛は、独立国だった琉球の王権や祭祀、精神世界に代表される琉球の尊厳そのものである。真牛（聞得大君）を苦境におくことで、翻弄されている沖縄の厳しい現実を描いているのだ、という見方も可能かもしれない。しかし、聞得大君がその地位を奪われたのは、寧温・真鶴の陰謀が理由だった。しかもそれは史実ではなく、作者の創作した世界である。

史実は違う。琉球国最後の聞得大君（大宜味御殿）は1875年に就任し、明治末期に亡くなった。尚育王の妹で、尚泰王の叔母にあたる。明治後半に亡くなったが、葬儀には大勢の人が駆けつけたと当時の新聞は報じている<sup>(12)</sup>。その後任は安室御殿（最後の国王尚泰の娘）が引き継いで、「聞得大君」となっている。しかし、琉球国はすでに滅亡し、こちらは国家制度としての聞得大君ではないが、それでも、大正時代に簡素化されていたものの就任儀礼をやったという。琉球の国家祭祀は、明治政府も簡単につぶすことはできなかった。

琉球国は19世紀末、日本政府に武力によって併合され、独立国としての地位を失い、王城で祭祀空間でもあった首里城も接收され、国王も東京へ連行された。そして、沖縄戦では日米の戦場となり、兵士だけでなく住民も犠牲となり、焦土となった。そして、その後は琉球・沖縄側の意思に反して米軍基地が建設され、現在でも基地を押しつけられている。琉球・沖縄の人々は、そのなかで貧しくても独立国であった琉球の歴史や文化を大切に育んできた。琉球・沖縄社会は歴史のなかで尊厳をけがされたりしてきたが、しかし、巨大

な相手に対し、無力であり貧しくても、尊厳を守るために闘い続けてきたということもできる。これはいろいろな立場を越えて共有されている沖縄の歴史だといっているだろう。

「テンペスト」の真牛（聞得大君）は、「落ちるところまで落ちた」が、実在の大宜味御殿は困難な時代を最後まで、崇拜されて生きた。小説のなかで聞得大君（真牛）を、歴史上の最後の聞得大君とダブらせる必要があったのは、真牛がいわば沖縄のアイデンティティなどを人格化したものだったからだと考えられる。その存在にリアリティを与え、歴史的イメージを修正するためには、全てが創作ではその効果が少ない。それは落ちるところまで落とし、その意味の効果を出すためにも、真牛は実在の人物をベースにする必要があったのかもしれない。

小説は結末に、もう一つの仕掛けを準備していた。琉球国が日本に併合された後、接收された首里城で、寧温、明、そして、零落した元聞得大君である真牛（尚泰のおば）の3人に真鶴と国王尚泰の子・明の国王就任儀式をさせている。そこで、琉球の神・キンマモンが真牛に憑依して、明を国王として承認する。その後、真牛は自殺する。

これは琉球国の復興の種を将来へ残したかのようにも読むことができるしかけだ。しかし、真牛の自殺から伝わるのは逆のメッセージだろう。明の母親真鶴は、雅博（ヤマト）と結ばれることになっているので、明の母親の夫はやがて雅博（ヤマト）となる。しかも、国王への就任儀礼が為されたといっても、明に王としての実態はない。また、「明」という名前も工夫されている。琉球国が中国と関係を持ったのは、明朝が始まりであることから、「明」という名前には、ヤマトと琉球の関係の仕切り直しと新たな「合法的な始まり」を予感させる力がある。寧温、明、真牛の儀式は、いわば琉球国と琉球の守護神とも表現できるキンマモンの葬送の儀礼なのだ。真牛の自殺は、「琉球的なもの」の死を予言している。

真牛の死は「琉球的なもの」は死滅であり、「王」

の母親真鶴と雅博（ヤマト）が結ばれることは、母親を介在させた父親の交替であり、明（「国王」）とヤマトとの関係の再編をも意味している。

### おわりに

小説「テンペスト」を真鶴・寧温をめぐる人間関係と、琉球の精神性や現在の沖縄などを具現化させた聞得大君の意味するものを手がかりに読んできた。この二つのテーマは「冊封体制」と「国家祭祀」という琉球国の王権の正当性に関係するものである。いいかえれば、琉球国を国家として存在させた要素である。

ここで例示した幾つかの解釈は、歴史的事実を踏まえればそれほど極端なものではないだろう。テレビドラマに関して、高江洲義寛が危惧し指摘することが、原作の小説にもある。これらを踏まえると、「時代小説」として、「楽しんで読めばいい」というだけでは終わらないものがある。

小説「テンペスト」は実在の史料なども使用しながら、その史料の一部を書き換え、あるいは用語に誤解を与えるような表現がなされていた。それに加えて、人物描写の意図の問題だ。フィクションとして、史実の枠組みから離れ自由に描いているだけに、作者の思想や意図が直裁的に人物描写などに現れている。これでは小説を使った歴史像の書き換え、事実と異なる事実の意識的な書き換えではないか、という指摘が出ても仕方がないだろう。小説「テンペスト」は、創作である登場人物の役割や関係、行動や意識を通して、史実と異なる新しい歴史像を描き出している。その創作された歴史像は、時に史実よりも一般的な歴史像として定着していく力をもつことになる。

19世紀末、琉球国が日本に併合される過程で、日本政府によってさまざまな歴史の書き換えや隠蔽、ねつ造がなされていた。娯楽・時代小説としての「テンペスト」が、歴史を素材としながら、これまでの歴史像の書き替えを試みているとすれば、文学作品を越えて政治的意味合いを含んだ作品だということになるだろう。

### 注

- (1) 『琉球新報』（2011年8月12日）「論壇」
- (2) 『沖縄タイムス』（2008年12月8日）「文化面」
- (3) 平敷武蕉の批評は『沖縄タイムス』「文芸時評」（2008年11月30日）
- (4) 本浜秀彦の論考は『沖縄タイムス』（2009年1月19日から21日）の上・中・下の3回
- (5) 西里喜行「読書ノート」『『テンペスト』を読むー小説と史実の間ー』。
- (6) 『琉球新報』（2011年9月8日）「論壇」
- (7) 『琉球新報』（2011年9月11日）「論壇」
- (8) テキストには池上永一『テンペスト』1巻－4巻（角川文庫、2010年）を用いた。
- (9) 宮城栄昌『琉球の歴史』（吉川弘文館、1977年）214－215頁
- (10) 前掲・池上『テンペスト』4巻、306頁
- (11) 後田多敦『琉球の国家祭祀制度ーその変容・解体過程』（出版舎Mugen、2009年）を参照
- (12) 『琉球新報』（1906年6月6日）

## 島嶼沖縄の水産業の産業連関分析

友利 廣\*

An Analysis of the Marine Products Industry in Okinawa Islands Using Input-Output Table

TOMORI Hiroshi

## 要 約

包括的水産政策を志向する水産基本法は、海面漁業と海面養殖業間の構造変化を惹起するも水産業界を活性化するに至っていない。本稿では、平成17年版沖縄地域産業連関基本分類表（404行×350列）から海面漁業と海面養殖業を抽出し水産業を2部門構成とする一方で、36部門に統合した水産業分析用産業連関表を作成した。同表から沖縄の水産業を分析するため、投入費用構造、産出経路構造、ラスムッセンの影響力係数と感応度係数、スカイライン図を援用した。これらの指標により沖縄の水産業の構造分析を行うと同時に政策的含意を探っている。

キーワード：水産業分析用産業連関表、影響力係数と感応度係数、スカイライン分析、第6次産業、政策的含意

## はじめに

水産業は、魚介類、海藻類等の水産資源の漁獲並びに収穫から始まり流通加工や研究開発等の各部門が加わり、第3次産業を通して最終消費市場へと連なる6次産業化の要を成す部門であり、島嶼経済にとって数少ない裾野の広い部門と言える。水産業の裾野の広さは、経済活動で捉えると川上部門から川下産業に至る数多くの関連産業を集積することで、所得水準を向上させ雇用を増やすなどの多面的機能を発揮して島嶼経済の自立度の向上に貢献することになる。

このように潜在的可能性を秘める水産業ではあるが、沖縄の水産業は、島嶼性や地域性から派生する経済的不利性が障害となり閉塞状況へ追い遣られている現状があり、隘路となっている要因の詳細な検討と対応策が求められる所以である。

本稿では水産業を構成する海面漁業、海面養殖業に対象を絞り、これらの業種の潜在的可能性を探るため地域産業連関論の研究成果として導出される投入費用や産出経路の構造、付加価値部門と域際部門を含む需

給構造、ラスムッセンの影響力係数と感応度係数、スカイライン図等の各種分析手法を活用して構造の分析を行っている。

## 1. 沖縄の水産業の現状と課題

## (1) 水産業を取り巻く状況変化と水産基本法

本論に入る前に基本用語の定義を整理しておく。まず、日本大百科全書によれば、水産業の定義は「水界の動植物の採取・増養殖、その生産物の加工製造、および最終消費に至るまでの流通の各分野を担当する産業の総称」とし「第一次産業の漁業・水産増養殖業、第二次産業の水産加工業、第三次産業の水産物流通業の三つの産業分野から成り立っており、水産資源を人間の生活のために利用する経済活動の統合的なシステムである」とする。そして、水産資源は「海洋、湖沼や河川の中でその生涯の全て或いは大部分を送る動植物のうち、食料としての利用を始め、人間が何らの目的で利用するもの」とする。

さて、わが国の水産政策を取り仕切る基本法は、

1963年（昭和38年）8月1日に施行された沿岸漁業等振興法に始まる<sup>(註1)</sup>。同法の主旨は、水産業の生産性を高めるとともに漁業従事者の生活水準の向上を促すことにあった。その背景には、高度経済成長を実現するためにとられた産業政策が、主として製造業を中心とした第二次産業の梃入れの下で取り残されてきた水産業と他産業間の格差を是正する必要性に迫られたことにある。沿岸漁業の近代化と従事者の生活向上を旨とする沿岸漁業等振興法の理念ではあったが、1994年11月発効の国連海洋法条約の批准（1996年6月）や包括的な視点の中での水産業の持続的発展の必要性等、国内外の漁業を取り巻く環境が変化の中で制度的見直しの必要性が喫緊の課題としてあった。このような情勢変化を踏まえて、つくり育て管理することを理念に掲げた水産基本法が2001年（平成13年）6月29日に施行され今日に至っている<sup>(註2)</sup>。

(2) 海面漁業、海面養殖業から捉えた水産業の現状

60年代以降の我が国の水産業の推移は、1984年の1,282万トンをピークに1988年まで1,200万トン台を維持してきたが今日に至るまで減少し続けている（図1）。この間に水産業と密接に関連する事項として、1963年の沿岸漁業等振興法施行、1994年の海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法）の発効<sup>(註3)</sup>、2001年の水産

基本法の施行が行われている。水産業を取り巻く国際環境の変化に対応して水産振興に向けた方針と施策が制度的に執られてきたことになるが、結果的に実効性の面で課題山積の状態と言える。

次に、沖縄の水産業を海面漁業、海面養殖業、又、海面養殖主要品目を通して概観する。

図2の沖縄の水産業の推移でも明らかなように、沖縄の水産業は70年代初頭、80年代中、90年代末のそれぞれの時期に持ち直しの兆しを示すものの、傾向的には生産量の減少を続け今日に至っている。漁獲量にみられるこれらの傾向の中には、漁業形態として遠洋漁業や近海漁業を含む海面漁業とモズクやエビに代表される海面養殖が含まれるが、これらの漁業形態で、前者が長期低落傾向を示す反面、後者の海面養殖業は上昇傾向を示している。その背景には水産基本法の影響も考えられる。漁業活動に対する水産基本法の理念はつくり育て管理するというものである。この政策理念は図2でも明らかなように海面養殖業等の漁業形態に顕著に表れており、海面漁業の落ち込みが続く中で海面養殖業が増勢を続けて健闘が続いている。

海面養殖業に絞って今少し検討を加える。海面養殖業が取り扱う種類は多い。その中でモズクは海面養殖魚の生産量の大半を占めており、全国市場にあっても沖縄産モズクが圧倒的な強みを発揮している。反面、

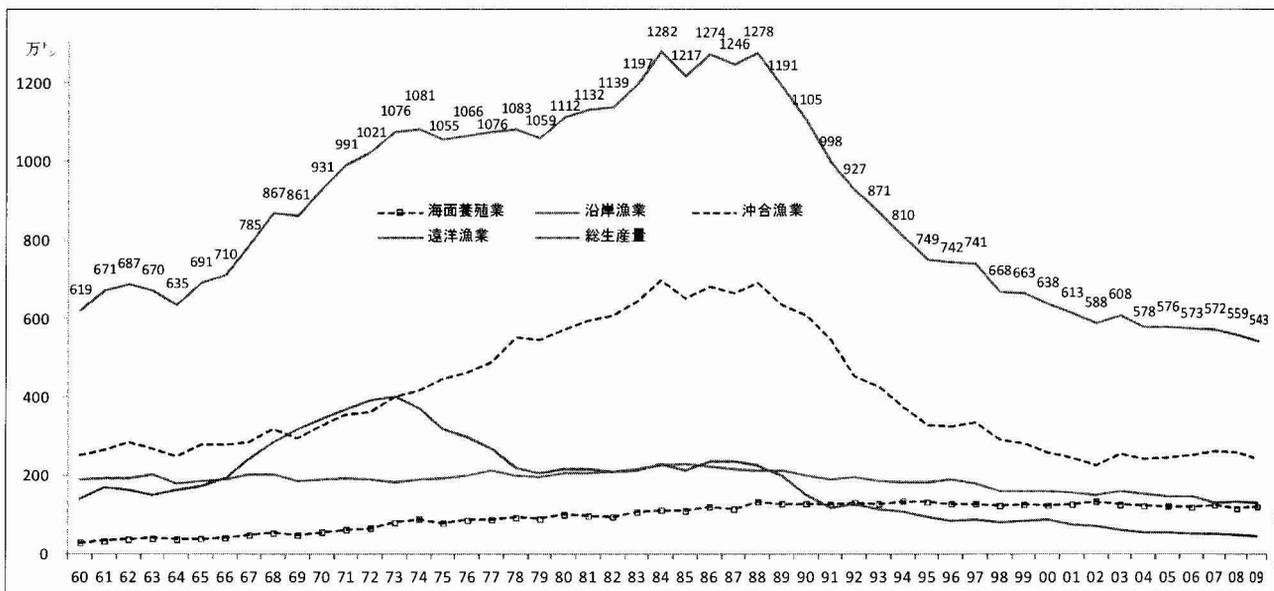


図1 わが国の水産業の生産量の推移 (資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」より作成。)

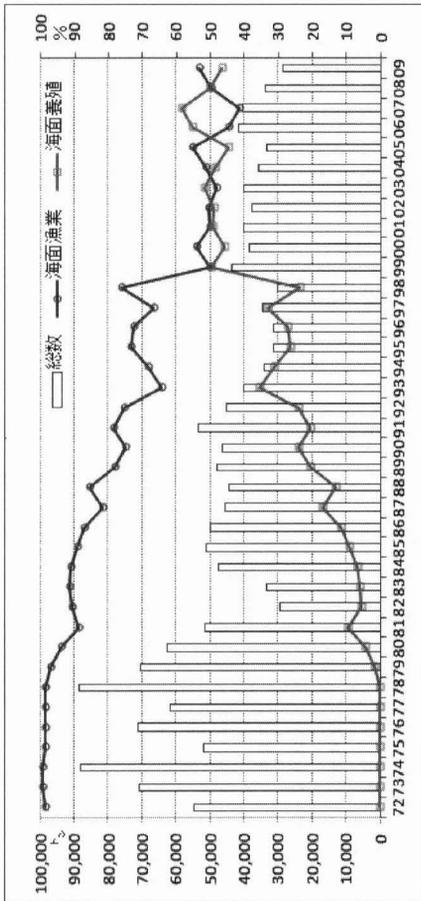


図2 沖縄の水産業の推移  
(資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、「漁業・養殖業生産統計年報」より作成。)

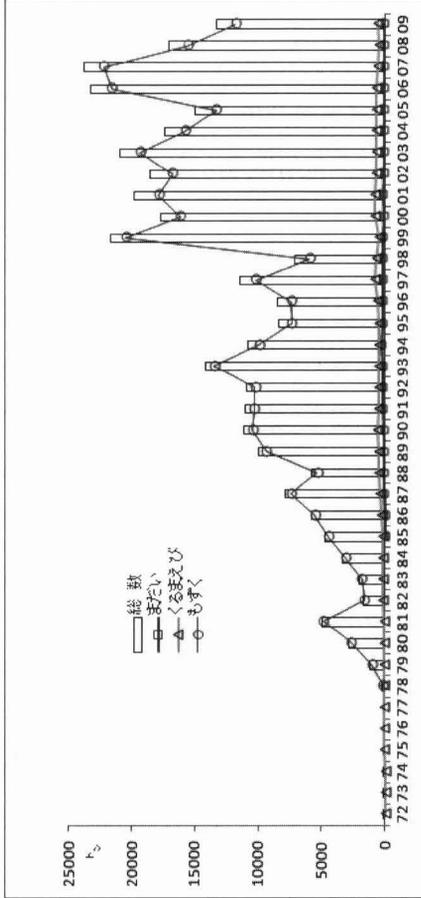


図3 海面養殖主要品目生産量の推移 (資料：図2に同じ)

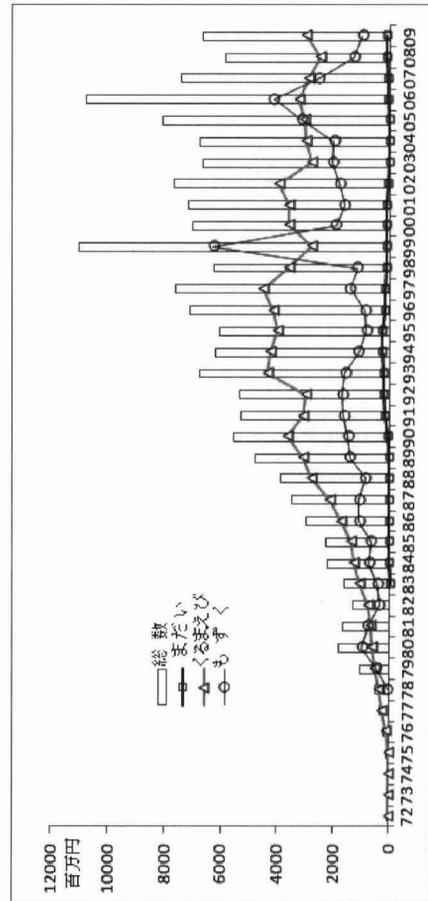


図4 海面養殖主要品目の販売額の推移 (資料：図2に同じ)

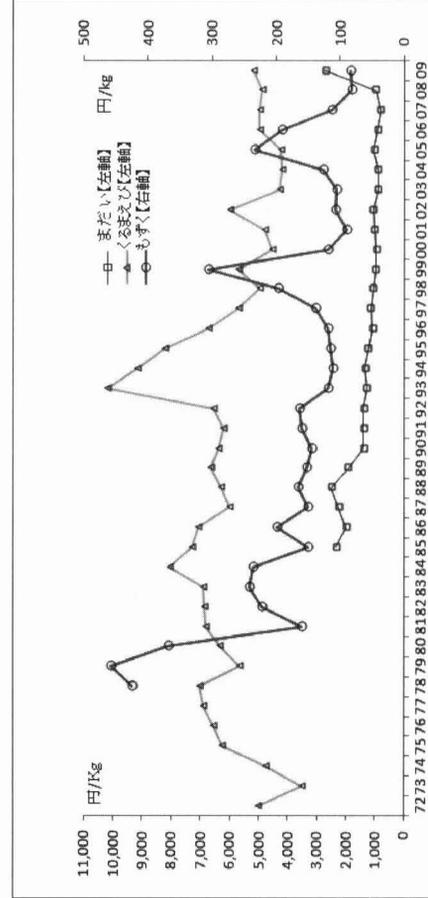


図5 海面養殖主要品目の単価の推移 (資料：図2に同じ)

モズクは過剰生産等の生産管理に関する意識が浸透して  
いないこともあり地元の業者がしわ寄せを受け、浮  
き沈みの大きい業界としてあったが、この点はようや  
く改善される傾向にある。一方で、生産量はモズクに  
及ばないものの高い価格を反映して販売額はモズクと  
競い合う関係にある。(図3~5)。

## 2. 水産業分析用産業連関モデルの考え方

本稿で取り上げる水産業分析用地域産業連関モデル  
(競争移輸入型)の考え方は以下のようなものである。  
まず、マクロ需給均衡式を式〔1〕として設定する。  
同式に含まれる記号は、Aが投入産出係数行列で、Y  
が地域内最終需要列ベクトル、Eが移出と輸出を統合  
した列ベクトル、Mが移入と輸入を統合した列ベクト  
ル、Xが地域内産出ベクトルである。尚、ここで内生  
部門を  $x = AX$  とし、 $x$  は中間需要を現す行列とした。  
 $AX + Y + E - M = X$  .....〔1〕  
式〔1〕において移輸入を内生化するため移輸入は域  
内最終需要に比例すると仮定する。移輸入係数を対角  
行列の記号  $\hat{M}$  で表すと移輸入は  $M = \hat{M}(AX + Y)$  と  
して現すことができる。同式を需給均衡式に代入して  
式〔2〕を得る。更に、式〔2〕を整理すると水産業  
分析用産業連関モデルの構造式〔5〕を得る。

$$AX + Y + E - \hat{M}(AX + Y) = X \dots\dots\dots〔2〕$$

$$X - AX + \hat{M}AX = Y - \hat{M}Y + E \dots\dots\dots〔3〕$$

$$[I - (I - \hat{M})A]X = (I - \hat{M})Y + E \dots\dots\dots〔4〕$$

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} \cdot [(I - \hat{M})Y + E] \dots\dots\dots〔5〕$$

以上が水産業を分析するための基本モデルである。  
〔5〕に含まれる逆行列係数  $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$  を基本型  
にラスムッセンの影響力係数、感応度係数により<sup>(注4)</sup>、  
投入面から当該産業から派生する需要の関連産業の波  
及構造や島嶼経済で派生する需要が当該産業に及ぼす  
波及構造等の分析を行い、更には、〔1〕における移輸  
入を外生化することでレオンチェフのスカイライン図  
で域際構造の分析を行うことになる<sup>(注5)</sup>。これらの分  
析以外に投入費用面と産出経路、需給構造等を活用し  
て海面漁業や海面養殖業の産業間の連関性や集積規模

の分析も行う。

## 3. 水産業の産業連関分析

### (1) 水産業の投入費用構造、並びに産出経路構造、そ して域際構造

地域産業連関表において投入産出行列係数Aは、中  
間生産部において当該産業の表側側に基づいて見ると  
投入費用構成比を通して産業間の連結性と集積性を現  
す。一方で、内生部門において当該産業を表頭側に沿っ  
て見ると産出経路を現し、投入費用構造同様に産出経  
路にあっても連結性と集積性を窺うことはできるが、  
産出経路は域際構造と照らし合わせながらみると域内  
循環構造と需要の脱漏度の状態を確認できる。

図6、附表1は海面漁業、海面養殖業等の投入費用  
規模から関連産業との連結性と集積状況を現し、図7  
はこれら3業種の産出経路から取引産業の連結性と集  
積状況を現している。尚、これらの結果は、沖縄の地  
域産業連関基本分類表(404行×350列)を統合して36  
部門表にしている。

まず、海面漁業の投入構造は、沖合漁業や沿岸漁業

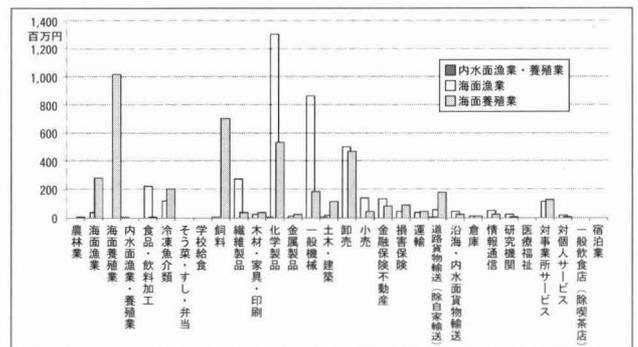


図6 水産業の投入費用規模から見た連結性と集積性

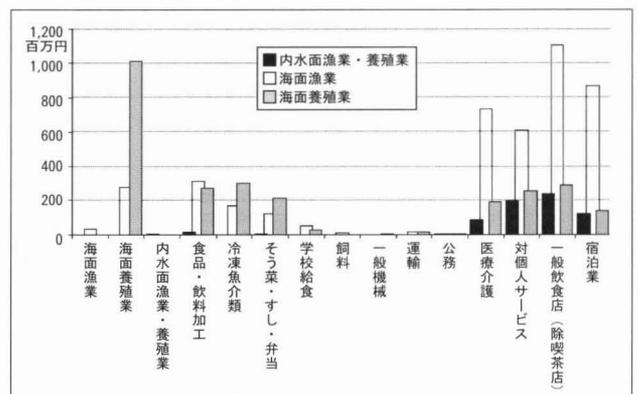


図7 水産業の産出経路から見た連結性と集積性

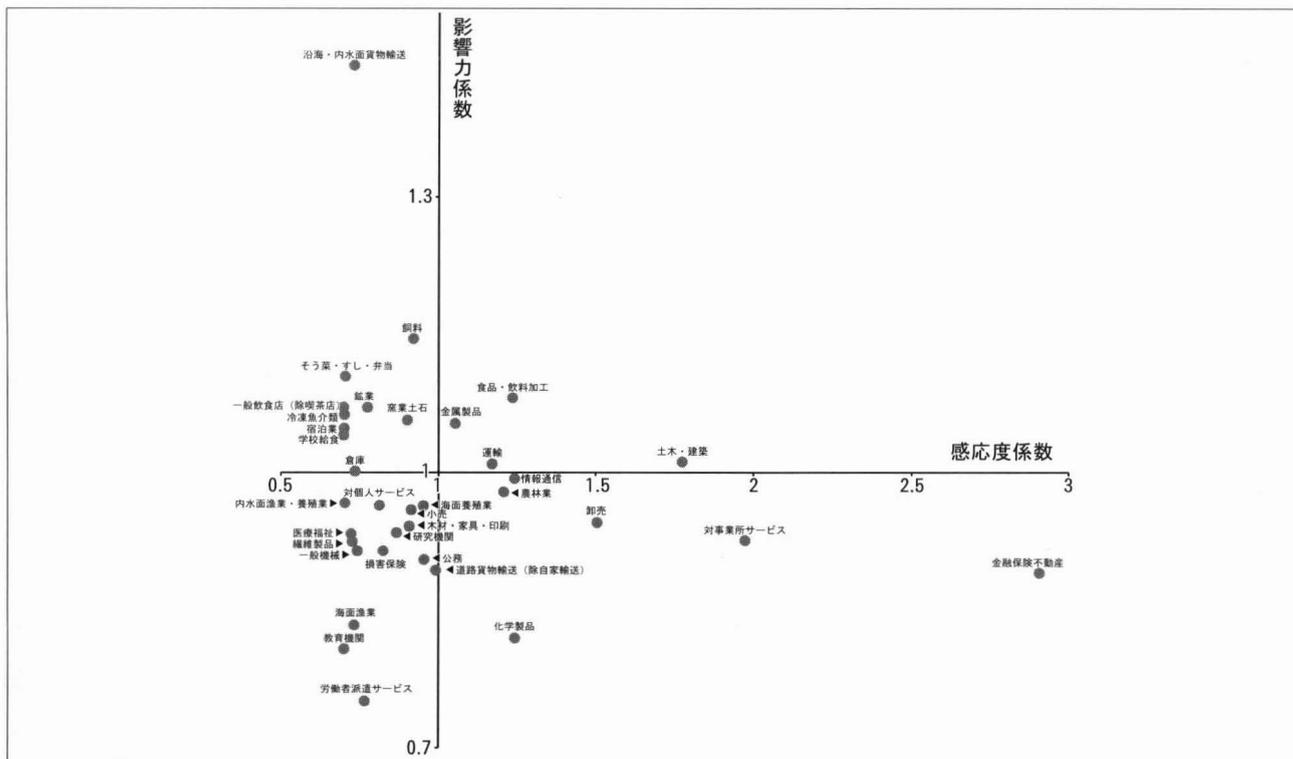


図8 ラスムッセンの影響力係数並びに感応度係数

と言う漁業形態の特徴を反映して石油製品を主とする化学製品、船舶修理が大半を占める一般機械の費用依存を示している。小売りが小さく卸売業が総体的に大きくなっている点は域外販売を手掛けることを反映していると言える。次に、海面養殖業の投入構造は、養殖のための飼料調達を筆頭に、卸売業、石油製品、船舶修理、運送業の順でこれらの産業が深く関わっている。この様に、投入構造では海面漁業、海面養殖業の何れも、費用で捉えても産業間の連関性、又、関連産業の集積の何れも強い繋がりを維持していると言える。

次に、産出経路に見られる特徴であるが、海面漁業、海面養殖業の何れも図7で明らかなように取引対象の産業の少なさが目立っている。但し、海面漁業は飲食店を筆頭に宿泊、医療介護、対個人サービスの各部門との繋がりの強さが確認できる。一方、海面養殖業は、同業間の取引が際立って高くなっているが、その外は冷凍魚介、飲食店、食品加工等が取引対象となっている。

投入側を通して見た海面漁業や海面養殖業に連なる関連産業は、生産活動にとって不可欠と言うこともあ

り多くの業種が投入経費の多寡としての現れることになるが、表頭側の産出経路では、当該業種の施設整備、企業集積、生産規模や販路開拓、域際との繋がり等の制約条件もあり関連業種の集積が疎らな状態になる傾向にある。それ故に、市場開拓や産業間の連携の強化が課題となっていると言える。

(2) ラスムッセンの影響力係数、感応度係数による波及構造の分析

ラスムッセンの影響力係数（以下、ラスムッセンのPDI）とは、当該部門で発生した1単位の最終需要が、全ての産業部門に及ぼす影響の度合い、即ち、生産誘発効果の度合いを現す数値であり、その係数の計測は逆行列係数の列和の平均値で各部門の列和を除いて求められる。同概念はA・O・ハーシュマンの後方連関効果に該当する<sup>(注6)</sup>。次に、ラスムッセンの感応度係数（以下、ラスムッセンのSDI）とは、全ての産業部門にそれぞれ1単位の最終需要が発生した場合にどの産業部門における生産誘発効果が大きいかを測定する数値であり、その係数の計測は逆行列係数の行

和の平均値で各部門の行和を除して求められる。同様に、同概念はA・O・ハーシュマンの前方連関効果に該当する<sup>(注6)</sup>。ラスムッセンの影響力係数、感応度係数は以下の式で表すことができる。但し、上記のラスムッセンの両係数でnは部門数、i,jは産業、 $K = [I - (I - M)A]^{-1}$ であり逆行列係数である。

$$\text{ラスムッセンの影響力係数} = \frac{\frac{1}{n} \sum_{j=1}^n K_{ij}}{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n K_{ij}} \dots\dots [6]$$

$$\text{ラスムッセンの感応度係数} = \frac{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n K_{ij}}{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n K_{ij}} \dots\dots [7]$$

以上の考え方を踏まえて、ラスムッセンのPDIとラスムッセンのSDIを式〔6〕、〔7〕に基づいて計算した結果をまとめたものが表2、図8、附表4である。

表2、図8、附表4から海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業の影響力係数と感応度係数の現状値を見ると、何れの係数も標準値である1を下回っており、従って、3業種ともに経済全体に及ぼす影響、或いは経済全体から受ける影響の何れも標準を下回るものである。

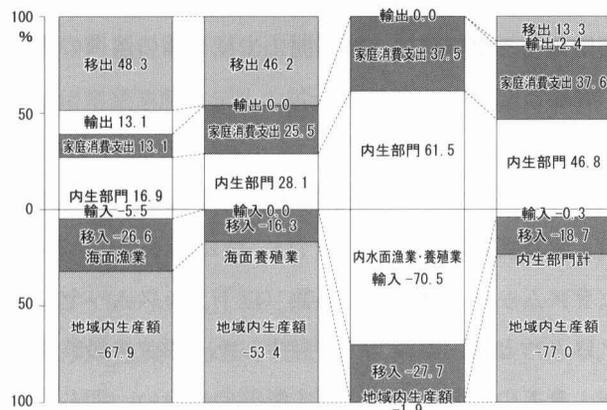


図9 海面漁業、海面養殖業等の需給構造

3業種に関して個別に見ていく。まず、海面漁業は域外依存度が高いことを反映して域内経済全体から受ける影響は小さく、逆に、投入部門から捉えた関連業種の多さを反映して影響力指数はやや大きくなっている。次に、海面養殖業は、域内最終需要が相対的に大きくなっていることや投入側から見た関連業種の多さを反映して海面業種より何れの指数も大きくなっている。注目される点は、海面養殖業が経済全体に与える影響が大きいことである。これは域内依存度の大きさを反映した結果と言える。最後に、内水面漁業・養殖業は影響力係数が3業種中最も大きく感応度係数が最も小さいことである。影響力係数の大きさは費用構造での内生部門比の大きさ、付加価値部門における雇用者所得の大きさが影響しているものと思われる。一方、感応度係数の数値の低さは域外依存度が抜きんで大きいことから供給面での乖離の状態を反映していると思われる。尚、図8は分布の偏りを避けて視覚効果をだすために両係数の計算結果を対数変換して縦軸、横軸に現している。

(3) 水産業の域際構造とスカイライン分析

島嶼水産業のスカイライン分析を行うための分析モデルを示す。まず、式〔1〕のマクロ需給均衡モデルを以下の要領で整理すると  $Y + E - M = X - AX$  となる。同式から以下の式〔8〕が得られる。同式の意味

表2 ラスムッセンの影響力係数並び感応度係数

水産業	影響力指数	感応度指数
海面漁業	0.8307	0.7315
海面養殖業	0.9619	0.9474
内水面漁業・養殖業	0.9637	0.7016

表1 投入費用から見た内生部門と付加価値部門

部門	内生産部	付加価値					地域内生産額	付加価値率の特化係数	
		雇用者所得	営業余剰	資本減耗引当	間接税(除関税等)	その他			
海面漁業	37.4	31.2	41.7	15.5	6.3	5.3	62.6	10,917	1.31
海面養殖業	52.4	18.5	51.4	20.1	8.8	1.1	47.6	8,061	1.00
内水面漁業・養殖業	70.0	50.0	0.0	33.3	16.7	0.0	30.0	20	0.63

注：その他は宿泊、交際、福利厚生費を含む。

するところは以下の通りである。

$$X = (I - A)^{-1} Y + (I - A)^{-1} E - (I - A)^{-1} M \dots \dots [8]$$

まず、式〔8〕の第1項が域内最終需要による生産誘発効果、第2項が移輸出による生産誘発効果、第3項が移輸入による生産誘発効果となる。第1項から第3項までの結果を図10にスカイライン図として示した<sup>(注7)</sup>。尚、産業部門毎の数値を附表5に掲げ、海面漁業、海面養殖業等については抜き出して表3にまとめた。

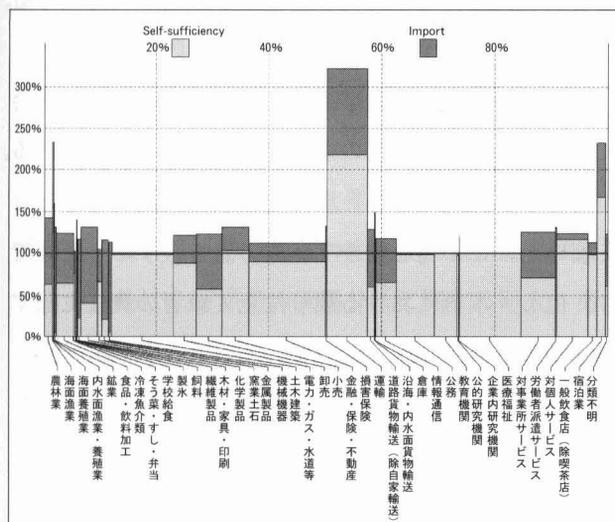


図10 産業スカイライン図

表3 スカイラインの構成要素

	自給率	移輸入率	シェア
海面漁業	125.2	108.1	0.189
海面養殖業	77.4	82.9	0.140
内水面漁業・養殖業	0.1	116.9	0.000

スカイラインは産業の生産活動を需要と供給の両面に加え生産規模、即ち、域内生産に対する各産業の生産比の3要素に基づき産業の構造特性をグラフとして現すものである。図化に際しては、横軸に各産業の対域内生産比率でスケールをとり、縦軸を自給率（＝域内制作額／域内最終需要）と移輸入率（＝移輸入額／域内最終需要）を棒グラフとして両指標を加えたものである。

個別業種を見ていく。まず、海面漁業は対域内生産額比が地域内生産額5,766,899百万円に対し0.189%

(57.5%)、自給率は125.2%、移輸入率は108.1%で域内最終需要を上回っており、移輸出超過の状態にあることから域外志向で開放度の高い業種と言える。次に、海面養殖業は対域内生産額比が0.140% (42.4%)、自給率77.4%、移輸入率82.9%と海面漁業と比べ生産規模を上回る域内最終需要を高める業種と言えよう。そして最後に内水面漁業・養殖業は対域内生産額比が極めて僅かであり、自給率0.1%、移輸入率116.9%となっており、移輸入率が3業種中最も大きくなっており、域外依存の高い業種と言える。

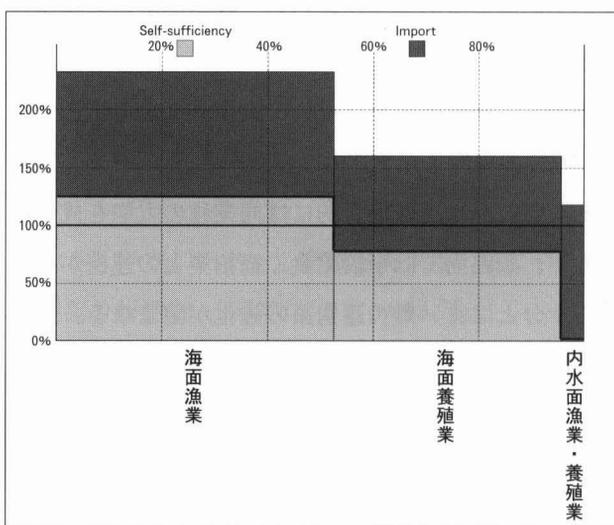


図11 海面漁業、海面養殖業等のスカイライン拡大図

結語

冒頭触れたように、排他的経済水域による漁業海域の設定は遠洋漁業に打撃を与え、水産業従事者の高齢化に伴う後継者問題は水産業界を厳しい局面に追い遣っている。結果的に、我が国の漁業水揚げだかには1980年代中頃の最盛期を境に減少を続け2009年の生産量は540万ト台とピーク時を700万トも下回る状況になっている。この状況は島嶼沖縄でも事情は同様なものであり、厳しいことに変わりはない。

本稿では、これらの水産業を取り巻く事情を踏まえて水産業並びに関連産業の現状に関する産業連関分析を行った。その結果を総括したのが以下の内容である。

海面漁業、海面養殖業等の水産業に対し地域産業連関表による各種の分析モデルを適用した結果、沖縄の

水産業について以下の3点が指摘できよう。即ち、第1点が投入費用並びに産出経路から見た連結性と集積性である。費用構造では海面漁業、海面養殖業の何れも数多くの関連業種を抱え、これらの業種の成長が関連業種を牽引する構造が明らかになっている。一方で、販路面では決定的に関連業種の結びつきが脆弱であることが確認できる。海面漁業は域外需要依存型であることから勢い域内販路が素通りの、空洞化が見られることである。一方、海面養殖業は域内最終需要が比較的大きいことでも明らかのように、この部門は域内経済活動との関連度の高さが窺われ、経済的波及効果を高めることが期待される。

今少し、海面養殖業について具体的な製品事例を挙げて構造的課題を示す。

モズク製品は生産数量的には同業種の太宗を成しているが、販路面では学校給食、宿泊業との連携が必ずしも十分とは言えず、連携策の強化が望まれる。一方で、モズクに含まれる機能性成分は研究開発部門との繋がりがあり、その製品化は潜在市場の掘り起こしになり、将来性が大いに期待される業種と言える。

このように、海面養殖業のモズクに代表されるように、海面養殖業そのものの振興策は研究開発、食品加工、食材販路開拓などでも明らかのように6次産業化の視点を組み込んだ振興策が欠かせないものと言える。

次が、影響力係数と感応度係数と域際構造である。影響力係数と感応度係数は他産業への影響、或いは経済全体から受ける影響力を数値として現したものである。海面漁業、海面養殖業はこれらのふたつの側面での波及効果で見ると産業全体の平均的波及効果と比べて小さくなっている。両係数の数値が何れも平均値を下回るものの、他産業の比べ水産業の特色は川上部門から川下部門までを含む幅広い領域に跨がる業種であることであろう。係る業種の特色が感応度係数に見られる産出経路に反映していないことは政策的な課題と言える。

最後に、海面漁業、海面養殖業等のスカイライン分

析である。海面漁業、海面養殖業等の水産業が沖縄経済に占める割合は200億円程度（対域内生産比0.3%）に過ぎない。確かに生産規模のみで判断すれば水産業の直面する事態は深刻であるが、水産業は魚介類、海藻類の水揚げから始まりそれらの加工、宿泊業等に繋がる第6次産業の要を成すものであり、域内経済の自給度を高める上で将来を期待できる産業と言える。

ここで取り上げた何れの分析手法も異時点に当てはめることで時間軸を通じた分析を可能にし、構造的変化をより実態にそって明らかにすることが可能になる。この点は今後の課題としてある。

本稿は日本計画行政学会第33回九州地区佐世保大会で報告した内容に若干の加筆修正を加えたものである。同大会では福岡大学の今泉博国教授に討論の労をとって頂いた。この場を借りて感謝の意を表すしだいで。但し、本稿における誤りは全て筆者の責任に帰するものである。

## 注

(注1) <http://law.e-gov.go.jp/haishi/S38HO165.html>

(注2) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO089.html>

(注3) <http://www.houko.com/00/05/H08/006.HTM>

(注4) P.N.RASMUSSEN 「Studies in INTER-SECTORAL RELATIONS」 NORTH-HOLLAND PUBLISHING COMPANY, 1956, PP.133-158.

(注5) W・レオンチェフ「産業連関分析」岩波書店、1967.7, PP.32-53.

(注6) アルバート・ハーシュマン「経済発展の戦略」巖松堂出版、PP.170-181.

(注7) スカイラインチャートは宇多賢治郎氏が開発したソフトを使用した。

<http://web.me.com/kenuda/japanese/Ray-j.html>を参照。

## 参考文献

1. 水産庁編「水産白書」平成22年版
2. 水産庁「水産資源管理の基本理念について」  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_siryou/pdf/002\\_kihonrinen.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siryou/pdf/002_kihonrinen.pdf)
3. 田平紀男「漁業経済学会における漁業法研究」鹿児島大学法学論集、第40巻第2号、H18.3
4. 沖縄県農林水産部「沖縄の農林水産業」平成20年3月
5. 沖縄県農林水産部「第3次沖縄県農林水産計画」平成20年3月
6. 内閣府沖縄総合事務局農林水産部「平成22年度沖縄農林水産業の情勢報告」平成23年8月
7. 古屋温美、上川浩幸、北原繁志、浅川典敬、中泉昌光、長野章「漁村地域の産業連関表作成と産業構造の比較による漁業の課題分析に関する研究」海洋開発論文集、第22巻、2006.7
8. 後藤卓治・松田光男・牛木賢司・浅川典敬「沖縄県中部泡瀬圏域における地域振興策の検討と産業連関分析による波及効果の定量化」(財)漁港漁場漁業研究所、調査研究論文集 No.20 H20
9. 長野章・古屋温美・横山真吾「漁村などの小地域の産業連関分析～分析事例と応用～」(社)全国漁港漁場協会、2008
10. 不動雅之・後藤卓治・鎌田昌弘・牛木賢司「水産物の生産・流通を一体的に捉えた圏域について」調査研究論文集 No.21 H21
11. 沼野祐二・種市俊也「水産物供給を通じた地域波及状況の検証」[http://www.jific.or.jp/article\\_result/pdf\\_001/001\\_02.pdf](http://www.jific.or.jp/article_result/pdf_001/001_02.pdf)
12. 長野章・古屋温美、横山真吾「漁業地域の産業連関表作成とそれを用いた産業構造の課題」水産工学、Vol.46、No.1、2009
13. 長野章・古屋温美、横山真吾「地域産業連関表の作成方法と水産基盤整備波及効果の分析手法」水産工、Vol.45、No.3、2009
14. 長野章・古屋温美、横山真吾「漁業地域の産業連関表の活用について」水産工、Vol.45、No.2、2008
15. 川上徹也・本間薫「漁業の6次産業化と地域マリンビジョンの取組の展開に向けて 産業連関分析を用いた地域水産業の効果分析」H22
16. 浅川典敬、後藤卓治、横山真吾「産業連関分析手法の事業評価への適用について」調査研究論文集、No.20、平成20年度
17. アルバート・ハーシュマン「経済発展の戦略」巖松堂出版
18. W・レオンチェフ「産業連関分析」岩波書店
19. P.N.RASMUSSEN「Studies in INTER-SECTORAL RELATIONS」NORTH-HOLLAND PUBLISHING COMPANY, 1956
20. 宇多賢治郎(2003b)「スカイライン分析と分析用ツール『Ray』の紹介」、『産業連関—イノベーション&IOテクニク—』第11巻第2号、環太平洋産業連関分析学会、2003年6月、pp.63-76。

附表1 漁業形態による投入経費構造

部門	沿岸漁業	部門	沖合漁業	部門	遠洋漁業	部門	海面養殖業	部門	内水面養殖業
1	石油製品※	石油製品※	168	石油製品※	2	海面養殖業	1,015	内水面漁業・養殖業	6
2	船舶修理	船舶修理	484	船舶修理	2	肥料	701	農業用電力	4
3	卸売	卸売	310	海産物(国産)	1	雑費	470	養蚕	2
4	船・網	漁業用具類	144	海産物(国産)	1	石油製品※	313	道路貨物輸送(除自家輸送)	1
5	運動用品	冷凍魚介類	93	海面漁業(国産)	270	海面漁業(国産)	270	特用林産物(含行猟業)	1
6	製氷	プラスチック製容器	63	海面漁業(輸入)	200	冷凍魚介類	200		
7	小売	プラスチック製容器	61	内水面漁業・養殖業	175	道路貨物輸送(除自家輸送)	175		
8	畜物製衣服	網	56	冷凍魚介類	174	船舶修理	174		
9	民間金融(簿簿利子)	小売	52	製氷	89	損害保険	89		
10	冷凍魚介類	民間金融(簿簿利子)	46	飼料	83	医薬品	83		
11	プラスチック製容器	畜物製衣服	45	飼料	69	事業用電力	69		
12	損害保険	道路貨物輸送(除自家輸送)	35	網	55	民間金融(簿簿利子)	55		
13	自動車修理	燃料・印刷・インキ・写真感光材料	29	畜物製衣服	54	自動車修理	54		
14	道路貨物輸送(除自家輸送)	運動用品	29	ニット製衣服	39	畜物製衣服	39		
15	分類不明	自動車修理	27	その他の衣服・身の回り品	37	小売	37		
16	民間金融(手数料)	沿海・内水面貨物輸送	27	その他の繊維製品	36	燃料・印刷・インキ・写真感光材料	36		
17	法務・財務・会計サービス	プラスチック製容器	26	その他の木製品(除別掲)	34	建設費	36		
18	その他の製造工業製品	海面漁業(国産)	24	その他の木製品(除別掲)	34	機械修理	34		
19	ニット製衣服	企業内研究開発	24	木製家具・装備品	26	プラスチック製容器	26		
20	沿海・内水面貨物輸送	その他の繊維製品	16	バルブ・洋紙・和紙※	23	沿海・内水面貨物輸送	23		
21	綿織物	その他の木製品(除別掲)	15	段ボール箱	21	プラスチック板・管・棒	21		
22	海面漁業(国産)	損害保険	15	印刷・製版・製本	19	段ボール箱	19		
23	対企業民間非営利団体	固定電気通信	14	その他の無機化学工業製品	15	民間金融(手数料)	15		
24	ゴム製品※	その他の対事業所サービス	13	医薬品	13	印刷・製版・製本	14		
25	企業内研究開発	畜物類	11	燃料・印刷・インキ・写真感光材料	13	倉庫	13		
26	その他の木製品(除別掲)	建設費	11	その他の化学繊維製品(除別掲)	12	対企業民間非営利団体	13		
27	固定電気通信	乗務用品	9	プラスチックフィルム・シート	10	網・網	12		
28	自動車修理	ニット製衣服	9	プラスチック製容器	10	畜物製衣服	12		
29	道路貨物輸送	プラスチック製容器	7	プラスチック製容器	10	海面漁業(輸入)	10		
30	その他の繊維製品	民間金融(手数料)	6	プラスチック製容器	10	プラスチックフィルム・シート	10		
31	金屑類	倉庫	6	プラスチック製容器	9	プラスチック板・管・棒	10		
32	バス	対企業民間非営利団体	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
33	ハイパー・タグシー	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
34	ハイパー・タグシー	道路貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
35	倉庫	道路貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
36	固定電気通信	情報処理・提供サービス	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
37	情報処理・提供サービス	新聞・雑誌・その他の広告	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
38	ニュース供給・興行所	その他の製造工業製品	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
39	木製家具・装備品	建設費	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
40	燃料・印刷・インキ・写真感光材料	新聞	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
41	プラスチック製容器	移動電気通信	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
42	かばん・袋物・その他の車製品	その他の電気・通信	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
43	量・わら加工品	法務・財務・会計サービス	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
44	事業用電力	ゴム製品※	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
45	公的金融(簿簿利子)	金属製器具及び製缶金製品	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
46	沿海・内水面旅客輸送	粉末や金製品・刃物及び道具類	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
47	貨物利用運送	金屑類	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
48	その他の衣服・身の回り品	建設費	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
49	建設用金属製品	配線器具	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
50	配線器具	乗務用品	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
51	電球類	建設費	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
52	鉄道旅客輸送	新聞	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
53	国際航空輸送	ニュース供給・興行所	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
54	国内航空旅客輸送	民間金融(簿簿利子)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
55	ソフトウェア業	民間金融(手数料)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
56	各種修理業(除別掲)	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
57	特用林産物(含行猟業)	冷間仕上・めっき鋼材※	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
58	海面漁業(輸入)	不動産仲介・管理業	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
59	海面養殖業	不動産仲介・管理業	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
60	内水面漁業・養殖業	鉄道貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
61	飼料	鉄道貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
62	バルブ・洋紙・和紙※	ハイパー・タグシー	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
63	段ボール箱	郵便・信書便	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
64	印刷・製版・製本	小売	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
65	倉庫	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
66	その他の無機化学工業製品	情報処理・提供サービス	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
67	医薬品	民間金融(簿簿利子)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
68	その他の化学繊維製品(除別掲)	民間金融(簿簿利子)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
69	プラスチックフィルム・シート	民間金融(手数料)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
70	プラスチック板・管・棒	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
71	プラスチック製容器	冷間仕上・めっき鋼材※	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
72	その他のプラスチック製品	不動産仲介・管理業	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
73	冷間仕上・めっき鋼材※	鉄道貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
74	鉄製品	鉄道貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
75	金属製器具及び製缶金製品	ハイパー・タグシー	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
76	粉末や金製品・刃物及び道具類	郵便・信書便	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
77	建設費	小売	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
78	沿海・内水面旅客輸送	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
79	沿海・内水面貨物輸送	情報処理・提供サービス	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
80	沿海・内水面貨物輸送	民間金融(簿簿利子)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
81	沿海・内水面貨物輸送	民間金融(簿簿利子)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
82	沿海・内水面貨物輸送	民間金融(手数料)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
83	沿海・内水面貨物輸送	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
84	水運施設管理★	冷間仕上・めっき鋼材※	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
85	郵便・信書便	不動産仲介・管理業	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
86	その他の電気通信	鉄道貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
87	インターネット附随サービス	鉄道貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
88	新聞	ハイパー・タグシー	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
89	出版	郵便・信書便	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
90	テレビラジオ広告	小売	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
91	新聞・雑誌・その他の広告	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
92	産業用機械器具(除別掲)	情報処理・提供サービス	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
93	スポーツ・娯楽用品・その他の動産賃貸業	民間金融(簿簿利子)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
94	機械修理	民間金融(手数料)	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
95	その他の対事業所サービス	損害保険	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
96	洗濯業	冷間仕上・めっき鋼材※	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
97	美容業	不動産仲介・管理業	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
98	その他の対個人サービス	鉄道貨物輸送	6	プラスチック製容器	9	プラスチック製容器	10		
99	内生部門計	鉄道貨物輸送	2,555	内生部門計	5	内生部門計	4,222	内生部門計	14
	宿泊・日当	宿泊・日当	193	宿泊・日当	3	宿泊・日当	712	宿泊・日当	3
	交際費	交際費	5	交際費	3	交際費	13	交際費	3
	福利厚生費	福利厚生費	156	福利厚生費	3	福利厚生費	29	福利厚生費	3
	雇用者所得	雇用者所得	1,233	雇用者所得	3	雇用者所得	712	雇用者所得	3
	営業余剰	営業余剰	694	営業余剰	-1	営業余剰	1,975	営業余剰	2
	資本減耗引当	資本減耗引当	472	資本減耗引当	1	資本減耗引当	771	資本減耗引当	2
	間接税(除開税・輸入品商品税)	間接税(除開税・輸入品商品税)	221	間接税(除開税・輸入品商品税)	1	間接税(除開税・輸入品商品税)	338	間接税(除開税・輸入品商品税)	1
	(控除)經常補助金	(控除)經常補助金	-	(控除)經常補助金	-	(控除)經常補助金	-	(控除)經常補助金	6
	粗付加価値部門計	粗付加価値部門計	2,973	粗付加価値部門計	4	粗付加価値部門計	3,839	粗付加価値部門計	6
	地域内生産額	地域内生産額	5,528	地域内生産額	9	地域内生産額	8,061	地域内生産額	20
			2,555		5		4,222		14

附表2 投入費用構造

	産業区分	内水面漁業・養殖業	海面漁業	海面養殖業	
水産業	農林業	0	0	2	
	海面漁業	0	33	280	
	海面養殖業	0	0	1,015	
	内水面漁業・養殖業	6	0	0	
加工	食品・飲料加工	0	219	3	
	冷凍魚介類	0	121	200	
	そう菜・すし・弁当	0	0	0	
	学校給食	0	0	0	
	飼料	4	0	701	
	繊維製品	0	271	35	
	木材・家具・印刷	0	25	37	
	化学製品	1	1,302	534	
	金属製品	0	9	22	
	一般機械	0	862	182	
販売	土木・建築	2	15	113	
	卸売	0	502	470	
	小売	0	135	39	
	金融保険不動産	0	132	79	
	損害保険	0	40	89	
	運輸	0	36	39	
	道路貨物輸送(除自家輸送)	1	58	175	
	沿海・内水面貨物輸送	0	39	23	
	倉庫	0	9	13	
	情報通信	0	47	23	
	研究機関	0	26	6	
	医療福祉	0	0	0	
	対事業所サービス	0	113	126	
	対個人サービス	0	18	7	
	一般飲食店(除喫茶店)	0	0	0	
	宿泊業	0	0	0	
	内生部門計		14	4,080	4,222
	宿泊・日当	0	195	2	
交際費	0	6	13		
福利厚生費	0	162	29		
雇用者所得	3	2,133	712		
営業余剰	0	2,954	1,975		
資本・減耗引当	2	1,057	771		
間接税(除開税・輸入品商品税)	1	431	338		
(控除)経常補助金	0	-1	-1		
粗付加価値部門計		6	6,837	3,839	
地域内生産額		20	10,917	8,061	

附表3 産出経路構造

	産業区分	内水面漁業・養殖業	海面漁業	海面養殖業
水産業	海面漁業	0	33	0
	海面養殖業	0	280	1,015
	内水面漁業・養殖業	6	0	0
加工	食品・飲料加工	14	314	274
	冷凍魚介類	0	167	300
	そう菜・すし・弁当	5	122	212
	学校給食	0	53	25
	飼料	0	11	0
	一般機械	0	0	2
	運輸	0	13	13
	公務	1	2	3
	医療介護	86	734	193
	対個人サービス	195	610	255
販売	一般飲食店(除喫茶店)	236	1,108	289
	宿泊業	118	868	139
	内生部門計	661	4,315	2,720
	家計外消費支出(列)	0	79	42
	家計消費支出	403	1,802	2,399
	半製品・仕掛品在庫増	0	0	32
	流通在庫増	0	0	3
	地域内最終需要計	403	1,881	2,476
	地域内需要合計	1,064	6,196	5,196
	輸出計	10	2,105	0
	移出計	0	7,768	4,467
	移出(北海道へ)	0	176	87
	移出(東北へ)	0	110	73
	移出(関東へ)	0	<b>6,185</b>	<b>2,551</b>
	移出(中部へ)	0	183	215
	移出(近畿へ)	0	166	<b>603</b>
	移出(中国へ)	0	96	83
	移出(四国へ)	0	228	235
移出(九州へ)	0	<b>624</b>	<b>620</b>	
最終需要計	413	11,754	6,943	
需要合計	1,074	16,089	9,663	
(控除)輸入計	-757	-876	-28	
(控除)移入計	-297	-4,276	-1,574	
(控除)移入(北海道から)	0	-195	-26	
(控除)移入(東北から)	-3	-66	-75	
(控除)移入(関東から)	-91	-358	-26	
(控除)移入(中部から)	-25	-55	-106	
(控除)移入(近畿から)	-16	-77	-40	
(控除)移入(中国から)	-10	-109	-41	
(控除)移入(四国から)	-2	-77	-19	
(控除)移入(九州から)	-145	-3,336	-1,241	
最終需要部門計	-641	6,602	5,341	
地域内生産額	20	10,917	8,061	

附表4 影響力係数と感応度係数

	産業分類	影響力	感応度
第1象限	食品・飲料加工	1.0781	1.2345
	金属製品	1.0513	1.0521
	土木建築	1.0087	1.7730
	運輸	1.0066	1.1695
	鉱業	1.0680	0.7733
第2象限	冷凍魚介類	1.0615	0.7008
	そう菜・すし・弁当	1.1025	0.7036
	学校給食	1.0395	0.6996
	飼料	1.1422	0.9224
	窯業土石	1.0553	0.9005
	沿海内水面貨物輸送	1.4412	0.7305
	一般飲食店	1.0674	0.6996
	宿泊業	1.0452	0.6996
	分類不明	1.7165	0.8501
	第3象限	農林業	0.9766
化学製品		0.8175	1.2420
卸売		0.9423	1.5025
金融保険不動産		0.8904	2.8994
情報通信		0.9916	1.2402
第4象限	対事業所サービス	0.9229	1.9725
	海面漁業	0.8307	0.7315
	海面養殖業	0.9619	0.9474
	内水面漁業・養殖業	0.9637	0.7016
	繊維製品	0.9244	0.7266
	木材家具	0.9392	0.9068
	一般機械	0.9128	0.7415
	小売業	0.9572	0.9124
	損害保険	0.9133	0.8238
	道路貨物	0.8902	0.9905
	倉庫	0.9992	0.7343
	公務	0.9019	0.9527
	教育機関	0.8057	0.6996
	研究機関	0.9323	0.8644
	医療福祉	0.9307	0.7216
	労働者派遣サービス	0.7491	0.7613
	対個人サービス	0.9622	0.8118

附表5 スカイラインの計算値

	産業区分	F 誘発生産額	E 誘発生産額	M 誘発生産額	地域内生産額	地域内生産率
1	農林業	137,382	58,913	-110,101	86,194	1.49
2	海面漁業	8,722	11,624	-9,430	10,917	0.19
3	海面養殖業	10,413	6,280	-8,632	8,061	0.14
4	内水面漁業・養殖業	1,419	259	-1,659	20	0.00
5	鉱業	315,915	95,900	-392,245	18,970	0.33
6	食品・飲料加工	283,534	68,600	-169,508	182,626	3.17
7	冷凍魚介類	15,890	2,170	-17,118	942	0.02
8	そう菜・すし・弁当	21,771	563	-5,966	16,387	0.28
9	学校給食	11,816	0	0	11,816	0.20
10	飼料	19,919	8,138	-21,665	6,392	0.11
11	繊維製品	66,027	9,584	-71,331	4,280	0.07
12	木材・家具・印刷	148,592	26,465	-140,047	35,010	0.61
13	化学製品	415,405	128,545	-375,920	168,030	2.91
14	窯業土石	77,381	7,543	-35,225	49,699	0.86
15	金属製品	298,875	56,102	-292,572	62,405	1.08
16	一般機械	594,750	78,690	-642,349	31,092	0.54
17	土木・建築	908,702	61,818	-97,943	872,576	15.13
18	卸売	458,435	110,273	-305,536	263,172	4.56
19	小売	262,640	81,938	-71,868	272,710	4.73
20	金融保険不動産	872,533	102,599	-187,130	788,002	13.66
21	損害保険	32,610	10,662	-26,291	16,980	0.29
22	運輸	186,781	415,407	-193,974	408,214	7.08
23	道路貨物輸送(除自家輸送)	121,670	35,758	-84,758	72,689	1.26
24	沿海・内水面貨物輸送	15,119	7,313	-15,966	6,466	0.11
25	倉庫	18,753	3,157	-16,196	5,713	0.10
26	情報通信	321,375	57,351	-168,803	209,923	3.64
27	公務	395,382	2,791	-7,095	391,078	6.78
28	教育機関	213,598	0	0	213,598	3.70
29	研究機関	92,000	12,424	-65,707	38,716	0.67
30	医療福祉	626,373	112	-236	626,750	10.87
31	対事業所サービス	502,902	129,670	-279,848	352,723	6.12
32	労働者派遣サービス	21,284	6,570	-17,989	9,855	0.17
33	対個人サービス	277,458	67,935	-20,474	324,919	5.63
34	一般飲食店(除喫茶店)	88,116	11,799	-12,635	87,280	1.51
35	宿泊業	52,815	70,058	-34,301	88,572	1.54
36	分類不明	38,608	9,375	-23,831	24,152	0.42
	合計	7,935,465	1,756,786	-3,924,349	5,766,899	100.00

## うるま市におけるスクールソーシャルワーカー活用の実態と課題

名城 健二\*

The actual condition and the subject of school social worker practical use in Uruma city

NASHIRO Kenji

## 要 旨

調査の結果、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWr）の認知度や役割が学校や地域で徐々に高まることで、教員の子ども達を見る視点が変わり、子ども達を支援する学校内の体制が整い、教員の業務負担軽減に影響を与えていることが考えられた。また、SSWrの雇用状況が十分整っていないため、身分保障の改善を要すとの指摘があった。

キーワード：スクールソーシャルワーカー、教職員との連携、学校内の変化、身分保障

## はじめに

2008年度、文部科学省は15億4千万円の予算を投じ、国庫委託事業として全国的にスクールソーシャルワーカー活用事業（以下、SSW事業）をスタートさせた。その背景は、子ども達の抱える課題（いじめ、不登校、非行等）の解決に、子ども達やその家族を含めた生活環境に関係機関と協働してアプローチするソーシャルワークが有効的であると先行地域（香川県、大阪府、兵庫県赤穂市等）で実証されていたことが挙げられる。

沖縄県においても県教育委員会が窓口となり、2008年度から宮古島市、豊見城市、那覇市、宜野湾市、本部町にてSSW事業が開始した。2009年度は、補助事業（国の1/3、県2/3負担）となり、各地区の教育事務所管轄（国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山）で事業が継続する。同時に、市町村の単独予算で、SSWrを採用する動きも出る。2010年度は、各地区教育事務所の継続と市町村単独でSSW事業を実施したのは、宮古島市、与那原町、宜野湾市、名護市、本部町とうるま市である。

うるま市にSSWrが採用された背景は、2009年度に

市内の中学生による集団暴行事件により、一人の中学生の尊い命が失われたことがある。事件後、学校や地域住民、議会、教育委員会等において子ども達の置かれている状況やその支援、指導方法について幾度となく議論され、子ども達を支援する方法の一つとしてSSW事業が挙げられた。うるま市におけるSSWrの配置方法は、一つの学校に常時勤務する「配置型」で、市内のA中学校とB小学校の2校に配置している。A中学校配置のSSWrは週5日、6時間/日の勤務、B小学校のSSWrは、週3日、6時間/日の勤務となっている。

## I. 調査目的

うるま市において、SSWrが配置され1年を経過したところで、その実態と課題点を抽出し、今後のSSW事業の充実に寄与することを目的とする。

## II. 調査対象及び方法と期間

うるま市に採用されたSSWr2名の2010年度の年間活動報告の集計を行い、その業務実態を明確化し分析する。加えて、SSWr及びSSWrが配置されている学校

の管理者である学校長に個別インタビュー（半構造化面接）を行い、SSWrが学校に配置されたことによる効果等の実態把握を行う。インタビュー調査は、2011年3月17日にA小学校のSSWrと学校長、3月22日にB中学校のSSWrと学校長を調査し、それぞれ60分程度の時間とした。インタビューの内容は、本調査以外に使用しないことのできることを得て、ボイスレコーダーにて録音しそれを逐語録化しデータ整理した。

### III. 調査結果

#### 1. SSWrの業務実態結果

##### ① SSWrが支援した児童・生徒の実数

SSWrが年間で最も支援した対象は、実数で「小学校」（生）が147件で多く、その次は順に「中学校」（生）68件、「幼稚園・未就学児」3件、「高等学校」（高校生）0件となっている（図1参照）。

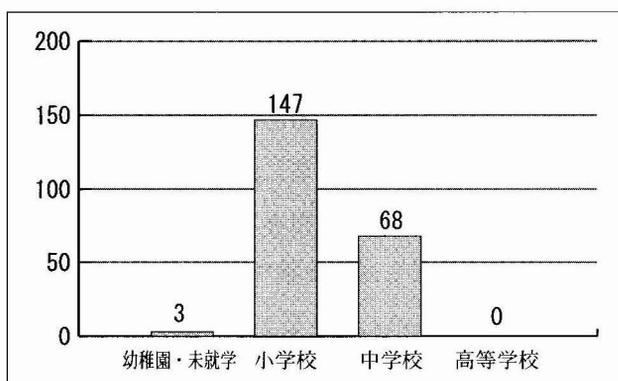


図1 支援対象児童・生徒数（実数）

##### ② SSWrが支援した児童・生徒の主訴と支援状況

SSWrが支援した児童・生徒の主訴で多いのは順に「家庭環境（児童虐待を除く）」68件で、「不登校（登校しぶりを含む）」が49件、「発達障害」に関する相談で33件である。少ないのは順に、「暴力行為」0件、「いじめ」1件、「児童虐待」2件である。支援することで状況が好転したのは、多い順に「家庭環境（児童虐待を除く）」50件、「不登校（登校しぶりを含む）」18件、「発達障害」15件である（表1参照）。児童・生徒の主訴が、問題解決または状況好転したとする内容を合わせ、その比率をみると「教職員との関係」90%、「家庭環境（児童虐待を除く）」73%、「心身の健康・

保健」73%となっている。ただし、「家庭環境（児童虐待を除く）」の問題解決は0件となっている。

表1 支援対象児童・生徒の主訴と支援状況

	問題解決	支援中 状況好転	支援中	その他	合計
不登校（登校しぶりを含む）	0	18	23	8	49
いじめ	1	0	0	0	1
暴力行為	0	0	0	0	0
児童虐待（児童相談所の連携を含む）	0	1	0	1	2
人間関係（いじめを除く）	3	5	0	0	8
不良行為（万引き・喫煙・飲酒行為等）	4	2	0	0	6
家庭環境（児童虐待除く）	0	50	18	0	68
教職員との関係	1	9	0	0	10
心身の健康・保健	1	8	0	2	11
発達障害	7	15	6	5	33
その他（給食費未納等）	12	0	6	0	18

##### ③ 個別支援方法

個別支援方法で最も多いのは順に、「面接」285件、「電話」222件、「その他」155件である。「その他」の内容は、児童デイサービスへの送迎、学習支援の見守り等となっている。家庭や関係機関への訪問を合わせると179件となり、頻りにアウトリーチしていることが分かる（図2参照）。

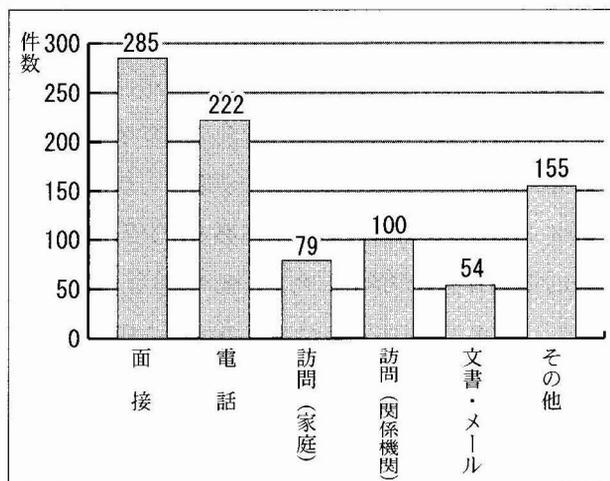


図2 個別支援方法

##### ④ 個別支援における支援、連携対象者の延べ数

個別支援における支援、連携の対象者の延べ数で最も多いのは順に「児童・生徒」605件、「保護者」204件、

「教職員」203件、「地域住民」119件である（図3参照）。

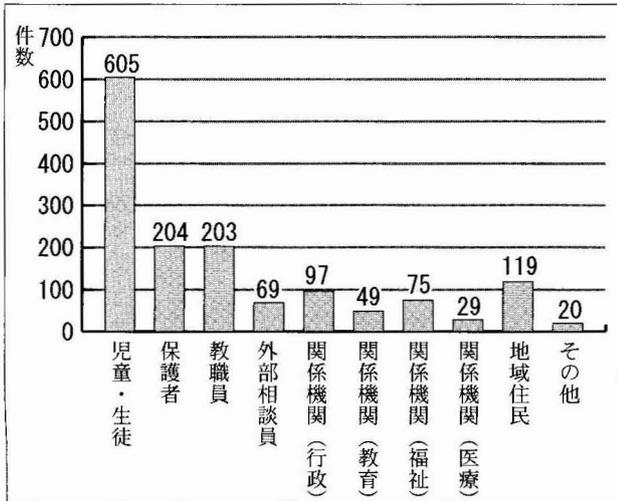


図3 個別支援における支援・連携対象者（延べ数）

⑤ ケース会議の開催及び取扱いの実数

ケース会議の開催は、校内関係者のみが70回で、外部の関係機関含んだ会議が44回となり、多くの会議にSSWrが参加していることが分かる（表2参照）。

表2 ケース会議の開催及び取扱い数（実数）

開催場所	開催回数	取扱い数
校内	70回	103件
関係機関等	44回	295件
合計	104回	398件

⑥ 個別支援以外の業務（延べ件数）

個別支援以外の業務は多い順に、「教員との連携（担任）」389件、「教員との連携（管理職）」231件、「教員との連携（担任外）」201件となっており、学校の教員との業務に多く時間を割いていることが分かる（図4参照）。

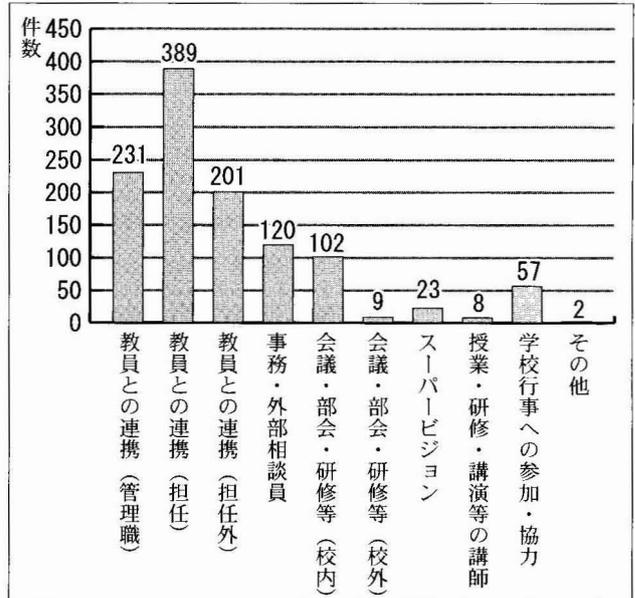


図4 個別支援以外の業務（延べ件数）

2. SSWrに対するインタビュー調査の結果

別表1を参照

3. 学校長に対するインタビュー調査の結果

別表2を参照

別表1 SSWrに対するインタビュー調査の結果

気学校になつたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>SSWrに対する学校の理解があり受け入れ体制が整えられていたが、最初はスクールカウンセラーとの違いを先生方や生徒も理解できていないようであったので、自分が何者かということを知ってもらえるように気を配った。</li> <li>学校は教員が多数で、SSWrにとっては一人職場なので、SSWrのことを知ってもらえるように心がけた。</li> <li>学校内にSSWrとしてのモデルがないので、自分の支援の方法がこれで良かったのか不安になり困ることがあった。これで良かったということで、背中を押してくれる人が日常にいない。支援の振り返りの時間が十分でなく、月1回のスーパービジョンでは足りなかった。</li> <li>限られた勤務形態の状況では緊急時の対応が難しく、保護者との対応が迅速にできないことがあり困った。</li> </ul>
SSWrとして配慮したこと	(1) 教員に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>教員と違う視点、「福祉の視点でこういう方法はどうか」と提案しながら教員の視点を尊重するようにしていた。</li> <li>学級担任が主なので役割分担を決めて、SSWrは裏方になり担任に動いてもらうようにした。</li> <li>ケースの調整を他人が見える形で行うようにしていた。</li> <li>SSWrの仕事の内容や役割の理解を広めるために、教職員向けに「SSW通信」を作成し、勤務時間や仕事内容について書き込んだ。どういう人なのか分からないままだとお互い良くないので、各教員に直接手渡しで通信を配った。</li> <li>特に最初は、職員室で日常的におしゃべりしながら関係づくりに努めた。子どもや保護者との面談後は、担任や校長、教頭にその内容を速やかに報告するようにした。情報共有のために、状況に応じて報告書を作成している。信頼関係をつくるために報告、連絡、調整を意識的に行っている。自分だけが情報を握らないようにしている。</li> </ul> (2) 保護者に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>SSWrが何者かを伝えることを心がけ、プライバシーの保護にも配慮し、福祉の視点で関わることを意識した。</li> <li>面談の内容を、全て学校側に伝えることではないと徹底して理解してもらるようにした。学校の愚痴でもいいので、言ってもらえるように心掛けた。</li> <li>どのようにSSWrを活用すればいいのかを知らせるために、授業参観日の際に「講演会」を開き、保護者と情報交換をした。その後より、保護者との面談が増えた。</li> <li>保護者との面談は原因追究という形ではなく、保護者の悩みに耳を傾け、共感的に理解に努め、これからどうしていけばいいかということを中心とした（解決的指向）。母親の良い所を見つけ、母親も子どもを支援するチームの一員として、母親との関係構築を意識した。</li> </ul>

<p>SSWRとして配慮したこと</p>	<p>(3) 児童・生徒に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面談の内容が全て担任に伝わるわけではなく、秘密を守ることを約束した。状況に応じて学校全体で考える内容は、本人の了解を得るようにした。</li> <li>・面談の時間に関して、子ども達には授業を受ける権利があるので、授業を優先して別の時間で担任の許可を得て行うようにしていた。基本的に放課後の時間に面談するようになった。</li> <li>・本人が面談しているのを他の生徒に見られたくないようであれば、気付かれないように配慮し面談するようにしていた。</li> <li>・本人のプライバシーを守ることを意識した。</li> <li>・相談室の環境づくり、来室した子どもたちが安心できる、ほっとできる居場所づくりを心掛けた。SSWRも楽しむことで子どもたちも楽しく過ごし、お互いの関係づくりに役立った。折り紙等を作りながら子どもと話すことで、子どももリラックスして親子関係や不登校等について話すことができた。</li> <li>・達成可能な目標を子どもと一緒に設定し、「何が出来る?」「どこまで出来る?」等のスモールステップで達成行動、対人関係を広げる支援を心がけた。</li> <li>・相談室登校している子どもの担任との情報を密に行い、それを子どもに情報提供していた。</li> </ul> <p>(4) 関係機関に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい職種なので、自分を知ってもらうためにも顔が見えるお付き合いを目的に色々な機関に足を運び挨拶した。</li> <li>・SSWRとしての自分を知ってもらうためにも情報交換をまめに行い、細かいことでも報告するようにしていた。</li> <li>・特に用がなくてもコーヒーを飲みに行き、おしゃべりしながら情報交換するようにした。</li> <li>・会議の中でそれぞれの役割を確認、明確化、分担しながら必要に応じて情報交換を行った。定期的開催される支援会議において、各関係機関の支援状況を確認し合った。この積み重ねが大切で、いつまでも状況を見るのではなく機を逃さないためにもタイムリーに連携を取るという意味で良かった。関係機関への情報発信を心がけた。</li> </ul>
<p>SSWRが配置されたことによる学校内の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員が福祉的な視点を聞き入れるようになり、教員の方から支援方法について質問を受けるようになった。</li> <li>・最初は、自分からケースを探していたが、後半は、教員から「こんなケースあるけど、SSWRならどう対応するの?」というようなケースの相談ができるようになった。</li> <li>・色々な視点で教員が生徒を見られるようになった。外部の民生委員や自治会長の出入りが開放的になり、相互の連携がとりやすくなりケースの情報交換ができるようになった。これまでは、外部機関に任せきりの状態を連携として捉えていたようである。その後の情報交換が連携ということを理解してもらっている。</li> <li>・教員からこんなケースがあるが、地域ってどんなことをしてくれるという質問もくるようになった。</li> <li>・学校としてどうしようもないと考えストップしていたケースが、SSWRが関わることで先が見えるようになった。</li> <li>・SSWRが、保護者や学校、関係機関等への連携のキーパーソンとして位置づけられたことにより、校内支援体制がより充実し具体的な対応につながった。また、子どもや保護者、教職員に対する相談、支援、情報提供がより活発になった。</li> <li>・要支援家庭においては、「生活の視点」から関係機関へのつながりが行われた。</li> <li>・一人の力では限界があるので、みんなで共有する雰囲気が出てきた。担任が気になる子どもや保護者のことをSSWRに相談することが増え、学級担任がケースを抱え込まずチームで対応する雰囲気ができ、教職員の意識が高まった。</li> <li>・SSWRの認知度が高まった。</li> <li>・不登校、休みがち、情緒不安定、問題行動、発達障がい等の疑いの対応においては、学校内におけるチーム支援が構築され効果的な支援につながった。</li> <li>・保護者相談の結果、親の安定が子どもの安定につながり学級経営がスムーズになり子どもや親学級担任も喜んだ。</li> <li>・校内に整備された相談室を拠点に、不登校支援が充実した。不登校へのアプローチが継続的に行われた結果、安定登校につながった。</li> <li>・家庭支援会議において、明確な支援方針を打ち出すことができた。</li> </ul>
<p>SSWRとして大事にしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものために、子どもがよりよい学校生活ができるように意識している。支援の内容が、「子どもがどう思うか」「子どもにとってどれがいい方向か」ということを中心に支援がぶれないようにしている</li> <li>・子どもの話を聞き、子どもに納得してもらうようにしている。</li> <li>・「先生」と呼ばれても、先生ではなく何でも話せる人として理解してもらえるようにしている。どんな時でも話せる、味方になる大人がいることを分かってもらいたいと思っている。学校に遊べる人材がいるという感覚をもってほしい。</li> <li>・本人の言い分を先ず聴く、大人が分からないということでもなく、大人を上手く利用し相談することもできるということ伝えてたい。</li> <li>・子どもが困っている時、この支援が子どもにとってどうなのか、利益があるのか、子どもがどう思っているのか、子どもの視点でどうなのかを考えて支援しているつもりである。</li> <li>・福祉的な視点を意識し「子どもの持つ力を最大限に発揮できる環境を整える」ということや児童、教職員、関係機関との関係作りを行い、チーム支援を強く意識している。他に、要支援家庭の社会的自立を目指した支援や他機関と円滑に連携していくための関係づくりをすごく意識してやっている。</li> </ul>
<p>SSWRとして活動して良かったと思えること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前より子どもに関わる仕事が多かったので、実際関わる事ができていいなと思っている。子ども達が素直で、関わりが形としては見えにくいこともあるが、反応が目に見える。子ども達の笑いがあり、子どもの成長過程の変化が目前で見られることが嬉しい。</li> <li>・SSWRの発言で、子ども達の変化の程度が変わり、きつい表情をしていた子どもが笑った顔をしていると嬉しい。</li> <li>・保護者との関わりの中で、制度に関して知識が乏しいので説明をすると感謝の言葉があるので嬉しいが、制度に対する知識がないんだと思ってしまう。</li> <li>・長年状況の改善がされなかった家庭が、少しずつ好転してきたことや保護者から感謝の手紙を頂いたことが嬉しかった。親が変わると、子どもも変わるということを実感できた。</li> <li>・教職員みなさんと協働し困難事例をみんなで話し合い、模索するそのプロセスがたまらなくやりがいを感じることができた。一人で頑張っているのではなく、みんなで頑張っている。</li> <li>・校内で、SSWRが活用されていることを自分自身感じる事ができる。その中で仕事ができることが良い。</li> <li>・校長や教頭の理解が高い中で、教職員や関係者とのチームの中で協働でき、校内においてSSWRに対する理解を得ることができ、効果的に活用されていることが良かった。他に、不登校児童が安定登校につながった、発達障がい疑われる児童が医療機関につながり診断を受けた、様々なケースを通して関係機関と連携できた。</li> <li>・要支援家庭の保護者の意識が少しずつ改革されることで、不登校の子どもが登校できるまでに急変した。母親の苦勞を受け止め母親をほめることで関係ができ、母親の相談も受けるようになり母親自身も成長することができた。</li> <li>・関係機関と連携がとれたこと。毎月、SSWRの定例会とスーパービジョンが受けられたことが良かった。SSWRの仲間との共有の場になり、弱音を吐け、他の人がそれを聴いてくれ分かってくれるので気持ちをリセットできた。肩の力がぬげ、楽になれSSWRのメンタル面のストレスマネジメントという意味でも役立った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用条件を充実させてほしい。単年度事業で1年契約でなく、せめて3年くらいの契約で同じ人を継続採用した方が良い。理由は、子どもや保護者の関わりも中途半端になる可能性があるから。</li> <li>・SSWRの個人的なキャラクターで仕事をやっている面がある。年度が変わり、人が変わると同内容の支援が継続できるか不安がある。</li> <li>・中途半端でなく、学校と教育委員会がビジョンを持ってSSWRを配置してほしい。SSWRの活用方法について、役割分担を</li> </ul>

今後改善してほしいこと	<p>明確化した方がよい。何でもケースに関わっていたら、中途半端になることがあるかも知れない。SSWrの理解や採用をもっと広げてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県採用のSSWrの動きが見えにくく、県との連携がないので情報交換する場などがほしい。</li> <li>スーパービジョンの方法と内容を検討し回数を増やしてほしい。近くに、日常業務について情報交換できるような「話す場と人」がほしい。</li> <li>SSWrのストレスマネジメントやSSWrの元気の維持、バーンアウトを防ぐ方法をどうしていくかが検討課題である。</li> <li>日常業務の中で家庭訪問することがあり、現状は自分の車を使っているの、交通費の手当てがあった方がいい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校内で、積極的にSSWrの業務以外のことも同じ職員として雑用もしている。この仕事にやりがい感じ、仕事が楽しく良かったと思っている。</li> <li>学校は、先生と生徒だけの関係ではなく、別の視点を入れるのが重要で有効的と感じた。SSWrの動きが、多忙な先生の業務軽減につながっていると思う。</li> <li>次年度は記録等をしっかり残し、さらに充実させたい。SSWrの認知度を社会の中で高めたい。自分たちも研修会等に参加し、知識を習得する場を確保し質の担保と水準を上げていけないといけない。SSWrの質を担保する意味でソーシャルワークを勉強し、ソーシャルワークの視点をもった人にこの仕事を担ってもらいたい。</li> <li>SSWr同士が自由に愚痴等を語れる場も確保していきたい。</li> <li>この仕事をする中で、色んな家庭があるということを知った。環境調整をするSSWrだからこそその実態が知れた。今後は、SSWrの仕事が増えていくと思う。</li> <li>学校長や教頭の理解が高いのでとても動きやすいしありがたい。</li> </ul>

別表2 学校長に対するインタビュー内容の結果

SSWrを配置して良かったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置そのものがありがたく、とても良かった。関係機関、地域との連携に課題があったので、SSWrにはそこに関わらせなかった。保護者や地域との相互方向の関係づくりに役立っている。</li> <li>生徒指導関連の会議に参加してもらうことで、SSWrとの情報交換ができています。その中で、SSWrの専門的な助言が入り、支援の役割分担ができ具体的な行動につながっている。</li> <li>保護者に対する支援、相談、情報提供が家庭訪問や電話によってこれまで以上に上手くいっている。家族への連絡やつながりが上手くいくことで、教職員の負担が軽減された。</li> <li>どう対応していいかわからず、停滞していたケースにSSWrが関わることで進展した。</li> <li>外部の専門的な機関との連携がとれるようになった。・教員の相談にものってもらっている。</li> <li>発達系の子どもの保護者との関わりで、SSWrが間に入ることで親の子どもの受け入れが良くなっている。学校の状況を上手く親に伝えられている。</li> <li>学校内のチーム支援の構築につながっている。・SSWrは、教職員が持ってない視点を持っている。</li> <li>教職員と保護者との調整の際に家族の側に立ち、保護者や本人の代弁ができています。</li> <li>不登校児童への支援がかなり具体化した。教職員のみでは対応が中々難しかった可能性があり、教職員が分からない部分の支援ができ、支援の厚みが出てきたと思う。SSWrの動きで校長、教頭もたくさん学ばせてもらっている。</li> <li>不登校関連以外に、支援を要する児童への関わりも数多く持ってもらう諸課題の未然防止に役立っている。</li> </ul>
SSWrが配置されたことによる学校内の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校だけでは対応が困難な虐待の事例にすぐ動いてくれ、スムーズに対応できた。教員では上手く対応できていなかった。</li> <li>教職員の業務の負担減につながり、勤務時間の余裕が生まれた。</li> <li>就学免除の申請や校納金の支払いが困難な保護者とのやりとりが上手くいき、手続きがスムーズになった。これは予想外であった。保護者も制度を知らないこともあったので、その情報提供をやってもらい、事務職員と連携しながら保護者とのやり取りが上手く行っている。</li> <li>これまで、経済的な支援に立ち入りきれなかったが、SSWrが上手く支援している。</li> <li>不登校等への支援に直接的に動いてくれ、成果が見えてきた。職員間に校内体制への信頼感が増ってきている。ある種の心理的な安定感を感じ、何かあったらSSWrに相談しようという意識がある。</li> <li>校長、教頭もSSWrの関わり方の具体を学びながら、対応の方法が変化してきた。</li> <li>SSWrの提案を受け、校内体制を整えることで具体的に良いアクションにつながっている。例えば、夏休みの体験学習、学校文書による欠席多数児童へのアプローチ、欠席多数児童の転入に関しての教育委員会との連携等である。</li> <li>登校支援など具体的に動いて貰っているので、関係学級担任の負担が軽減した。</li> </ul>
SSWrを配置することの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>特にないが、あえて言えば、当初はSSWrの動きが把握できなかった。現在は、SSWrの役割を明確化するために、校長がSSWrの業務を確認するようにしている。</li> <li>特にないが、SSWrの配置が他校から羨ましがられている。</li> </ul>
SSWrとの連携で配慮したこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況によっては、学級担任に優先的に関わるようにさせ、担任の仕事を取らないように役割分担を明確化した。最初は、お互いどこまでお願いしたらいいかあやふやだったが、後半は上手く行ったと思っている。</li> <li>担任とのバランスを取るために、SSWrにどこまで入っていいのかわかりさせた。SSWrと教員と情報交換しながら、お互いに状況を共有できるようにしていた。</li> <li>校長としては、とにかくSSWrとの情報連携を深めるために「話をよく聞く」ようにした。その中で対応の方法も具体的に話し合った。有効であろうと考えられる対応策は実践した。</li> <li>学級担任から親子関係等の情報をキャッチした場合、時機を外さずSSWrにつなぎ、早期対応ができるようにした。</li> <li>勤務時間外でも働いてもらうこともあり、SSWrを大事にするようにしている。</li> </ul>
今後のSSWrへの期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>兄弟ケースもあり、今後は小学校と中学校との連携が必要である。早期介入の視点でも重要なので小学校との連携を取れるようにしていく必要がある。</li> <li>何年も支援に時間がかかるケースが多いので、この事業を単年度でなく同じ人が配置できるように継続事業としてほしい。</li> <li>SSWrの認知度を高めるために、市全体の学校関連の会議等でもっとアピールしSSWrの動きを紹介し活用してもらいたい。</li> <li>関わっている事例において、事態が最終局面に至る場合、児童相談所相談等の具体的な手立てを事前把握しておいてほしい。</li> <li>アクションを伴う他機関へのつながりが必要な場合、具体的に幅広く対応できる能力が求められる。現在も課題を把握し、対応策を練りアクションを起こしている。</li> <li>特別支援教育に関するところで、保護者との関わりにて担任がストレスを抱えるという課題を抱えている。その方面への関わりにも期待したいと考えている。</li> <li>雇用の部分が不安定なので、何とかしてほしい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>SSWrが小学校の低学年から関わられるような体制を作ってほしい。早い内に関わる方がよい。</li> <li>予算の関係もあるが、できれば毎日勤務にしてほしい。1年間の配置でなく、継続が必要であり、SSWrがいなくなると現状と同じ体制や支援ができなくなる。校長もSSWrからアドバイスをしてもらうことあり助かっている。校長の相談役の部分もあり、いないと一人では不安である。次年度も継続して配置してほしい。相互に良い刺激を受けたいし、教員との関係も良い。</li> <li>SSWrには、積極的に自分から動いてもらいフル活動してもらっている。授業内にて講演してもらった。</li> <li>一生懸命やっているの、データを取りながらSSWrの仕事をきちんと評価してほしい。</li> </ul>

#### IV. 考察

##### 1. スクールソーシャルワーカーの業務実態

2名のSSWrの年間業務の実態を見ると、支援した子どもは小学生と中学生が中心である。SSWrの配置が小学校と中学校となっているので必然と言えよう。しかし、そもそもソーシャルワークは限られた期間のみの支援でなく、継続的な支援を重視することを考えると、就学前や義務教育終了後の子ども達との関わりが少ないということは課題と言えよう。現実的には幼稚園から高校にまたがる兄弟ケースが存在することもあり、学校の枠を超えた支援の連携が重要になる。SSWrの業務が多忙で、時間が割けないという現実もあるだろうが、各学校が組織的に連携し子ども達を支援するという意識を持つ必要がある。ソーシャルワーク機能の中に、外部機関との連携がある。今後、SSWrがその役割をさらに積極的に担い、子ども達の将来を見据えた継続支援の充実を図るべきである。

SSWrが支援した子ども達の主訴は「家庭環境（児童虐待を除く）」が最も多く68件で、その内状況が好転したのは50件であった。このことは、子ども達が抱える課題が家庭環境から起因していることもある中（石川、2009）、「人と環境との相互作用」に着眼点を置き活動するSSWrの専門性がより発揮できたものと考えられる。ただ、支援で解決したとする件数が0件であることを考えると、両親の離婚や経済的な不安等、家庭問題の背景にさまざまな要因が絡んでいることが推測でき、問題の解決には時間を要することが理解できよう。

個別支援における方法で最も多かったのは、子ども達や保護者に対する「面接」である。SSWrが支援を展開していく上で、子ども達や保護者の話を傾聴し、それに沿う形で関わるというパートナーシップの態度は必然である。そういう意味で、業務の中で「面接」が多かったということは、SSWrが子ども達や保護者に寄り添うことを意識しながら関わっていたことが窺える。個別支援の中で、家庭訪問や外部の関係機関との連携を図る上でアウトリーチを頻繁に行っていることも分かる。

ケース会議の開催と参加は、SSWrにとって重要な業務の一つであり、コンサルテーションや子どもやその保護者をアドボケートする機会にもなる（門田、2009）。校内外のケース会議の合計は、114回で395件のケースに対応している。SSWrの会議の参加は、校内の教職員や外部の関係者にSSWrの役割や視点を理解してもらう重要な機会になり得る。会議の開催、参加が後々の「教員からの相談が増えた」という要因になったと思われる。

個別支援以外の業務では、校内の教員との連携に多くの時間を割いていることが分かる。特に学級担任との連携が多い。このことは、日頃子ども達と接する時間が多いのは担任であることから、SSWrが意識的に担任と連携をとりながら子ども達の支援について検討し、相互に役割を分担しチームアプローチの視点で関わる意識が働いているものと考えられる。

##### 2. スクールソーシャルワーカーに対するインタビュー

SSWrに対するインタビューから見てきた現状を大きく5点に整理し、それぞれを考察する。

(1) スクールソーシャルワーカーの役割を理解してもらう動き

うるま市内の学校において初めてのSSWr配置であったため、当初は学校内外や保護者、子ども達からの認知度が低く、SSWrが先ず優先しているのは、スクールカウンセラーとの違いやSSWrの役割を周りに理解してもらうという動きである。このことは、他府県のSSWrにも見られる同様の動きである（茶屋道ら a、2010）。他機関との連携においても学校にソーシャルワークを専門とする職種がいることを理解してもらうために直接、他機関を訪れ日常的に情報交換を密に行っている。関係者との協働関係の構築なしには、ソーシャルワーク業務が展開できないという意識の表れであろう。

(2) 教職員と連携するための配慮

教職員との連携の取り方に、配置当初苦労したことが伺える。教員を尊重しながら教員とは異なる福祉の

視点を提案し、SSWrが裏方に回るようにしていたことや教職員向けに「SSW通信」を作成し、SSWrの役割を理解してもらう努力をしている。また、職員室で日常的に教職員とおしゃべりしながら、関係をつくることも意識している。このことは、SSWrが学校内の教職員との連携なしに業務を遂行することは難しく、学校内に限らず外部機関とも協働しながら支援を展開していくことを考えると、配置された初期の段階でその素地作りはかなり気を配りながら時間を割いていたことがわかる。それらの動きが、後々のソーシャルワーク業務において、関係者と連携を取る上で良い影響を与える（金澤、2008）ことができたと考える。後半になると、教員の方からSSWrに気になる子ども達の相談が持ちかけられているのも、教職員とSSWrの関係性が構築された結果であろう。

### (3) 保護者や子どもたちへの配慮

保護者や子ども達に対してもSSWrがどういう存在なのか伝え、相談内容に関しては全てを学校側に伝えるのではなく、プライバシーの保護に配慮している。相談者からの秘密を守るということを約束することで、安心して話せる場の提供を意識している。SSWrとの信頼関係を構築することを大切にし、まずは保護者や子どもたちの話を受容することを意識し、子どもを中心に関わるようにしていることが分かる。それらの配慮が、その後のソーシャルワークの展開に良い影響を及ぼしたと考えられる。

### (4) 学校内の変化と体制への影響

SSWrが配置されたことによる学校内の変化は、教員の子どもたちを見る視点が変化したことが挙げられる。SSWrがチームの一員として動くことで、校内体制が充実し教職員との連携が上手くいき、外部機関との連携も増え具体的な支援が展開できている。さらに、学級担任がケースを抱え込まず、チーム体制が構築でき教職員の意識が高まっているようである。その中で徐々にSSWrが学校内に受け入れられ、教職員とチームで動き校内で活用されることにやりがいを感じるようになっていく。

また、両校ともSSWrに対する学校長や教職員の理解度が高く、受け入れ態勢が十分に整えられている。このことは、SSWrとは異なる視点を有する学校組織において、SSWrにとって大きな利益につながることである。SSWrに対する理解が低いと、SSWrの持つ機能を十分発揮できない可能性があり、子どもたちに対する支援も上手く展開できない状態に陥る。教職員との信頼関係の構築は、その後の連携のあり方に影響を与える（Paula、2001）。そういう意味において、今回SSWrが配置された学校の理解度が高かったということは、学校内にてソーシャルワークを展開する上で非常に有効であったと考える。このことは、SSWr配置以前より、学校内における子ども達に対するソーシャルワーク的な支援の必要性が潜在化していたことも考えられよう。

### (5) 今後に向けての課題

今後に向けていくつかの改善点が挙げられている。主な内容は、雇用条件の整備である。SSWrの雇用形態は非正規雇用扱いであり、身分保障が十分されておらず、給与体系も不十分である。このことは、大きな課題であると強く指摘したい。SSWrの質を向上的に担保するためには、その身分を保障しなければならない。給与が不十分ということは、人材の固定化に大きな影響を及ぼす。ソーシャルワークは、人と人のつながりを重視しその関係性が鍵になる。担当者が変わるということは、これまで構築された関係が一旦崩れることになりかねない。そのことは、子どもたちの支援において大きな不利益となり得る。SSWrから「単年契約でなく、せめて3年くらいの契約で同じ人を採用した方が良い」との指摘や「学校と教育委員会がビジョンを持って、SSWrを配置してほしい」との要望がある。今後、SSWrを正規雇用する動きを教育委員会や市に強く求めたい。

## 3. 学校長に対するインタビュー

学校長に対するインタビューから見えてきた現状を大きく3点に整理し、それぞれを考察する。

### (1) SSWrが配置されたことによる利点

SSWrが配置されたことにより、保護者や地域の機関との関係づくりや連携が上手くいったとしている。そして、学校内の会議にSSWrが参加することで専門的な意見が出され、支援の際の具体的な役割分担ができ、結果として教職員の業務の負担軽減につながり、勤務に時間的な余裕が生まれたとしている。課題を抱える子ども達の支援は、学校内だけでは限界があり、これまで適切な取り組みの方法を学校現場は把握できていなかったと言えよう。SSWr配置の高評価は、他地域での調査でも多く明らかにされており（森下ら、2010）、うるま市においても同様の結果が出たものと考えられる。SSWrの関わりで、子ども達の抱える課題の根底のアプローチが可能となり、子ども達の課題が軽減され、それが教員の業務や精神的な負担の軽減につながったのであろう。このことは、SSWr配置の大きな成果として評価できる。

### (2) 学校内の変化

これまで中々進展しなかったケースにSSWrが関わることで、徐々に状況が好転しチームで関わることの重要性を教職員が感じるようになり、校内体制の信頼感が増しているようである。このことは、チームアプローチで関わるSSWrの視点が、学校内において理解された結果と言えよう。

### (3) スクールソーシャルワーカーへの期待と課題

SSWrが不在になると現体制を維持できないため、予算面の限界はあるがこの事業を継続的に実施してほしいとの要望やSSWrの雇用部分の不安定さを解消してほしいとの意見がある。このことは、SSWrが配置された1年の間で、学校内にてSSWrの認知度が高まりその必要性を十分に学校や学校長が理解した結果と言えよう。

## V. 調査のまとめと今後の課題

今回の調査で明らかになったことは、SSWrが積極的に子ども達との面接の時間をつくり、学校内の教職員や外部機関の人と連携を取っていることである。特

に配置された初期の頃は、SSWrの存在や役割を周りに理解してもらうことを強く意識し、教職員と上手く関係を作ることに気を配っている。その取り組みが、徐々にSSWrの学校内での存在の確立や子ども達の支援の充実にもつながったと考える。また、SSWrの働きが教職員の業務負担の軽減に貢献したことは大きく評価できることである。教員の多忙さが指摘され休職者が増える中（四牟田、2008）、教職員が安心して職場で働く環境の整備においてもSSWrの存在は大きいと言えよう。SSWr自身も学校内にて教職員と連携が取れることや子ども達の笑顔や成長過程を目の当たりにし、保護者から感謝の言葉を頂くことで仕事に対するモチベーションを維持、向上しているようである。そして、何よりもSSWrがパートナーシップの姿勢で子ども達に丁寧な寄り添い支援することで、子ども達がエンパワメントされ、子ども達が抱える課題の緩和、解決に至っていることが考えられる。SSWrの存在そのものが、子ども達に安心感を提供できているのであれば、大きく評価できることである。

課題として挙げられる点の一つは、スーパービジョンの強化である。SSW事業におけるスーパービジョン体制の重要性や強化の指摘は多くなされており（茶道らb、2010）、うるま市の現状の月1回では不十分であろう。学校の中で一人職種として活動するSSWrにとって、他校のSSWrと合同で行うスーパービジョンの時間は、相互の情報交換や共有ができ貴重な時間となり得る。SSWr同士のピア・スーパービジョンの時間も設ける等の工夫が必要である。

二つめは、SSWrの身分の不安定さである。県内や他府県の調査においても同様の指摘が多くなされており（蓮井、2009、半羽ら、2009、比嘉、2009）、SSWrの質を維持するのであれば、そこに働く人材の確保が必然となる。より良い人材を確保することが、制度の充実につながることを考えると、身分保障を含めSSWrが働きやすい環境を整備することは必然である。具体的には、社会福祉士や精神保健福祉士というソーシャルワーカーの国家資格を有する人材を継続的に雇

用できるだけ財源確保が必須である。

### おわりに

本調査は、うるま市におけるSSWr配置初年度の実態を調査した内容である。初年度の実態を把握し課題を抽出したが、この事業を恒常的に継続していく上で、重要な基礎的資料になることを期待したい。2010年度に配置されたSSWrは、精神科病院での勤務歴があり社会福祉士と精神保健福祉士の資格を有する者とスクールカウンセラーとしての勤務歴や上級教育カウンセラーの資格を有する者であった。現場での豊富な経験があったからこそ、学校組織の中でこれだけの成果を残すことができたことも考えられる。筆者も微力ながらスーパーバイザーとしてこの事業に関わらせて頂いているが、十分なスーパービジョンができていたとは言い難い。

うるま市は、2011年度にさらに1名のSSWrの増員を決め、2011年度現在、3名の市採用のSSWrと1名の県採用のSSWrが市内で活動している。改善すべき課題も多くあろうが、全体的にうるま市のSSW事業の体制は他地域よりも充実していると思える。一人でも多くの子ども達がより幸せな家庭生活や学校生活が送れ、自分の将来に向けて希望が持てる生き方ができるようになってほしいと切に願う。その一役を学校組織の一員として、SSWrも積極的に担っていくことを期待したい。

### 引用文献

- 石川瞭子、2009、『スクールソーシャルワークの実践方法』、青弓社：15-16
- 門田光司、奥村賢一、2009『スクールソーシャルワーカーのしごとー学校ソーシャルワーク実践ガイドー』、中央法規：118
- 金澤ますみら、研究代表者山野則子、2008、「日本におけるスクールソーシャルワークの実証的研究ー福祉の固有性の探究ー平成19年度報告書」：87
- 四牟田修三、2008、「学校現場における多忙化の現状

と労働安全対策」、www.jec.or.jp/soudan/images/kikanshi/61-2-5.pdf:2

- 茶屋道拓哉、岩永靖 a、2010、「スクールソーシャルワーカーの視座とかかわりに関する実践分析」、『熊本県におけるスクールソーシャルワーク実践に関する調査研究・活動報告書』：39
- 茶屋道拓哉、岩永靖 b、2010、「スクールソーシャルワーカーの視座とかかわりに関する実践分析」、『熊本県におけるスクールソーシャルワーク実践に関する調査研究・活動報告書』：47
- 蓮井真紀、2009、「2008年度東かがわ市教育センターSSW活動より」、『SSW実践活動報告』vol,6,香川スクールソーシャルワーカー協会：47
- 半羽利美佳、金澤ますみ、浜田知美、2009、「スクールソーシャルワーク実践の課題ースクールソーシャルワーカーへのアンケート調査からー」、『人間学研究』第24号武庫川女子大学人間学研究会編：47
- 比嘉昌哉、2009、「沖縄県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の実態-スクールソーシャルワーク元年にアンケート調査から見えてくるもの-」、『なかゆくい講座 元気が出るワークショップ』沖縄国際大学公開講座18：123
- Paula Allen-meares, Robert O. Washington, Betty Welsh、山下英三郎監訳、2001、『Social Work Services in Schools』学苑社：389-391
- 森下朋佳、松智樹、岩井浩英、2010、「鹿児島県におけるスクールソーシャルワーカーへの期待と実感等に関する調査」：19

## 沖縄の世界遺産を活用した地域振興

緒方 修\*

Regional revitalization utilizing the world heritage in Okinawa

OGATA Osamu

2011年9月14日～16日、ソーシャル・マネージメント・システム会議がスリランカの首都コロンボで開かれた。スリランカ、日本、アメリカ、台湾、タイ、インドネシアなど10カ国から研究者が集い、建設、水資源、グリーンシステム、環境、災害早期警報などの分科会に分かれて討議した。その中の地域活性化部会で以下の発表を英文で行った。

\*国際大会であることを考慮し、沖縄の歴史・各地の世界遺産の説明の章をもうけたが、ここでは省いた。会場では代わりに4分20秒のDVDを上映した。これは「沖縄世界遺産巡り Round Trip for Okinawa World Heritage 琉球王国のグスクと精神世界ダイジェスト」のタイトルで、文化経済フォーラム、Digital Vox Corporationの協力を得て地域研究所が作成したものである。

## 要 旨

沖縄では戦後65年が経っても、なお日本全体の米軍基地の4分の3が集中している。こうした偏った政治に対抗するかのように、沖縄の人々は郷土の歴史・文化を大事にしている。地域振興の一つの鍵は、自ら住む土地への誇りであろう。沖縄大学の地域貢献の事例の一つとして集中講義「沖縄・世界遺産巡り」を紹介した。

## 要 約

沖縄は日本の人口のわずか1%（137万人）が住む最南端の島々である。そこに世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」（2000年登録）がある。琉球王国はかつて東アジア世界と独自の交易を繰り広げた。その文化的・精神的影響は今に及んでいる。音楽や踊り、空手、衣服や焼物など独特の発展を遂げてきた。2010年には「組踊」がユネスコより無形文化遺産に登録された。

講座「沖縄・世界遺産巡り」は、3年前から始まった集中講義である。タイトルの「巡り」には「巡礼」の意味を込めている。沖縄の世界遺産は9地域に散在している。北部が4カ所の城（グスク）、南部が首里城および近くの遺跡合わせて3カ所、および識名園（庭園）と斎場御嶽である。遠隔講義として約4時間の教材を作成した。学生はその講義をインターネット経由で見た後、教室での講義、そして各遺跡への視察と続く。講義が約4日、現地視察は最低でも3日間かかる。講師はオムニバスで世界遺産登録に直接携わった考古学者が中心だ。講座の背景となる文化について述べる。

15世紀頃に始まった東御廻り（アガリウマーイ＝東を廻る）は「巡礼」の始まりと言っても良いだろう。「朝の太陽は東の太陽の穴から出て、＜太陽の道＞を昇り、昼には天頂に達し、午後は太陽の道を下って西の穴に入る」これは東アジアの山地民の宇宙観だ。同じように古代の沖縄人は、太陽が昇る東の海の彼方に＜ニライカナイ＞という楽土がある、と考えた。太陽神への信仰だ。沖縄南部の東にある久高島こそ、ニライカナイに最も近い島ではないか。そう信じた歴代の琉球国王も島へ渡って祈った。沖縄本島で久高島に最も近い霊場が斎場御嶽（セーファーウタキ）である。現在で

は世界遺産の一つに登録されている。ここは琉球国第一の聖地として聞得大君（キコエオオキミ＝国王の姉妹で最高の神女）が参拝し、さらに近隣の聖地を巡った。これらの場所には湧水や大木、川や岩がある。原初の信仰であるアニミズムに近い。ある所には水が湧き出し稲が育っている。そこは鶴が稲穂をくちばしにくわえて飛んできて落としたとされている。稲作の始まりと言いつたえられている土地だ。東南アジアにも同じような伝説がある。稲作がしやすいモンスーン地帯に共通する話だろう。久高島や沖縄南部には野生の稲が生えていた。最初に沖縄に漂着した人々はきれいな水が湧き出し、そしておそらくは野生の稲や果物が溢れていたこの土地に定着したのだろう。

東御廻りは、今でも一般の人々が定期的に行っている。門中（ムンチュー＝家族・親戚一同）単位で大型バス等を使用して回る。3～4年に一度のケースが多い。

日本本土の巡礼路では四国遍路がもっとも有名だ。これは観音菩薩への信仰が基になっている。菩薩が世の中を救うために33の姿で現れるという説だ。地域の中で33の聖地を選び出し、順番に回遊するルートを設定し、巡礼する。こうした巡礼地は日本全国で600カ所を超える、という。徒歩で半日から数日で回れる小規模のものが多い。中には66カ所、あるいは1000カ所の寺や神社を、数か月かけて回るものまである。四国遍路は四国（日本を構成する主要な4島の内の一つ）の88カ所を原則として徒歩で約2カ月かけて回る。白装束に身を固め、菅笠をかぶって杖をついて歩く。日本の元首相も野党時代に女性スキャンダルが暴露され、四国遍路へ旅立った。ただし何日間歩いたのか、彼に信仰心があったのかどうか、は定かではない。

沖縄にやや遅れて世界遺産に登録された熊野古道は1000年の歴史を持つ巡礼の道だ。今でも多くの人が森の中の山道を歩いている。フランス・スペインのサンチャゴ巡礼路と世界遺産同士の姉妹道となっている珍しい例だ。

講座「沖縄・世界遺産巡り」は以上のような文化を継承している。今後の継続によって文化遺産保護や自然環境保護の普及、さらには地域の振興に役立つものと考えられる。

キーワード：沖縄、世界遺産、巡礼

### Abstract

Okinawa was historically an independent nation called the Ryukyu Kingdom before 1879, which advocated proudly strong political, economic and cultural ties with China and Asian Continent. People in Okinawa, descendants of the Ryukyu Kingdom, have maintained its spirit. They have fostered its traditional music, dance, Karate, clothes, pottery and so on as outstanding culture. The World Heritage of the "Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu" certified by UNESCO in 2000 and the Intangible Cultural Heritage of Humanity *Kumiodori*, traditional Okinawan musical theater, in 2010 are one of those regional properties developed through historical background of Okinawa prefecture.

People in Okinawa have been confronted with political injustice for a long time. It may be a means of their living to cherish their own history and culture against such situation. The utilization of the World Heritage as regional properties could be a way to the approach toward regional revitalization.

Okinawa University affirms its new declaration of the philosophy in the 50th anniversary of establishment in 2008, called "Advancing toward a future with local community". As the commits to pursuing the philosophy, the university offers several forums to students and citizens, such as "World Heritage Tour in Okinawa".

Key words : Okinawa, World Heritage, pilgrimage





Figure-4 Sefa-Utaki



Figure-5 Ukinju-Hainju

(<http://www.city.nanjo.okinawa.jp/agarimawari/guide/10.html>)

Ancient people had faith in Sun god.

Kudaka Island which is located on the east side of main Okinawa island has been considered as god island since the kingdom of Ryukyu (ancient Okinawa).

Sefa-utaki is the closest sacred place to Kudaka Island, which was designated World Heritage site. It was considered as the first sacred place in the kingdom of Ryukyu and oracle *Kikoe-okimi* (sister of the king) made her visit on this place and other sacred places near Sefa-utaki. One can see springs, big trees, rivers and rocks in these sacred places. Ancient style of religion was based on Animism.

The pilgrimage hails from 15th century and nowadays ordinary people practice it regularly.

This is called *Agari-umai* (visiting to sacred places in the east part of Okinawa).

In some places, we can see groundwater discharge and rice cropping. According to the legend, there is a specific place where ancient people started rice cropping. The crane legendary brought rice ear to this place. Similar kinds of folk story are often heard, in Southeast Asia, particularly in monsoonal regions. Wild rice plants used to grow in Kudaka Island and Southern part of main Okinawa island. People who stranded on Okinawa settled down in this area because the land had plenty of groundwater and was full of wild rice plant and fruits. Descendants visit these sacred places to worship ancestors for every three to four years.

## 2. Lecture "World Heritage tour in Okinawa"

Okinawa University has been offering a lecture "World Heritage tour in Okinawa" for past three years. The title of the lecture has the meaning of "pilgrimage". The World Heritage of the "Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu" includes nine sites; four sites in northern part of Okinawa and three sites in southern part of Okinawa, and Shikinaen and Sefa-utaki.

As a distance learning lecture I developed four-hour teaching materials for students. After taking lectures via internet and attending the class, students will go on a short study tour to these sites. At least four days will be taken to complete the lecture. Lecturers were chosen from archaeologists who were involved in designating the world heritage. Firstly, I will briefly explain history of Okinawa and then I will introduce

these related historical remains.

### 3. To understand the World Heritage in Okinawa

(歴史及び各遺跡紹介文と写真は省略、代わりにDVDを流した)

### 4. Picture: Students in the fields of "World Heritage tour in Okinawa"

Participants in the tour are about forty students; the number was restricted by the capacity of bus seats. Most of them were born and grown up in Okinawa, but it was their first time to tour around the world heritage sites. It is necessary to acknowledge the local history for recognizing the worth of 'Gusuku' ruins and related properties declared as the World Heritage. (Otherwise, valuable World Heritage sites are just looked as a pile of debris.) In other words, the historical excellence of the World Heritage sites in Okinawa is

the reason for its international accreditation as the World Heritage. History of Okinawa as an independent nation called the Ryukyu Kingdom tells us that a unique cultural style like the construction of *Gusukus* had developed through active interaction with overseas nations in Asia. Portuguese Tome Pires described in his book 'Suma Oriental' Ryukyu traders who came to Malacca in 16th century as follows, "People in China and other Asian countries talk about Lequeos, Ryukyu traders, just in the same way people in Europe talk about Milanese". Thus the formation of its unique history and culture attracts the people from mainland of Japan as well as abroad to visit Okinawa. Okinawa's strength does lie in it: How much valuable is it for the tourism? And what are the regional properties appropriately utilized for regional revitalization? The pride of our own history and culture could provide the answers to these questions. Students become aware of that through the lecture "World Heritage tour in Okinawa".



Figure-6 Shuri-jo site



Figure-7 Shikinaen

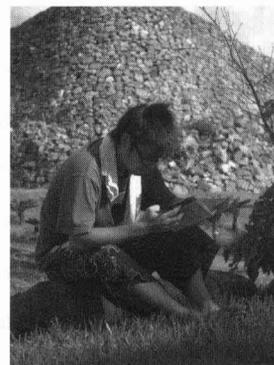


Figure-8 Nakijin-jo site

Okinawa failed to develop manufacturing industries in the local, unlike mainland of Japan. As a result, young people in Okinawa mostly get jobs in the service industry. I hope that more young people have a chance to work in the tourism sector rather than in the U.S. military bases

in Okinawa. Employment in the military bases is so to say 'negative heritage' and should not be promoted.



Figure-9 Katsuren-jo site

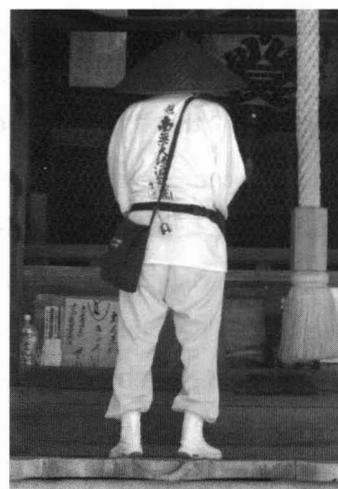


Figure-10 White clothing

## 5. culture of pilgrimage

Religious tradition so called "culture of pilgrimage" is widespread not only in Okinawa but also around Japan. Finally, I will introduce the most famous Shikoku Pilgrimage.

Japanese have a faith in Kannon Bosatsu (the Buddha of Compassion). As legend goes, it appears to this world in 33 forms to save people. Thus people picked out 33 sacred places and make a pilgrimage to worship. Around Japan, this kind of place for pilgrimage counts to 600. It takes from half a day to a few days to walk and to worship these places. Some pilgrimages may have 66 places, and other 1,000 places including temples and shrines. In this case it takes few months. The Shikoku Pilgrimage is the most famous one. 88 places should be visit for almost 2 months. People who make a pilgrimage should wear white clothing and a sedge hat with a walking stick. Prime Minister Kan once made a pilgrimage when he belonged to opposition party because of his involvement in a scandal. However, I am not sure how long did it take for him to complete the pilgrimage and whether he had a religious mind.

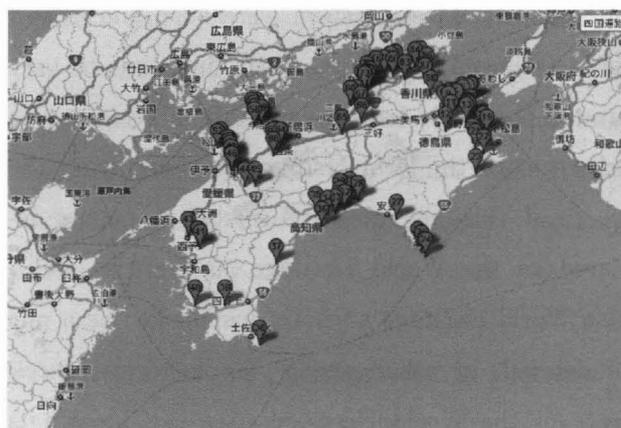


Figure-11 A map of The Shikoku Pilgrimage

報告の後、スイスのヌシャテル大学の元学長、デニス・マイヨー教授から「素晴らしい試みだが、そのインフラはどうして作ったのか」と質問された。インフラの意味が、集中講義「沖縄・世界遺産巡り」の講義自体の組み立てのことか、それとも沖縄の世界遺産そのもののことか、分からずその場で明快な答えが出来なかった。その後、バスの中などで話し合ううちに、北スペインのサンチャゴ・デ・コンポステーラの話題が出た。「あれこそが典型だよ」と言われた。12世紀から続くサンチャゴ巡礼は、観光の発祥の地、歴史遺産が現在のツーリズムを支えている例だ。サンチャゴ・デ・コンポステーラは人口約13万人、そこに800万人～1100万人の観光客が訪れる。昔の巡礼のように歩いてくる人が約10万人。小さな街だが、17の博物館・美術館がある。巡礼博物館を訪ねると熊野古道のわらじが展示されていた。サンチャゴ路と熊野古道は、世界

遺産同士の姉妹巡礼路ともなっている。沖縄大学で始めた講座名を「沖縄・世界遺産巡り」としたのも巡礼の意味を込めている。マイヨール教授からは著書を送ってくることになっている。機会があれば関連部分を翻訳し、掲載したい。

この稿は緒方が日本語で書いたものを、寺井敦子、浜川智久仁が分担して翻訳。ディリープ・チャンドラールが監訳した。校正・レイアウトは仲宗根礼子が担当した。各氏に感謝を捧げる。